



南丹市

こども計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

令和7(2025)年 3月

はじめに

「こども基本法」が令和5(2023)年4月に施行されました。これは、こども・若者が自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことを目指して取組を進めていくための基本を定めた法律です。

これまで本市では、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」による「南丹市子ども・子育て支援事業計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく、「南丹市子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定し、推進してまいりました。

そして今回、「こども基本法」に基づき、これまでの計画を包括し発展させた「南丹市こども計画」を策定するに至りました。

計画策定においては、保護者を対象にしたニーズ調査、こどもとその保護者を対象とした生活状況を把握する調査、こどもの支援に関わる関係機関・団体へのヒアリング調査を実施しました。

また、「こども基本法」では、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが規定されており、ワークショップ等により、様々な「声」、「思い」を集めました。こども・若者たちが、自分の将来や夢を楽しみにしている思いを抱いていることがわかりました。また、ふるさと南丹市の良さを感じつつも、いったんは生活の拠点を市外へと移し、将来へはばたきたい思いがあることもわかりました。子育て世代は、つながりを大切にし、安心を土台に楽しみを感じながら子育てできる環境を求めていることがわかりました。

これらを踏まえた本計画の理念は、『ふるさとを愛し、夢と希望をもって 自分らしく健やかに育つこども・若者をはぐくむまちづくり』です。

こどもたちが、自分らしく自らの思いを発信し、まちづくりに参画する。そして夢や希望を語り、夢や希望を叶えられる。将来は自らが育ったこの環境で、こどもを育て次代につなげていく。このような好循環を生み出していくことが本市には必要です。

本市は令和6(2024)年4月、妊娠・出生から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うため、福祉・保健・教育の分野を一体として取り組む組織として、こども政策を担う「こども家庭センター」を教育委員会部局に設置しました。本計画の推進は「こども家庭センター」が中心となり、行政各分野が連携し、関係機関・団体、市民の皆様のお力添えも得ながら取り組み、人口減少の抑制に努めたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご審議いただきました南丹市子ども・子育て会議の委員の皆様、アンケートやヒアリング、ワークショップにご協力いただいた市民の皆様、関係機関や団体等の皆様、そしてこどもたちに、心からお礼申し上げます。



令和7(2025)年3月

南丹市長 西村 良平

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の策定体制と策定の経緯	4
第2章 こども・若者を取り巻く状況と課題	6
1. 人口・世帯・人口動態等	6
2. ニーズ調査及び生活実態調査の概要.....	13
3. 関係団体ヒアリングの概要.....	30
4. こども・若者の意見聴取の概要.....	42
5. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保状況.....	64
6. 子ども・子育て支援事業計画及び子どもの貧困対策推進計画の取組状況.....	72
第3章 計画の基本的な考え方	78
1. 「南丹市こども計画」の基本理念の検討にあたって	78
2. 基本理念.....	80
3. 計画の目指す基本的目標.....	81
4. 目標指標.....	83
5. 計画の体系.....	85
第4章 施策の展開.....	86
I. こども・若者の権利を守ります	86
1. こども・若者の権利について、社会全体での共有.....	86
2. こども・若者が当事者として社会参画し、意見を表明する機会の推進.....	87
3. 児童虐待の防止と対応及びヤングケアラーへの支援	88
4. こども・若者の貧困対策の推進.....	89
5. いじめ・犯罪から守る.....	90

Ⅱ. すべてのこども・若者が自分らしく生き生きと育つよう、切れ目なくサポートします	92
1. 妊婦から乳幼児までの健やかな育ちのサポート【妊娠期から乳幼児期】	92
2. 生きる力をはぐくむ保育・教育の充実【就園期から学童期】	94
3. ふるさとを大切に、人間性・社会性をはぐくむあそび・体験の充実【乳幼児期から学童期】	97
4. こども・若者の居場所づくりの充実【学童期・思春期・青年期】	99
5. きめ細やかな配慮を必要とするこども・若者への切れ目のない支援【全ライフステージ】	100
6. こどもとともに育つ保護者・養育者への支援【子育て世代】	103
Ⅲ. 地域全体で、こども・若者の育ちや子育て世代を支える環境づくりを推進します	105
1. 地域全体での支援体制の推進	105
2. 経済的な支援	106
3. 安心して子育てできる環境の整備	107
第5章 教育・保育の提供	110
1. 教育・保育提供区域について	110
2. 教育・保育の量の見込みと確保の方策	111
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	124
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	139
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	140
第6章 計画の推進	141
1. 計画の推進体制	141
2. 進捗状況の管理	141
資料編	143

「こども」表記について

本計画では、令和4(2022)年9月15日、内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室から発出された事務連絡「「こども」表記の推奨について(依頼)」の判断基準に基づき、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。ただし、①法令に根拠がある語を用いる場合 ②固有名詞を用いる場合 ③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合 については「子ども」と表記しています。

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

(1) 国の子育て支援の動向

国の少子化対策は、1990年に合計特殊出生率が1.57と判明した「1.57ショック」を契機に始まりました。1994年には「エンゼルプラン」を策定し、子育てを夫婦や家庭だけの問題としてとらえるのではなく、社会全体で子育てを支援していくことを狙いとした取組を始めています。その後、「少子化社会対策基本法（2003年）」「次世代育成支援対策推進法（2003年）」を経て、平成24（2012）年8月に「子ども・子育て関連3法」を可決・成立させ、平成27（2015）年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

全国的に人口減少社会を迎えているなかで、令和4（2022）年には統計を始めた1899年以降で初めて国内の出生数が80万人を割り込み77万人となりました。さらに令和5（2023）年には合計特殊出生率は更に低下し1.20と過去最低となり、人口置換水準の2.07を大きく下回り人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。令和4（2022）年6月には「こども基本法」が成立し、令和5（2023）年4月に施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

(2) 計画策定の趣旨

これまで、南丹市では、平成27（2015）年4月からは「子ども・子育て支援法」及び10年間延長された「次世代育成支援対策推進法」による「子ども・子育て支援事業計画」を推進してきました。

このたび、南丹市では「こども基本法」の成立を受けて「南丹市こども計画」を策定することとしました。「こども計画」は努力義務ですが、策定にあたっては国が策定するこども大綱を勘案して定めることとされています。こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことが、こども計画の目的となります。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和6（2024）年6月に改正さ

れ、法律の題名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更されました。こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画の策定が市町村でも努力義務となっています。そのため、国が定める同法律の大綱等を勘案して市におけるこどもの貧困対策についても定めます。

2. 計画の位置づけ

「南丹市こども計画」(以降、本計画という)は、「こども基本法」第 10 条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。第 10 条では、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

【こども基本法(抜粋)】

(都道府県こども計画等)

第 10 条 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

また市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができるとされています。

- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第2項に規定する、都道府県計画及び市町村計画
- その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの

【子ども・若者育成支援推進法(抜粋)】

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

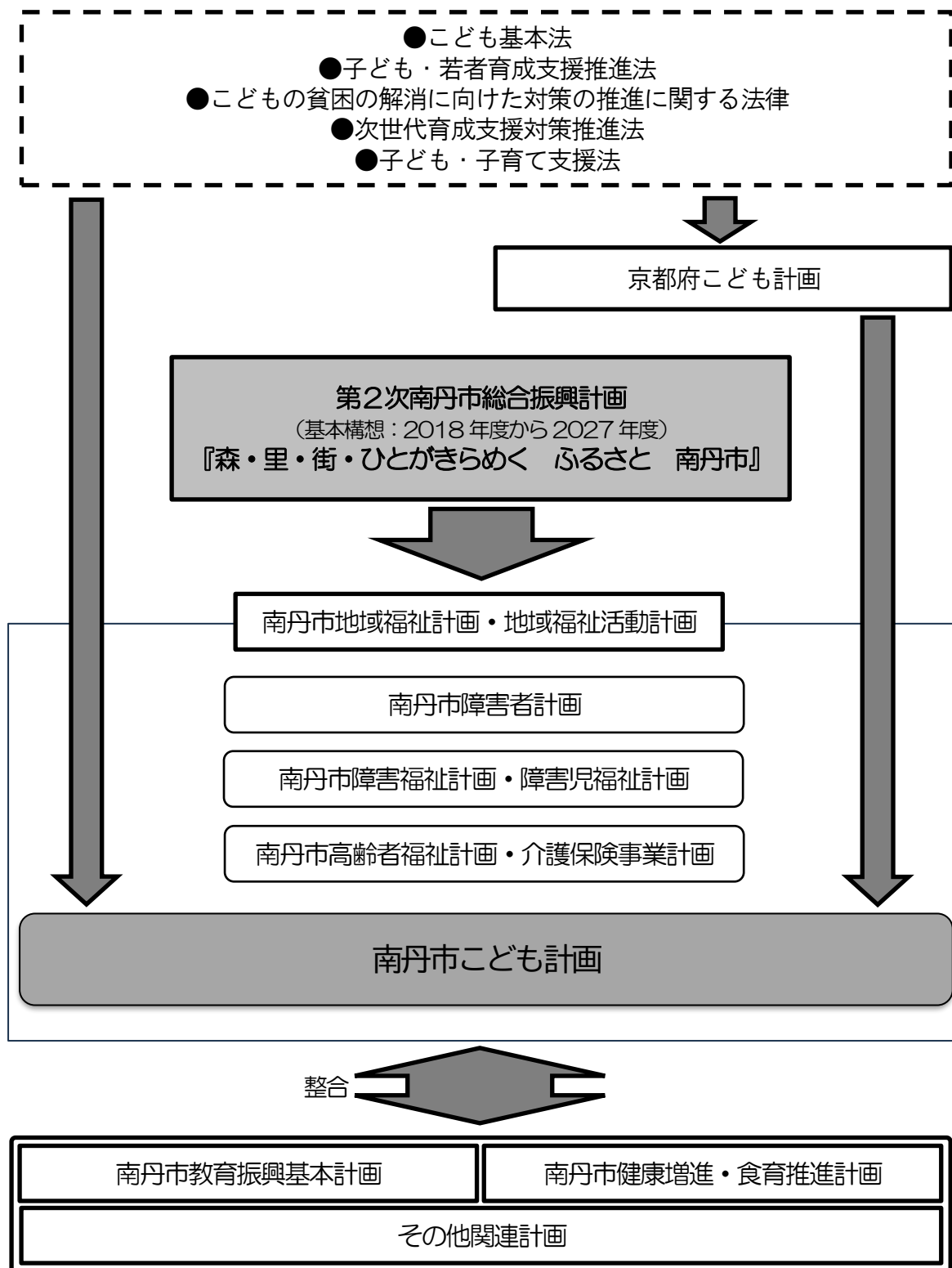
【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(抜粋)】

(都道府県計画等)

第 10 条 2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

本計画は、上位計画である「南丹市総合振興計画」やその他の諸計画など、こどもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。

【諸計画の関係】



3. 計画の期間

本計画は令和7(2025)年度から令和 11(2029)年度までの5年間の計画期間における、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項及びこども施策を推進するために必要な事項を定めるものです。

また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。

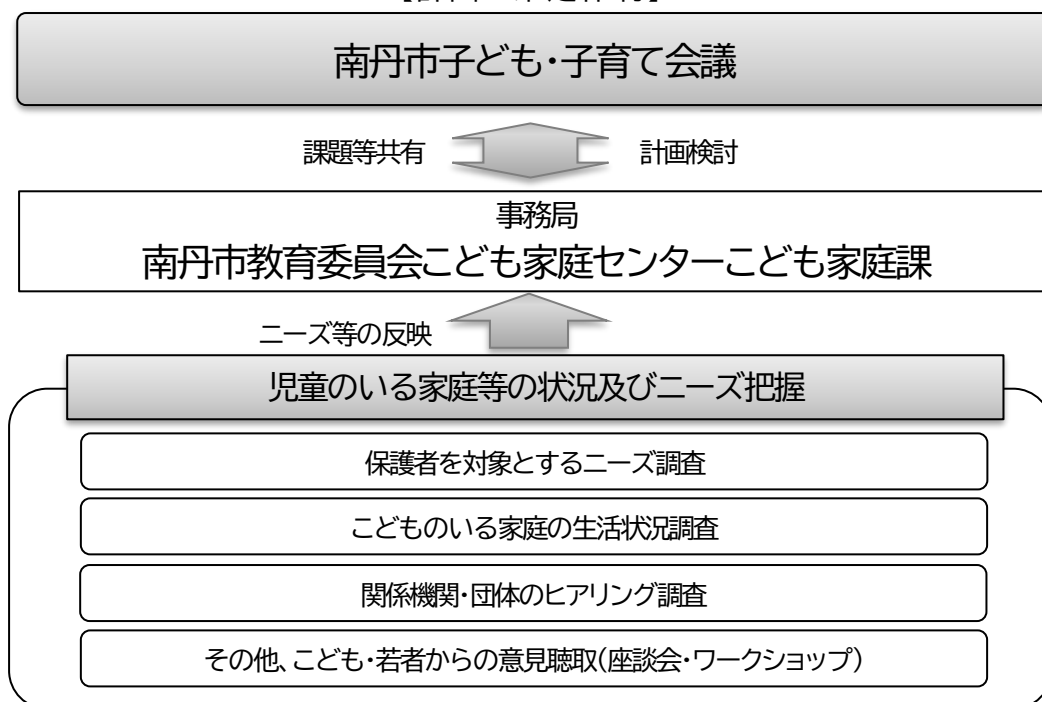


4. 計画の策定体制と策定の経緯

「こども基本法」第 10 条第2項に基づき、こどもの保護者や学識経験者、教育・保育施設関係者等で構成される「南丹市子ども・子育て会議」を設置し、本計画の内容等を審議していただきながら検討・策定しました。

また、南丹市における児童のいる家庭等の状況及びニーズを把握するための基礎調査として、就学前児童と小学生の保護者を対象とするニーズ調査、こどものいる家庭の生活状況を把握する調査、こどもの支援に関わる関係機関・団体のヒアリング調査、こども・若者へのワークショップによる意見聴取を実施しました。

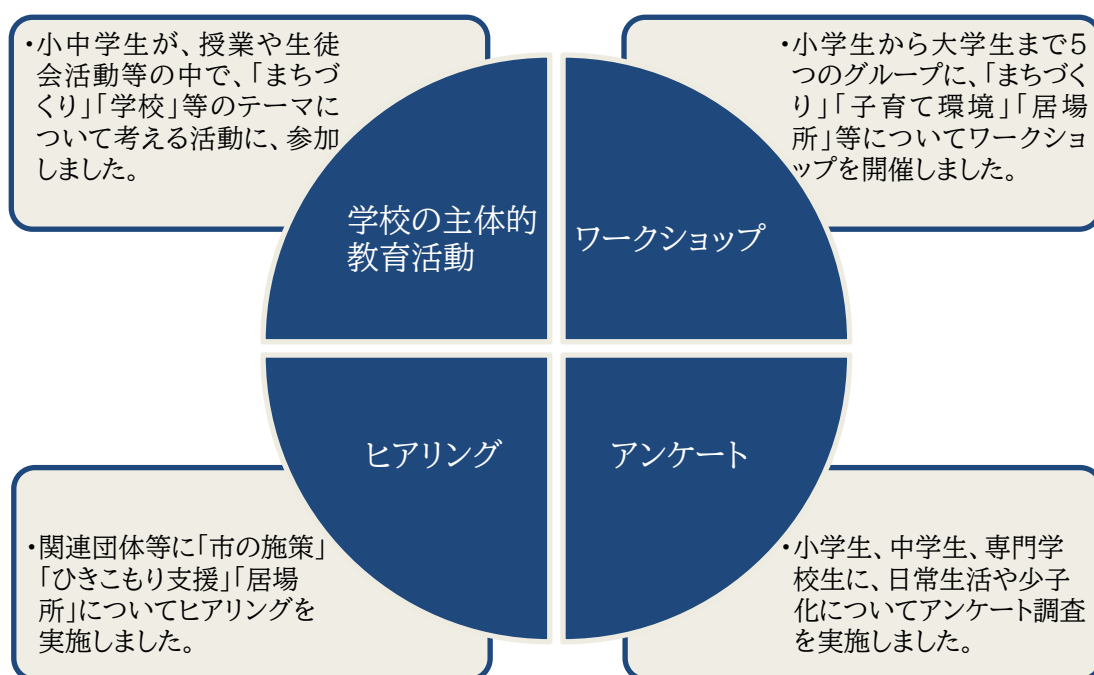
【計画の策定体制】



■こども・若者の意見を聴く活動

こども基本法では、地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価をするにあたり、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

本市では、こども・若者、子育て当事者の意見や思いを聴く機会を以下の大きく4つの活動に分け、こどもから若者までの対象者ごとに機会を設け、様々な声を集めました。



第2章 こども・若者を取り巻く状況と課題

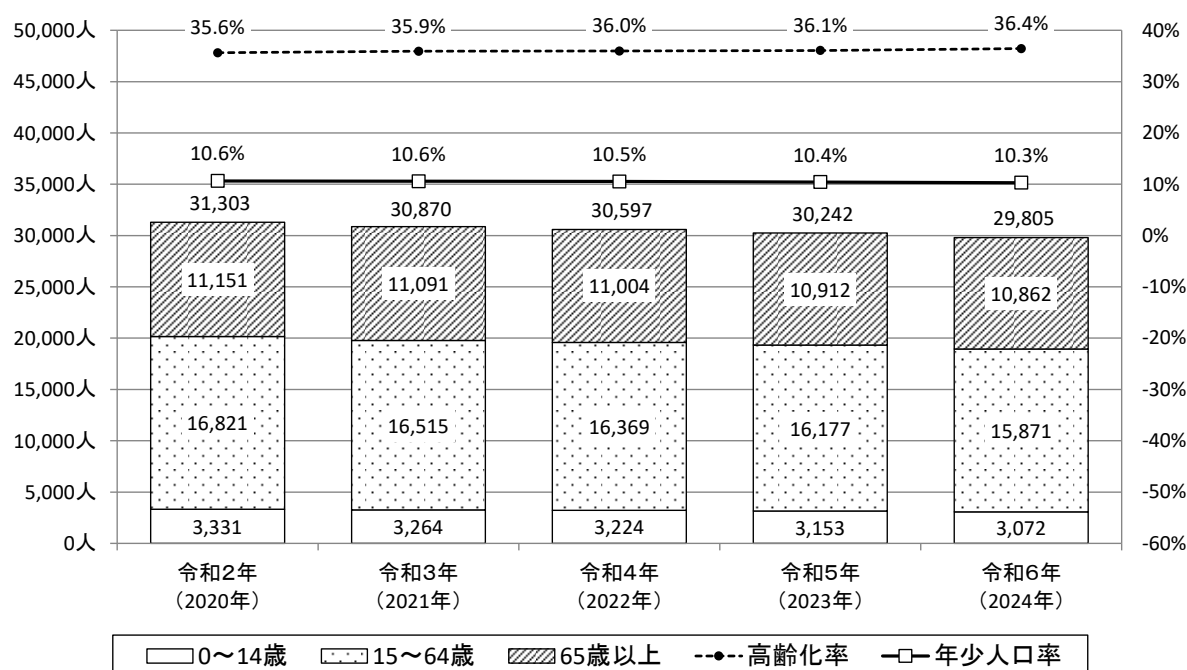
1. 人口・世帯・人口動態等

(1) 総人口

本市の総人口は年々減少しており、令和2(2020)年の 31,303 人から、令和6(2024)年には3万人を下回り 29,805 人と、約 1,500 人減少しています。

また、65 歳以上の高齢化率が令和6(2024)年には 36.4%と、令和2(2020)年と比較して 0.8 ポイント増加している一方で、高齢化率の増加に伴い、0～14 歳の年少人口や 15～64歳の生産年齢人口の比率は減少しています。

■南丹市の人口の推移



単位:人

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
総人口	31,303	30,870	30,597	30,242	29,805
0～14歳	3,331	3,264	3,224	3,153	3,072
15～64歳	16,821	16,515	16,369	16,177	15,871
65歳以上	11,151	11,091	11,004	10,912	10,862
高齢化率	35.6%	35.9%	36.0%	36.1%	36.4%
生産年齢人口率	53.7%	53.5%	53.5%	53.5%	53.2%
年少人口率	10.6%	10.6%	10.5%	10.4%	10.3%

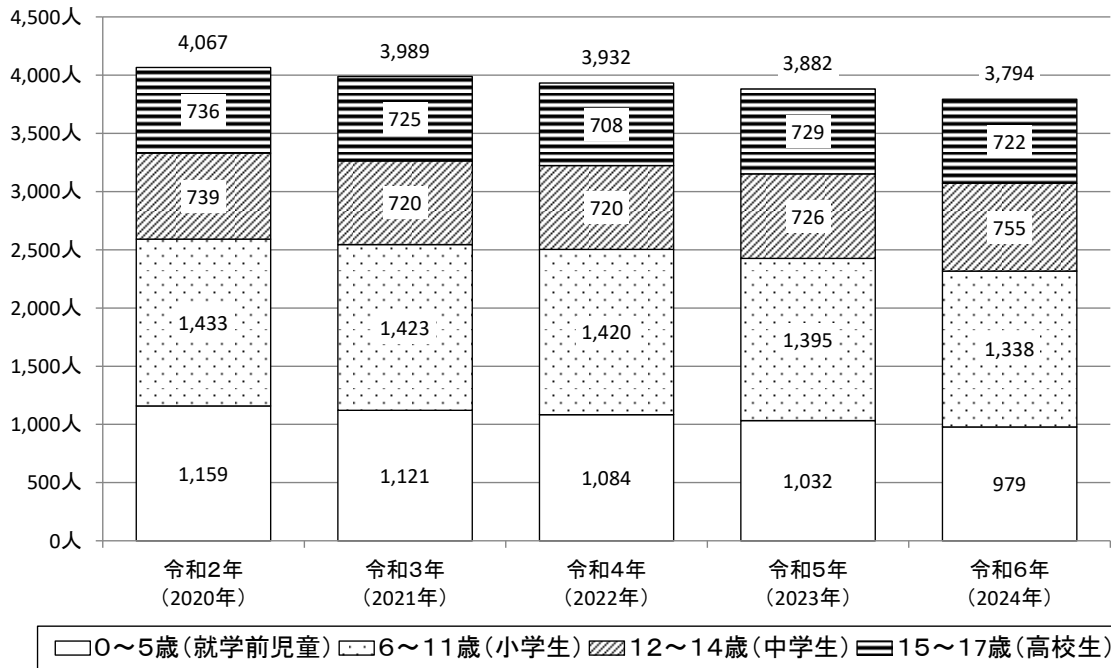
資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

(2)こどもの人口

18 歳未満のこどもの人口は、令和 2(2020)年以降減少していますが、12～14 歳(中学生)は令和6(2024)年にやや増加しています。

また、18 歳未満のこども人口の市の総人口に対する比率は、令和2(2020)年の 13.0%から令和6(2024)年の 12.7%と、4年間で 0.3 ポイント減少しています。

■こども人口の推移



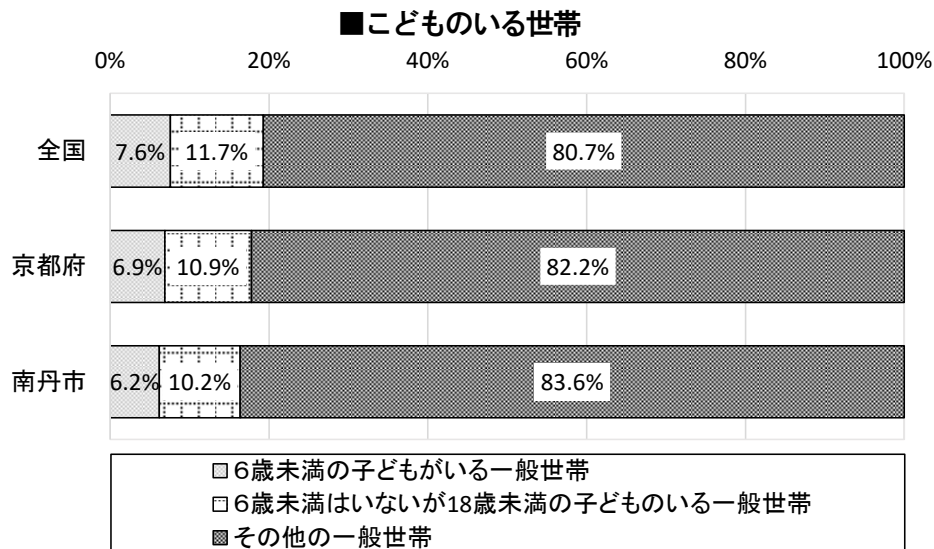
単位:人

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
こども人口	4,067	3,989	3,932	3,882	3,794
就学前児童(0～5歳)	1,159	1,121	1,084	1,032	979
0歳	152	153	140	148	138
1歳	194	158	171	145	153
2歳	179	198	167	171	144
3歳	203	190	205	166	167
4歳	219	202	191	207	171
5歳	212	220	210	195	206
小学生(6～11歳)	1,433	1,423	1,420	1,395	1,338
低学年(6～8歳)	721	680	675	659	634
高学年(9～11歳)	712	743	745	736	704
中学生(12～14歳)	739	720	720	726	755
高校生(15～17歳)	736	725	708	729	722
こども人口の対総人口比	13.0%	12.9%	12.9%	12.8%	12.7%

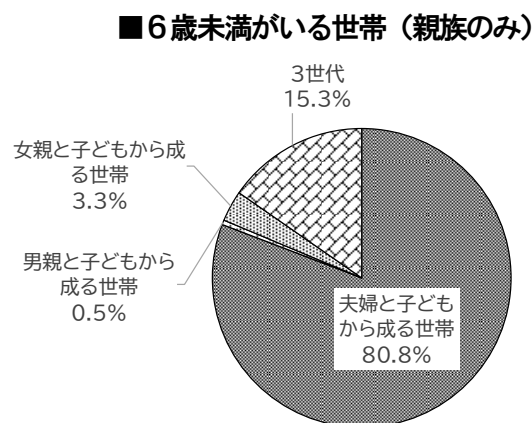
資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

(3)こどものいる世帯

本市の世帯の状況をみると、6歳未満のこどもがいる一般世帯は 6.2%、6歳未満はいないが18歳未満のこどものいる一般世帯は10.2%で、これらを合わせた18歳未満のこどものいる世帯は 16.4%となっており、全国・京都府より低くなっています。



6歳未満のこども(1,082 人)のいる世帯は 813 世帯であり、親族のみの世帯のうち 84.7%が核家族となっています。



	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	13,134	29,828	1,082
6歳未満がいる世帯	813	3,493	1,082
親族のみ	808	3,473	1,077
核家族	684	2,736	918
夫婦と子どもから成る世帯	653	2,631	880
男親と子どもから成る世帯	4	16	6
女親と子どもから成る世帯	27	89	32
3世代	124	737	159
非親族含む	5	20	5

資料:国勢調査(令和2年(2020年))

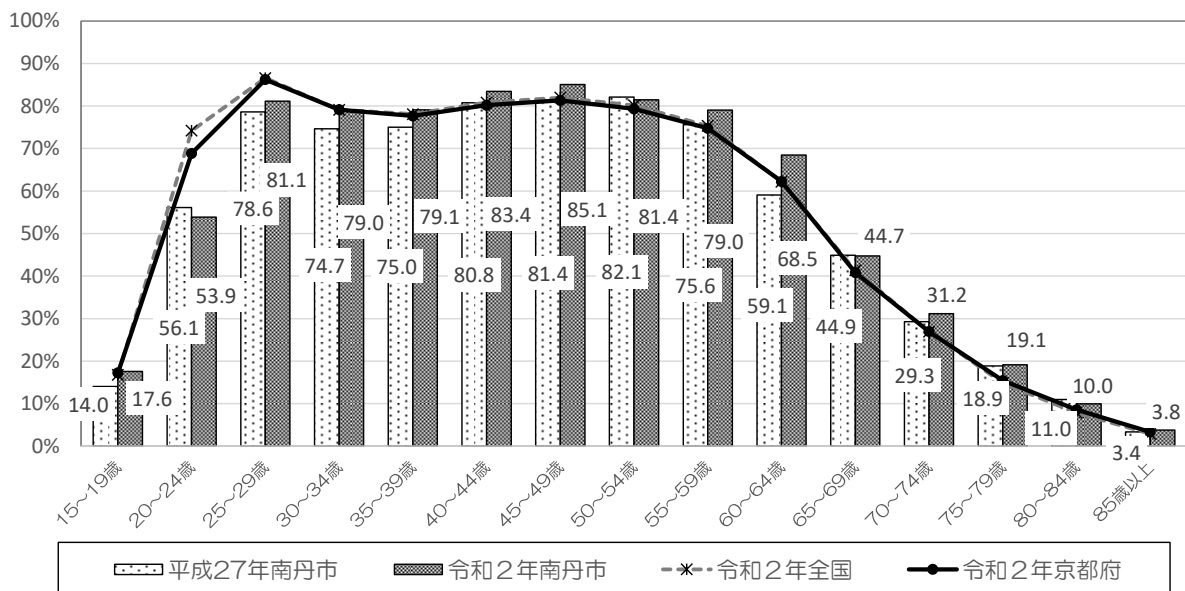
(4)女性の就業状況

令和2(2020)年の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)をみると、20～29歳では全国・京都府に比べ低くなっていますが、35歳以上では全国・京都府に比べて高くなっています。

また、南丹市の女性の令和2(2020)年の労働力率を、平成27(2015)年の労働力率と比較すると、5年間でほとんどの世代の労働力率が増加していますが、とりわけ60～64歳の労働力率が10ポイント近く増加しています。

全体的に労働力率が上昇している中で、20～24歳は平成27(2015)年に比べ2.2ポイント減少しています。

■全国・京都府・南丹市の女性の年代別労働力率



単位:%

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成27年(2015年)南丹市	14.0	56.1	78.6	74.7	75.0	80.8	81.4	82.1	75.6	59.1	44.9	29.3	18.9	11.0	3.4
令和2年(2020年)南丹市	17.6	53.9	81.1	79.0	79.1	83.4	85.1	81.4	79.0	68.5	44.7	31.2	19.1	10.0	3.8
令和2年(2020年)全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	41.3	26.9	14.9	7.8	2.9
令和2年(2020年)京都府	17.2	68.9	86.2	79.1	77.7	80.2	81.3	79.3	74.8	62.2	40.8	27.0	15.5	8.6	3.3

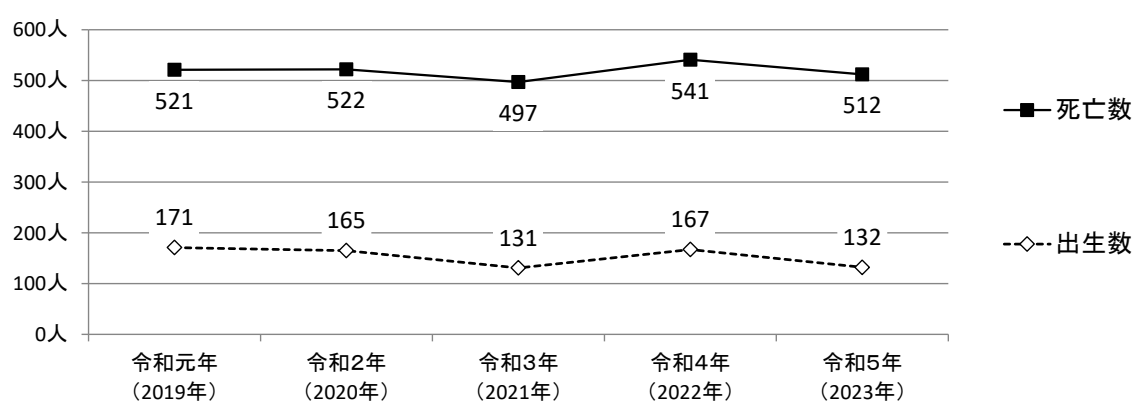
資料:国勢調査(令和2年(2020年))

(5)人口動態

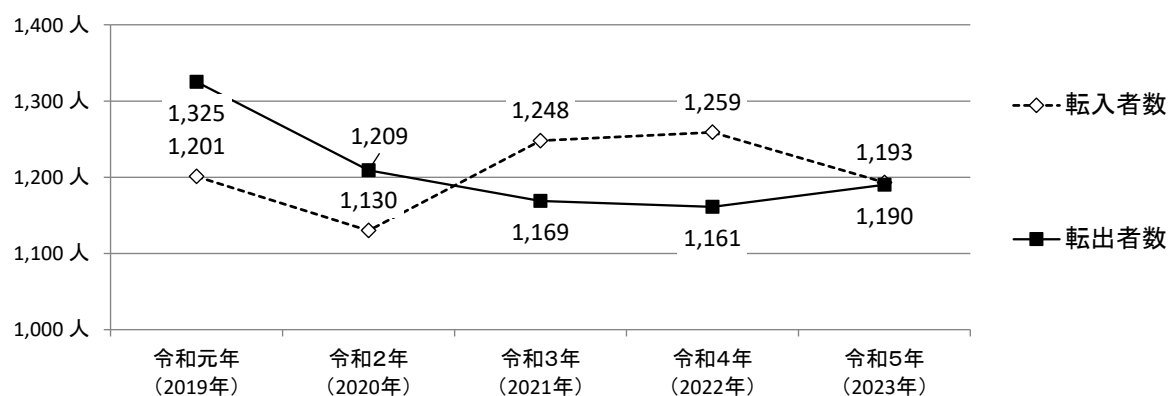
本市の出生数及び死亡数の推移をみると、令和元（2019）年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向にあります。

また、転入者数及び転出者数の推移をみると、令和2（2020）年までは転出者数が転入者数を上回っていましたが、令和3（2021）年には転入超過に転じ、令和5（2023）年には転出者数と転入者数がほぼ同数となっています。

■出生数及び死亡数の推移



■転入者数及び転出者数の推移



資料：住民基本台帳

(6)児童虐待相談件数

児童虐待相談での新規登録件数をみると、年間 60 件程度で推移していますが、年度内終結件数が新規登録件数を下回っていることから、対応件数は増加傾向にあります。

■児童虐待相談件数の推移

単位:件

	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
年度末対応件数	203	227	232	276	290
年度内新規登録件数	60	63	53	80	63
年度内終結件数	54	40	48	39	51

資料:南丹市要保護児童対策地域協議会

(7)母子健康手帳交付、妊婦健康診査等

母子健康手帳交付件数(実)をみると、令和元(2019)年度に比べ減少しており、令和5(2023)年度では 124 件となっています。

■母子健康手帳交付、妊婦健康診査等の推移

	単位	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
母子健康手帳交付件数(実)	件	166	145	148	150	124
母子健康手帳交付件数(延・多胎)	件	171	147	151	152	125
妊婦健康診査受診者(実)	人	166	230	231	223	211
妊婦健康診査受診者(延)	人	2,031	1,750	1,742	1,728	1,641
新生児訪問	件	152	151	122	140	135

資料:地域保健報告(新生児訪問は子ども・子育て交付金実績より)

(8)障害者手帳(18 歳未満)

18 歳未満の障害者手帳所持者の推移をみると、増減を繰り返してはいるものの、概ね横ばいで推移しています。

■障害者手帳所持者の推移

単位:人

	令和2年 (2020 年)	令和3年 (2021 年)	令和4年 (2022 年)	令和5年 (2023 年)	令和6年 (2024 年)
身体障害者手帳(18 歳未満)	18	17	14	14	13
療育手帳(18 歳未満)	61	59	54	63	66

資料:※「身体障害者手帳交付台帳登載者数 市町村別」より抜粋(京都府提供)

※「市町村別療育手帳保持者数」より抜粋(京都府提供)

■障害児通所施設利用状況

		単位	令和5年度 (2023 年度)	事業所名
未就学児・児童発達支援事業所	施設数	施設	2	つくし園、COCORO
	利用者数	人	79	
就学児・放課後等デイサービス事業所	施設数	施設	6	ぶどう畑、わいわいプラス園部教室、わいわいプラス園部第二教室、ひまわりくらぶ、たんぽぽくらぶ、よつば
	利用者数	人	110	

資料:※「京都府内指定事業所一覧」より抜粋(京都府提供)

※「福祉総合システム G-Trust II」より抽出

2. ニーズ調査及び生活実態調査の概要

(1) 子ども・子育てニーズ調査の結果

本調査は、「南丹市こども計画」策定の基礎資料とするため、ご家庭の子育ての状況や市の取組へのご意見をお聞かせいただくことを目的として実施したものです。

■調査の種類と実施方法

調査の種類	調査の対象(母集団)	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	市内の就学前児童 (0～5歳)の保護者	令和6(2024)年 2月～3月	郵送による 配布・回収及び Web調査
小学生アンケート	市内の小学生児童 (小学1～6年生)の保護者	令和6(2024)年 2月～3月	

■配布と回収状況

		配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	郵送	824票	196票	46.4%
	Web		186票	
	合計		382票	
小学生アンケート	郵送	1,015票	217票	40.3%
	Web		192票	
	合計		409票	

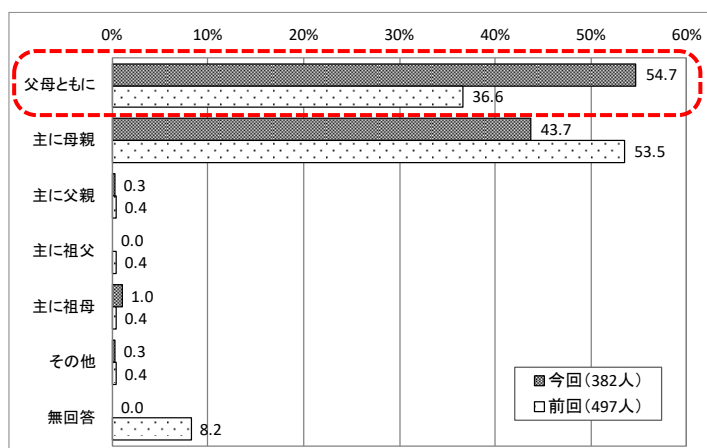
(2)子ども・子育てニーズ調査の結果からみる特徴と課題

■子育てを主に行っている方

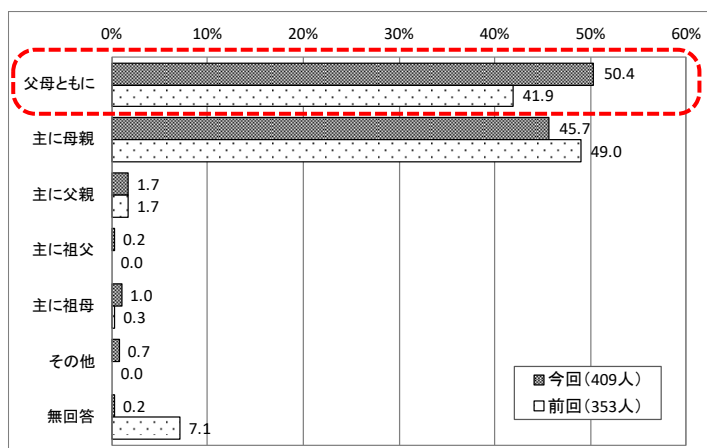
「父母ともに」が増加

子育てを主に行っているのは、就学前・小学生の保護者ともに「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっています。前回調査と比較すると、「父母ともに」が増加し、「主に母親」が減少しています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

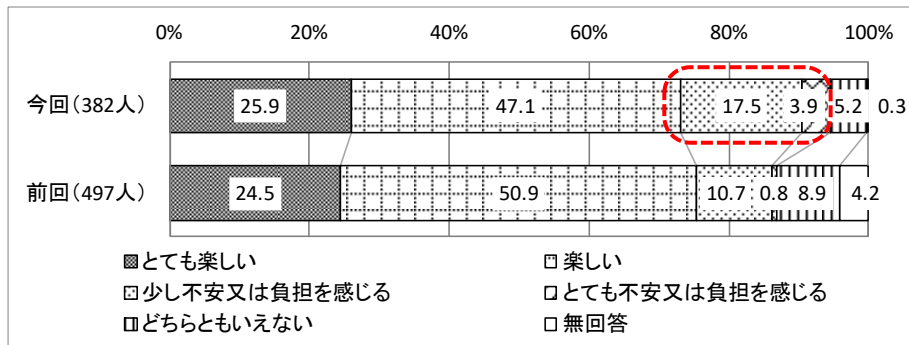


■子育てについての気持ち

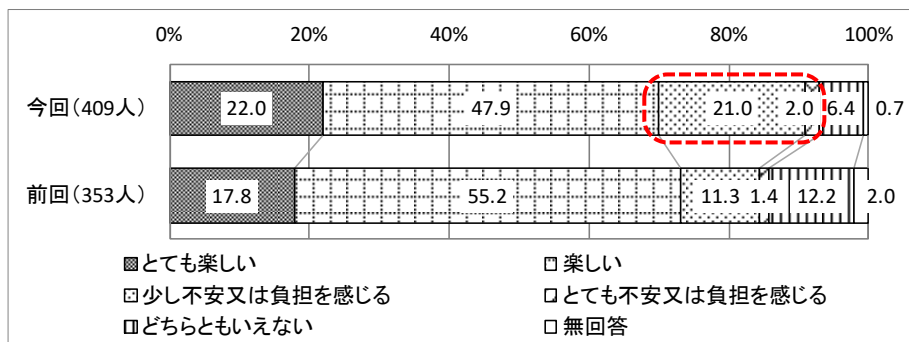
「不安・負担を感じる」が増加

「少し不安又は負担を感じる」と「とても不安又は負担を感じる」を合わせた「不安・負担を感じる」について、就学前・小学生の保護者ともに前回調査より増加しています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

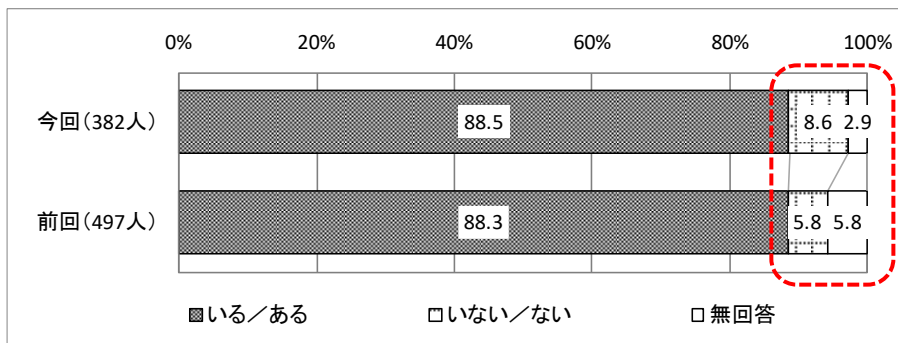


■子育てに関する相談先の有無

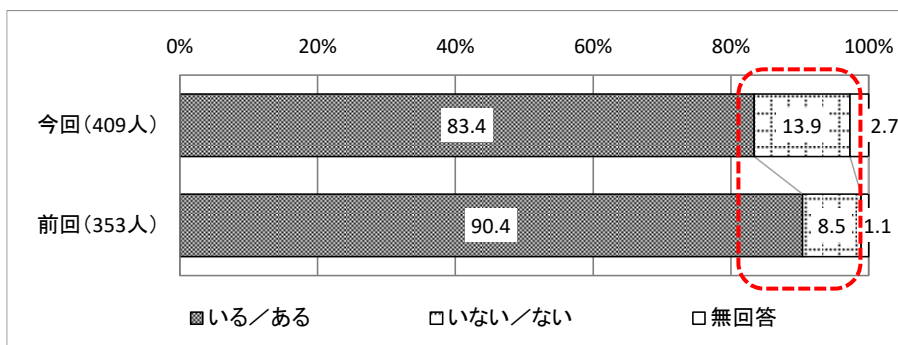
「相談できる人・場所がない」が増加

子育てに関して気軽に相談できる人・場所の有無については、就学前・小学生の保護者ともに「いない／ない」が前回調査よりも増加しています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

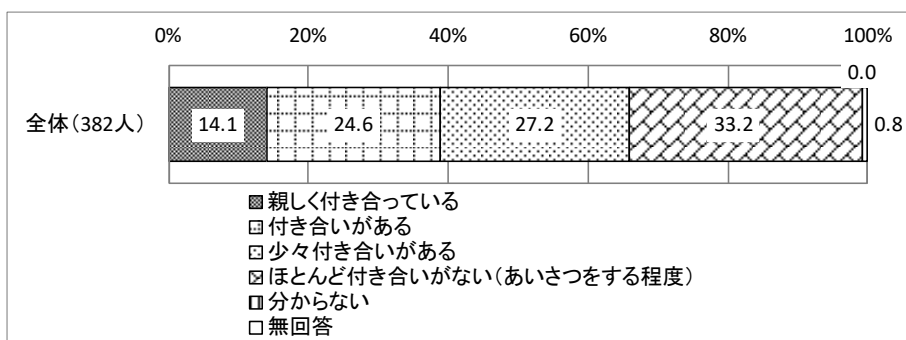


■近所付き合いの程度

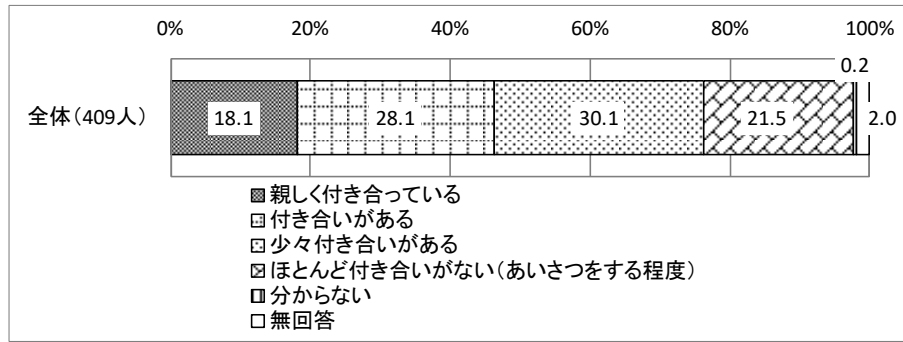
「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が3人に1人の割合

近所付き合いの程度については、就学前児童保護者では「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が33.2%で最も多く、小学生保護者では21.5%となっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

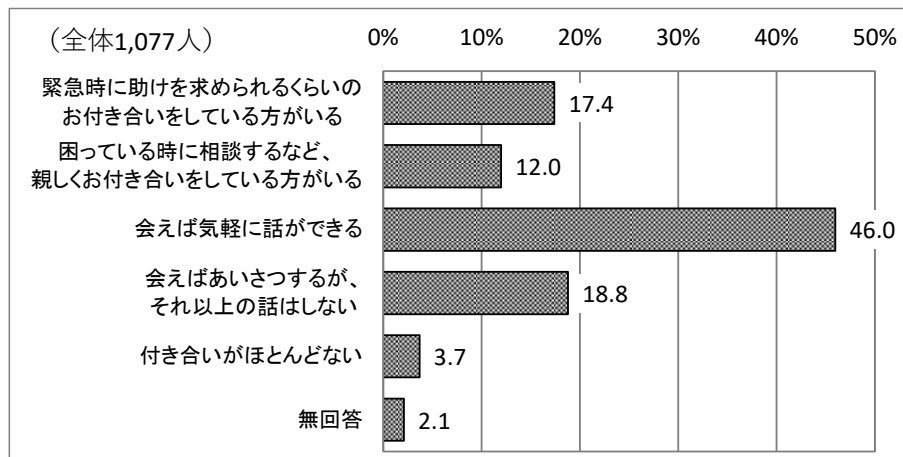


<参考:地域福祉計画の市民アンケート結果>

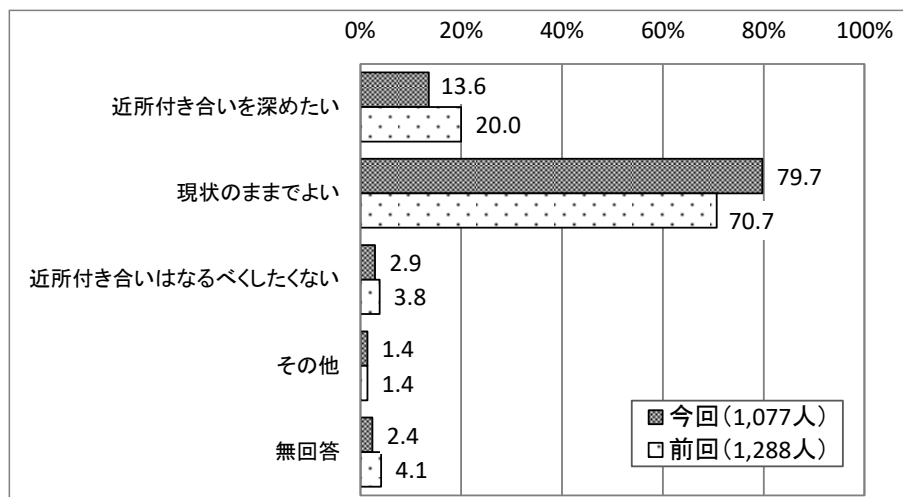
第4期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向けての市民アンケート調査(対象:18歳以上の南丹市民3,000人、令和3(2021)年10月～11月実施)では、近所付き合いの程度について、「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」が18.8%、「付き合いがほとんどない」が3.7%と合わせて22.5%となっています。

また、今後の近所付き合いに関する考え方では、「近所付き合いを深めたい」が前回調査より減少しています。

【近所の人との付き合いの程度】



【今後の近所付き合いに関する考え方】

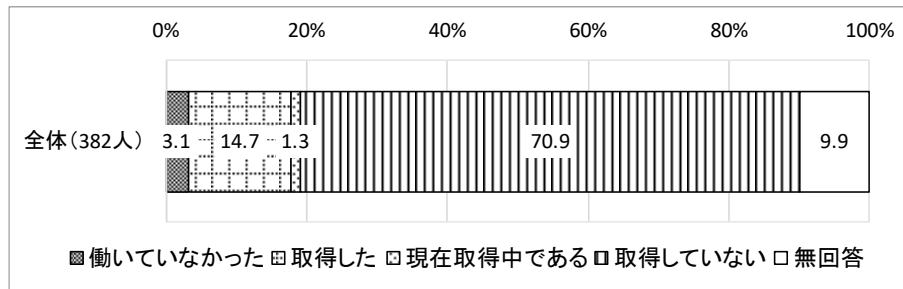


■育児休業の取得状況【就学前児童保護者】

父親では「取得していない」が7割

育児休業の取得状況をみると、父親では「取得していない」とした方が70.9%と7割を占めています。

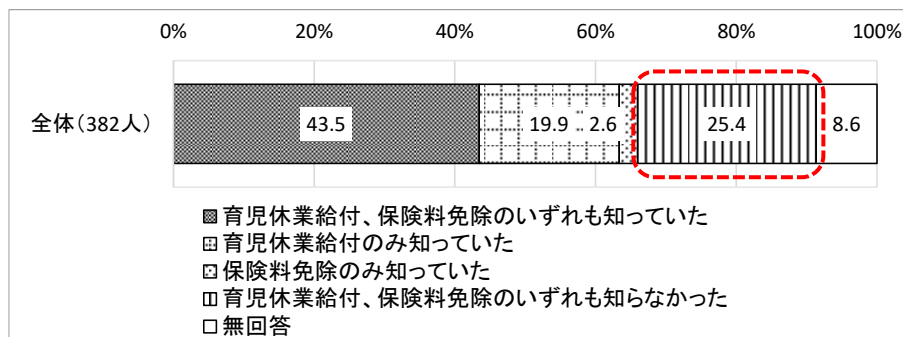
<父親>



■育児休業給付、保険料免除の認知状況【就学前児童保護者】

「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」は4人に1人の割合

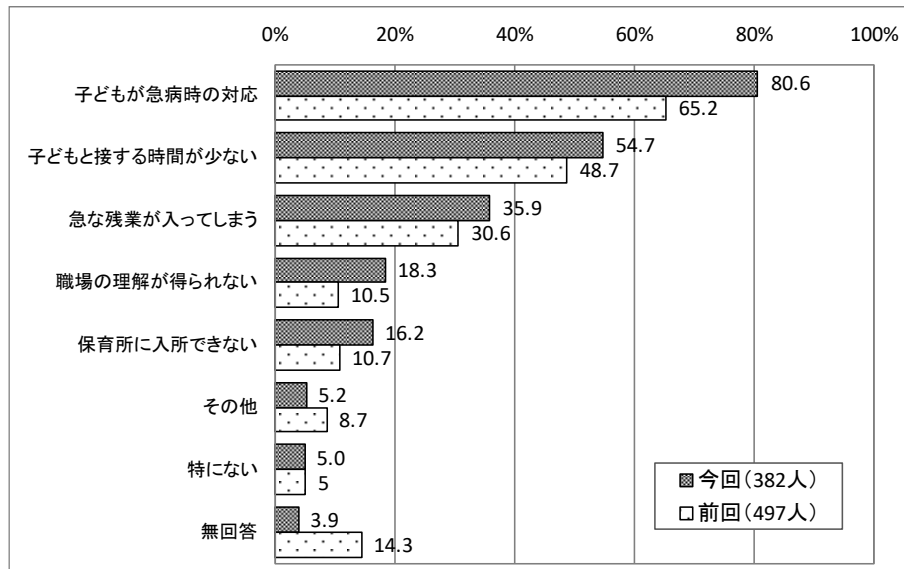
育児休業給付、保険料免除の認知状況については、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」は25.4%と4人に1人の割合になっています。



■仕事と子育ての両立で大変なこと【就学前児童保護者】

「子どもが急病時の対応」が8割

仕事と子育ての両立で大変なことについては、「子どもが急病時の対応」が80.6%で最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」(54.7%)、「急な残業が入ってしまう」(35.9%)となっています。

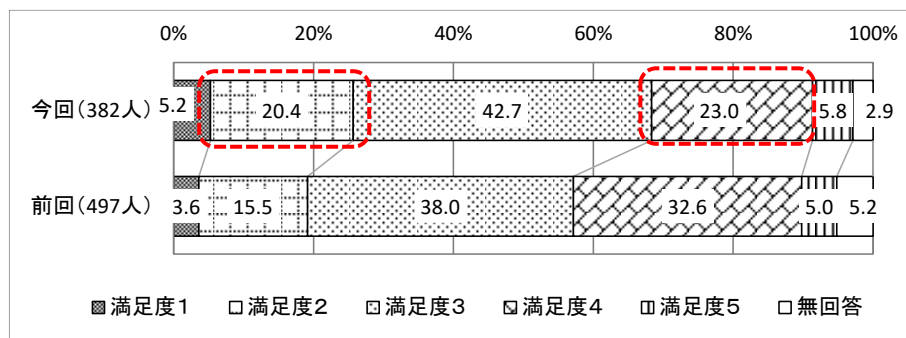


■南丹市の子育て環境や支援への満足度

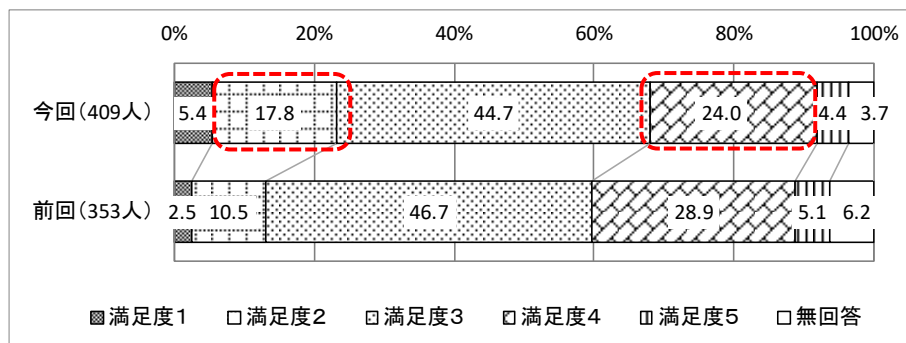
前回調査より満足度が低くなっている

南丹市の子育て環境や支援への満足度(5段階評価)については、就学前児童・小学生の保護者ともに、満足度の高い「満足度4」が減少し、「満足度2」が増加しています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

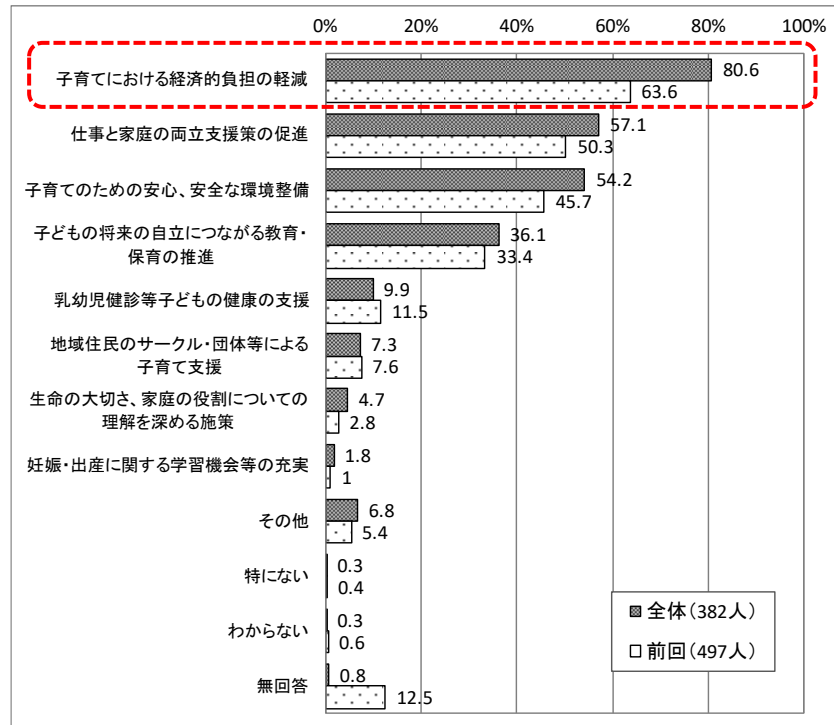


■望ましい子育て支援策

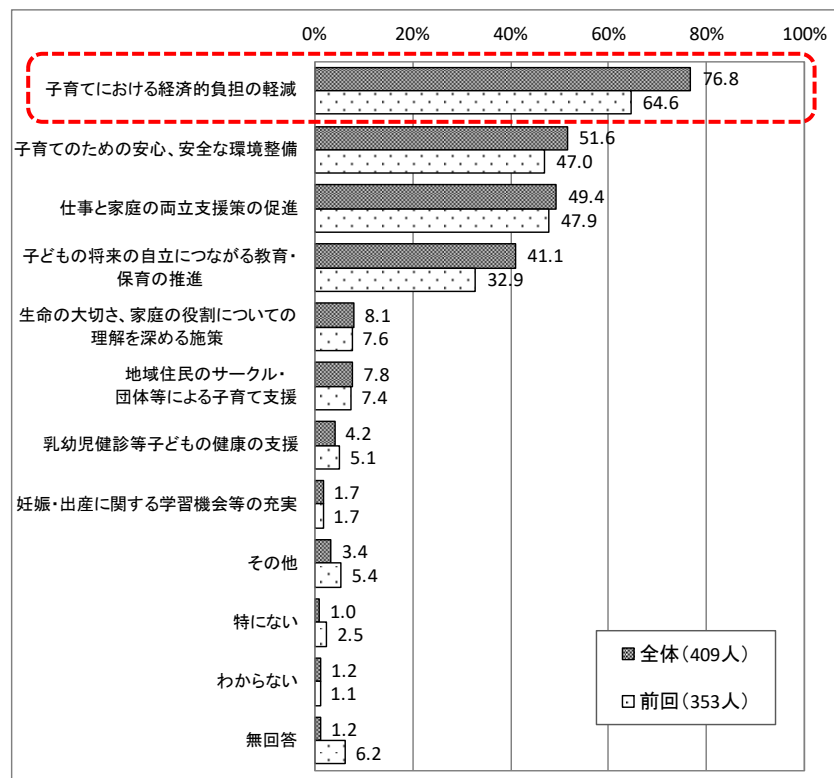
「子育てにおける経済的負担の軽減」が増加

望ましい子育て支援策については、「子育てにおける経済的負担の軽減」が最も多く、前回調査から大きく伸びています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】



(3)子どもの生活状況調査の結果

本調査は、南丹市に暮らす市民が安心してこどもを育てるために必要な取組を検討するにあたり、本市におけるこどものいる家庭の生活状況やこどもの様子、またこどもの将来についての心配事等の実態を把握することを目的に実施しました。

■調査の種類と実施方法

調査の種類	調査の対象(母集団)	調査期間	実施方法
子どもの生活状況アンケート	南丹市立の小学校5年生、中学校2年生の子どもがいる保護者	令和6(2024)年 2月～3月	学校で配布、 郵送による回収 及びWeb調査
子どもの暮らしの様子アンケート	南丹市立の小学校5年生、中学校2年生	令和6(2024)年 2月～3月	学校で配布、 回収

■配布と回収状況

			配布数	回収数	回収率
子どもの生活状況アンケート (保護者)	郵送		456票	89票	38.6%
	Web			87票	
	合計			176票	
子どもの暮らしの様子アンケート(児童・生徒)	学校で 配布	小学校5年生	233票	205票	88.0%
		中学校2年生	223票	197票	88.3%
		不明		25票	
	合計		456票	427票	93.6%

■“生活困難層”“非生活困難層”の類型化について

以下の3つの視点からの“生活困難層”“非生活困難層”といった類型化を行いました。

“生活困難層”の指標	判別基準
等価世帯年収指標	◆等価世帯年収“127万円未満”の場合、“生活困難層”と判別する ◇世帯年収について無記入の場合、等価世帯年収による判別は不能とする
剥奪指標5項目	◆問 24(こどもにとって必要な環境・モノ 15 項目)のうち、剥奪指標に該当する5項目のいずれかが“与えられていない(与えられそうにない)”場合、“生活困難層”と判別する
困窮指標6項目	◆問 25(公共料金の滞納など経済的に困った経験6項目)の経済的困窮経験6項目について“何度かあった”と“頻繁にあった”が2項目以上該当した場合、“生活困難層”と判別する

◆生活困難層（生活困窮層・周辺層）、非生活困難層

生活困難層	困窮層+周辺層
生活困窮層	2つ以上の指標に該当
周辺層	いずれか1つの指標に該当
非生活困難層	いずれの指標にも該当しない

上記の基準で“生活困難層”“非生活困難層”の類型化を行ったところ、調査対象者の類型は以下のようになっています。

		件 数	構成比	
			全データ対象	判別可能データ
生活困難層の分布	生活困難層	46 世帯(人)	26.1%	29.7%
	生活困窮層	17 世帯(人)	9.7%	11.0%
	周辺層	29 世帯(人)	16.5%	18.7%
	非生活困難層	109 世帯(人)	61.9%	70.3%
	不 明	21 世帯(人)	11.9%	
	計	176 世帯(人)	100.0%	100.0% (155 世帯(人))

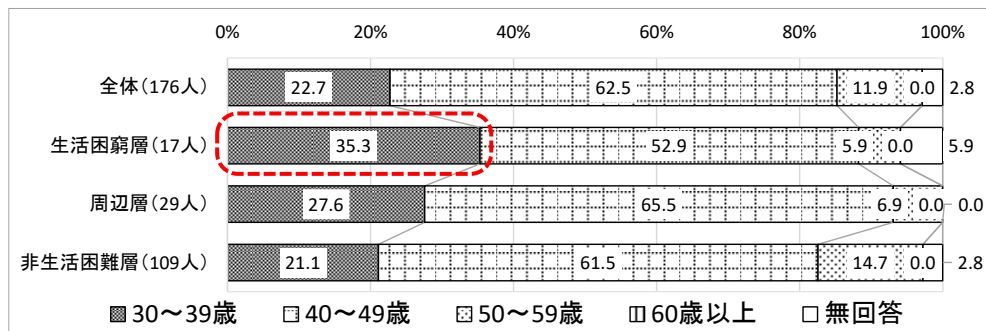
(4)子どもの生活状況調査の結果からみる特徴と課題

■親の年齢(保護者調査)

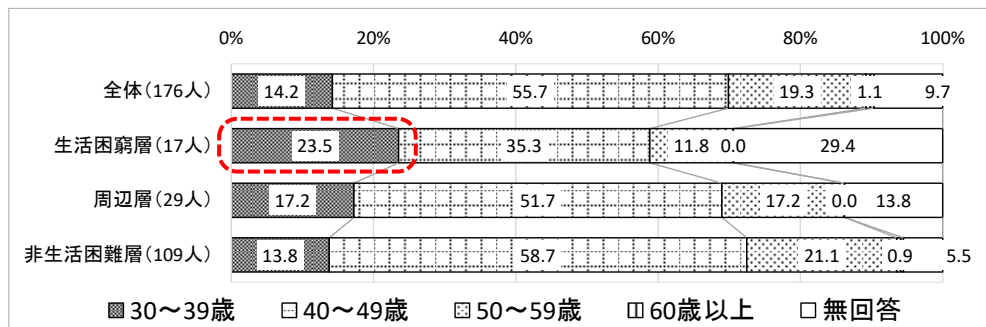
若い世代で生活困窮層が多くなっている

親の年齢については、母親・父親ともに、30～39歳で生活困窮層が多くなっています。

【母親】



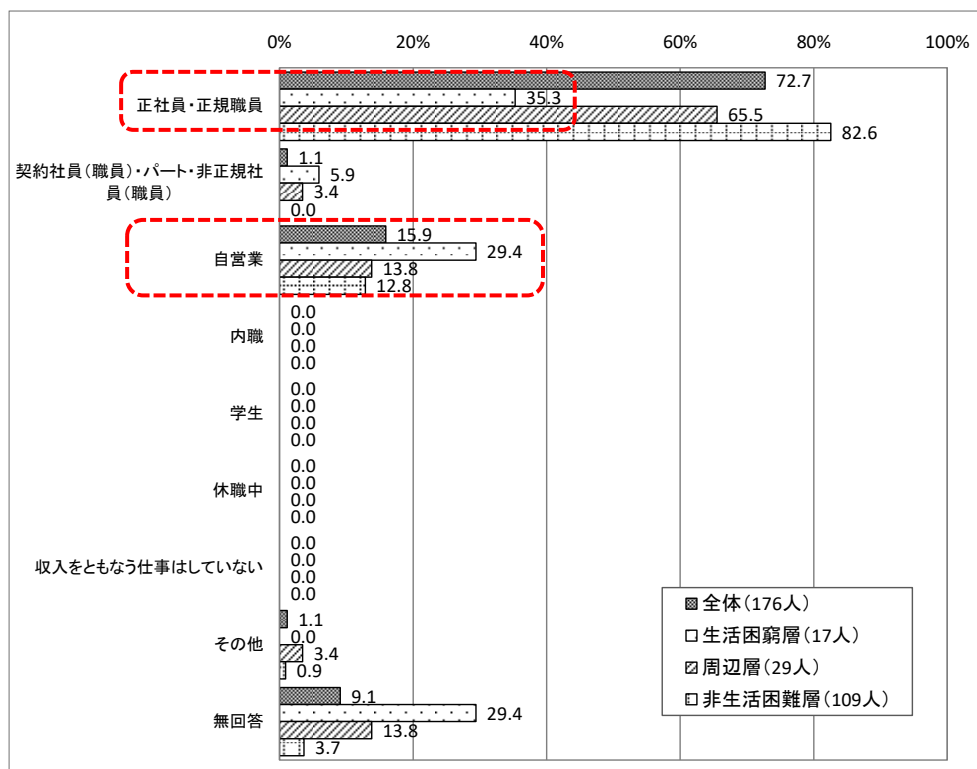
【父親】



■父親の就業状況(保護者調査)

“生活困窮層”では「正社員・正規職員」が少ない

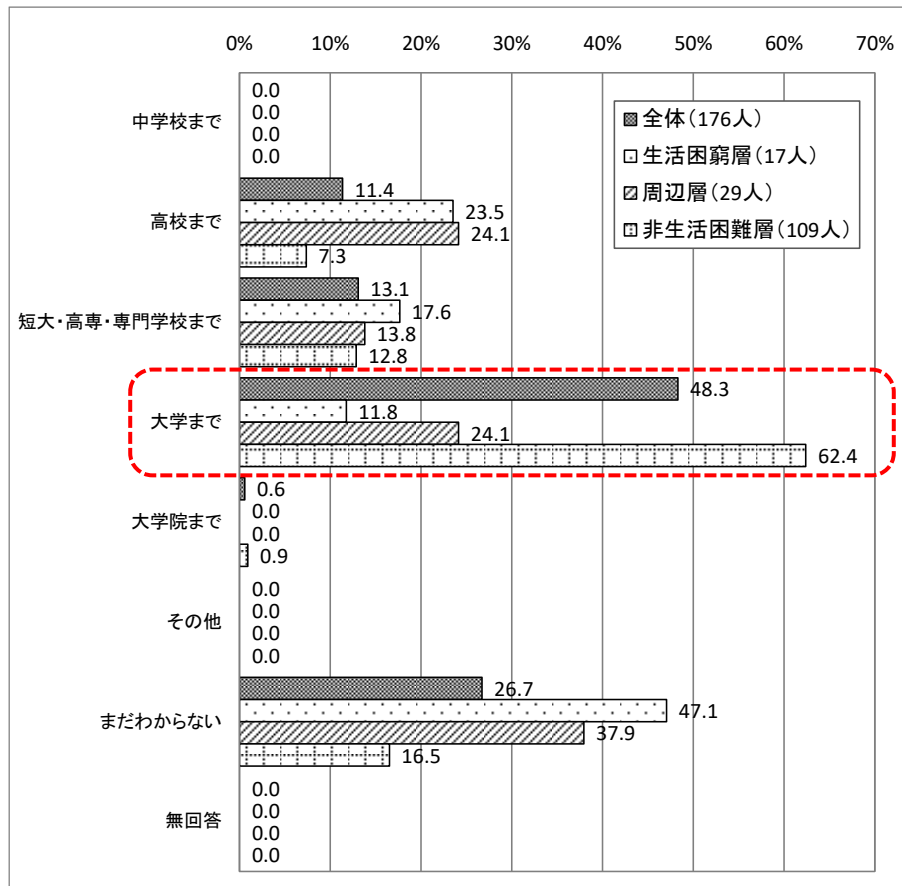
父親の就業状況については、“生活困窮層”では「自営業」が 29.4%と“周辺層”“非生活困難層”に比べて多く、「正社員・正規職員」が 35.3%と少なくなっています。



■将来の進学見通し(保護者調査)

生活困窮層の将来の就学見通しで「大学まで」は11.8%

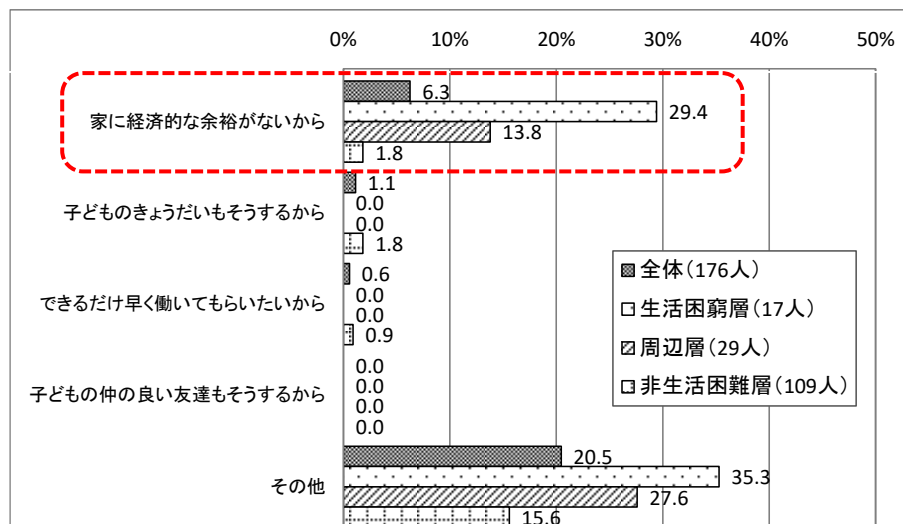
子どもの将来の進学見通しについては、“非生活困難層”では「大学まで」が62.4%と最も多いのに対し、“生活困窮層”と“周辺層”では「まだわからない」が最も多くなっています。



■進学見通しの理由(保護者調査)

進学見通しの理由は「家に経済的な余裕がないから」が多い

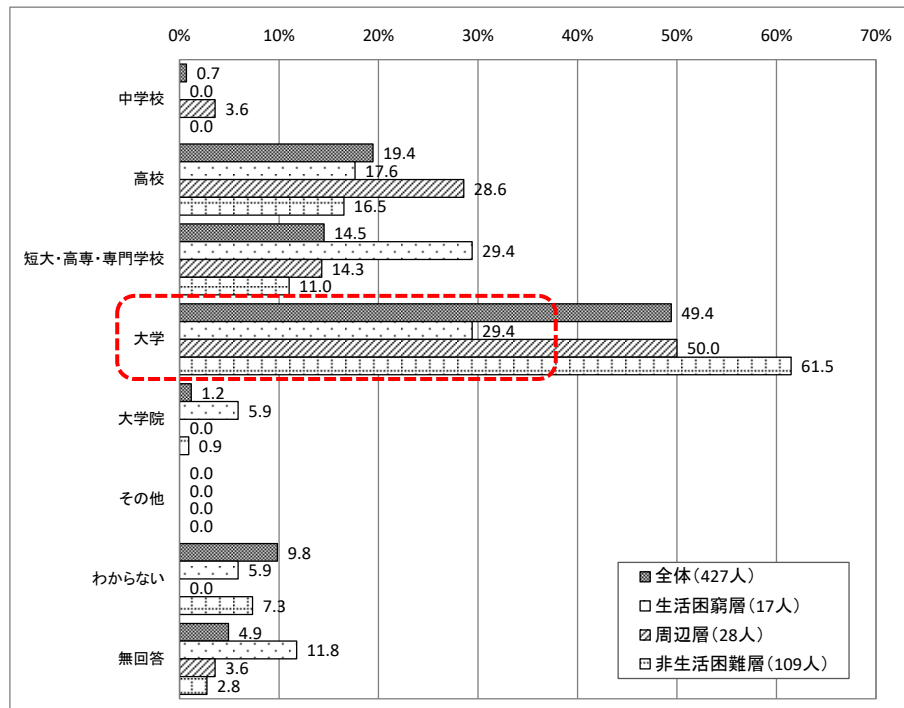
進学見通しの理由として“生活困窮層”では、「家に経済的な余裕がないから」が29.4%で最も多くなっています。



■将来の進学希望(児童・生徒調査)

“生活困窮層”では「大学まで」が約3割

将来の進学希望については、“非生活困難層”では「大学」が 61.5%であるのに対し、“生活困窮層”は 29.4%、“周辺層”では 50.0%と少なくなっています。

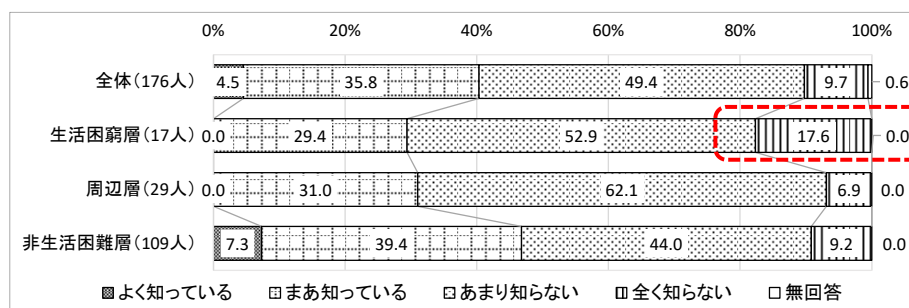


■奨学金制度の認知度(保護者調査)

“生活困窮層”では奨学金制度の認知度が低い

高校や大学に進学のための奨学金制度の認知度については、“生活困窮層”と“周辺層”では「よく知っている」は0%で、「まあ知っている」がそれぞれ 29.4%、31.0%となっています。

また、“生活困窮層”では、「あまり知らない」が 52.9%、「全く知らない」が 17.6%と『知らない』との回答が 70.5%と7割を占めています。

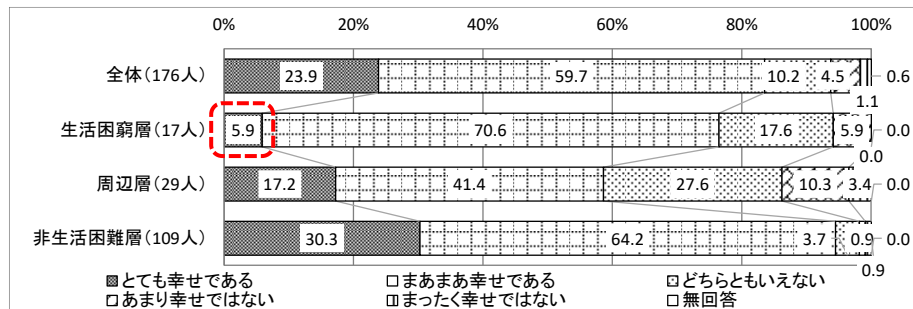


■現在の幸福度(保護者調査)

“生活困窮層”では幸福度が低い

現在の幸福度をみると、「とても幸せである」が23.9%、「まあまあ幸せである」が59.7%と両者を合わせた『幸せである』は83.6%となっています。

「とても幸せである」の割合をみると、“非生活困難層”が30.3%であるのに対して、“生活困窮層”は5.9%、“周辺層”は17.2%となっています。

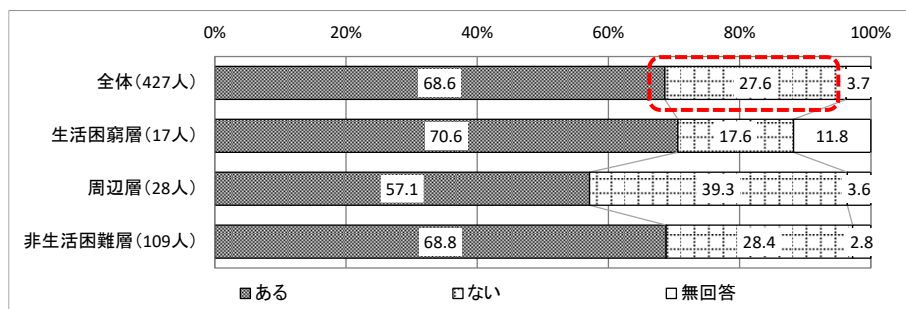


■将来の夢の有無(児童・生徒調査)

将来の夢が「ない」が3割弱

将来の夢については、「ある」が68.6%、「ない」が27.6%となっています。

“周辺層”で「ある」が57.1%とやや少なくなっています。

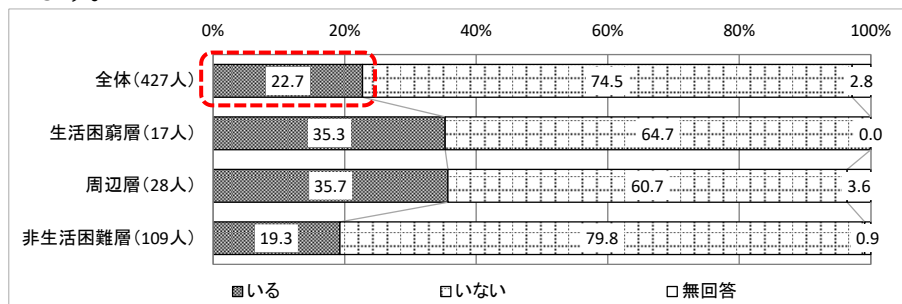


■世話をしている家族の有無(児童・生徒調査)

世話をしている家族が「いる」は2割強

家族の中に自身が世話をしている人については、「いる」が22.7%になっています。

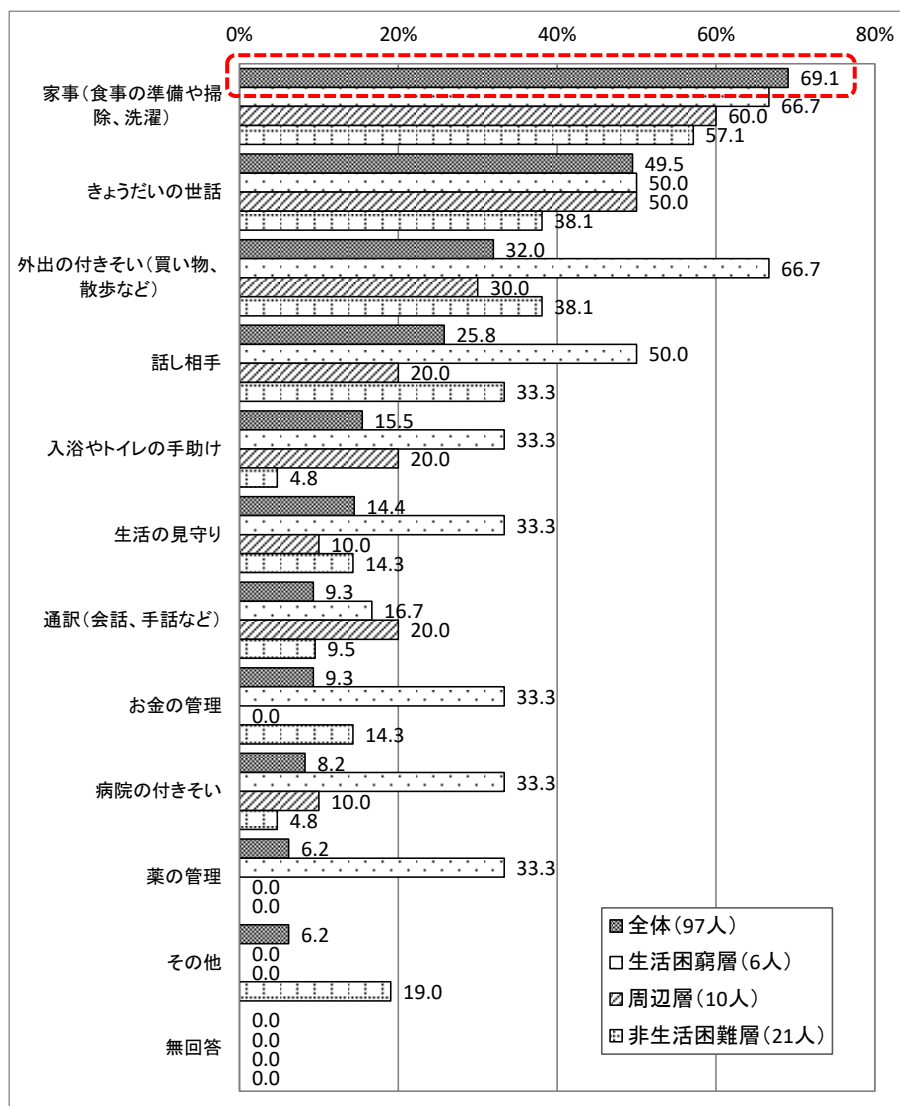
“生活困窮層”と“周辺層”では、それぞれ 35.3%、35.7%と、“非生活困難層”(19.3%)よりやや多くなっています。



■行っている世話の内容(児童・生徒調査)

世話の内容は「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」が約7割

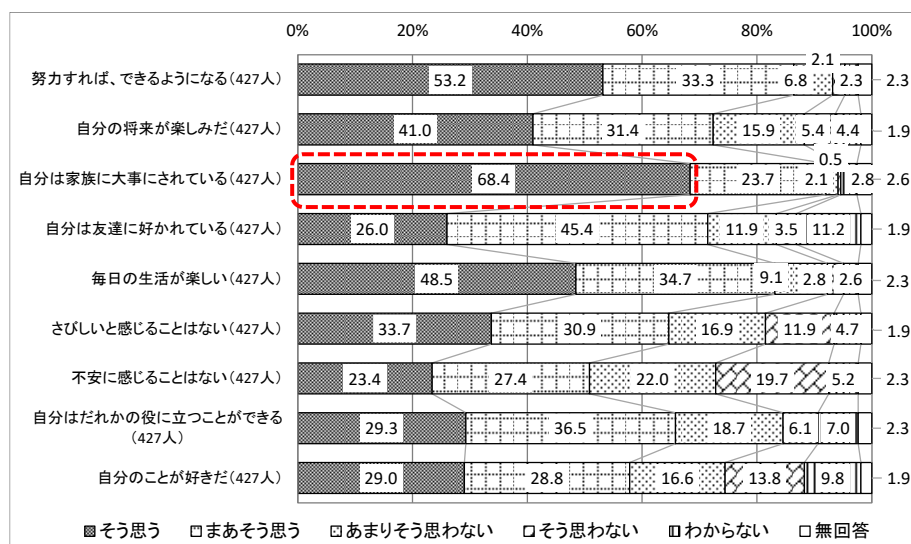
行っている世話の内容については、「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」が 69.1%で最も多く、次いで「きょうだいの世話」が49.5%、「外出の付きそい(買い物、散歩など)」が32.0%となっています。



■日常生活の中で感じていること(児童・生徒調査)

「自分は家族に大事にされている」が約7割

日常生活の中で感じていることについて、“そう思う”が最も多かったのは「自分は家族に大事にされている」で 68.4%となっています。次いで「努力すれば、できるようになる」が 53.2%、「毎日の生活が楽しい」が48.5%となっています。



3. 関係団体ヒアリングの概要

本調査は、令和6(2024)年5月にこども計画の策定に向けて、市内で子育て支援等に携わる方々、こどものひきこもり・不登校等の支援に携わる方々の活動内容やご意見等を把握するために実施しました。

調査は「(1)子ども・子育てに関する関係機関・団体」と「(2)子どものひきこもり・不登校・居場所等支援関連団体等」に対し、調査内容を分けて実施しています。

【子ども・子育てに関する関係機関・団体】

分 類	機関・団体名	
ボランティア	すくすくやぎっこ	
	みやま子育てパートナーズ「よっといで」	
NPO 法人	特定非営利活動法人グローアップ	
認定こども園	南丹市立ひよしこども園	南丹市立みやまこども園
	社会福祉法人京都ルーテル会 南丹のぞみ園	
幼稚園	南丹市立園部幼稚園	聖家族幼稚園
保育所	南丹市立園部保育所	南丹市立城南保育所
	南丹市立八木中央幼児学園	南丹市立八木東幼児学園
	南丹市立胡麻保育所	
小学校	南丹市立園部小学校	南丹市立園部第二小学校
	南丹市立八木西小学校	南丹市立八木東小学校
	南丹市立殿田小学校	南丹市立胡麻郷小学校
	南丹市立美山小学校	
中学校	南丹市立園部中学校	南丹市立八木中学校
	南丹市立殿田中学校	南丹市立美山中学校
特別支援学校	京都府立丹波支援学校	
その他	放課後児童クラブ	

※回答があった団体のみ掲載

【子どものひきこもり・不登校・居場所等支援関連団体等】

名称・所属
みんなの TERAKOYA おおいがわ
特定非営利活動法人グローアップ
スクールカウンセラー
ドリームえんじんネットワーク
京都府まなび・生活アドバイザー(通称:スクールソーシャルワーカー)
南丹市社会福祉協議会 生活相談センター
南丹市民生児童委員協議会 主任児童委員
南丹市母子寡婦福祉会

(1)子ども・子育て関係機関・団体ヒアリング調査結果

①教育・保育について感じる問題点や課題

1)子どもに関する問題点や課題

- こどもの数は減少しているものの、課題を抱えるこどもが増加しています。
- 地域での交流の減少から、人間関係が希薄化しており、地域の教育力が低下しています。
- スマートフォン等に頼った子育てによって、親のこどもへの愛着形成に問題がみられるという指摘もあります。
- 身体的な発育でも「体幹が弱い」「バランス感覚が弱い」「手先が不器用」「座位の保持が難しい」などの問題が挙げられています。

【主な意見】



家庭保育をしている家庭で、ひろばなどにも今まで来たことが無かった人がいるようです。親の人見知りも強く影響にあるかと思います。

近年、課題のあるこどもが多く、個別支援の必要なこどもが多い。また、SNSの普及はこどもへの影響力も多く、スマートフォンを見続けたり、育児がそれに頼ったりする傾向があり、家庭によっては親子の関わりが希薄になっている。



地域の者とこども達の交流、又地域内でこども同士が遊ぶ姿がほとんど見られない。

体幹が弱く、正しい姿勢で椅子に座れない、協調運動が苦手、身体のバランス感覚が弱い、手先が不器用など、体づくりの面でも課題が見られる。



親子共に様々な実体験が少ない。

こどもが地域(行事)に関わる機会がない。地域の教育力も低下している。



価値観や生活様式が多様化し、こどもの育ちをめぐる環境や親の子育て環境が変化してきている。

2) 研修等の人材育成に関する問題点や課題

- 多忙中での研修は、研修機会の確保の難しさと業務への圧迫が懸念されています。
- 人材不足によって研修の時間が確保できない状況です。
- 教育環境の変化によって学ぶべきことも増加していますが、時間的な余裕がなく、組織での知識共有や深い学びに結びつきにくくなっています。

【主な意見】



研修を受けても、それを職員間で共有したり、前向きにとらえ学びを保育に生かしたりしていこうとする職員ばかりではない。ベテランの保育士ほど、アップデートが難しい。

校内研修や京都府総合教育センターなどの受講など、様々な研修を充実させている。しかし、業務も多忙であり、研修による出張の代行を行う職員の人数も限られていることから、研修機会を確保することが困難。



保育内容や資質向上のための研修の機会は増えているが、全員が揃って同じ研修を受けたり研究を深めたりする機会がもてないため、共通理解ができにくい。

②「子ども・子育て支援」に関連する活動を行う上での問題点や課題等

- こどもの減少や保護者の就業率の上昇によって、イベント等での集客が減少しています。
- 子育て支援の必要な家庭ほど SOS が出しにくく、支援を必要としている家庭が見えにくくなっています。
- 人材不足によって、望まれる取組や活動に制限が生じています。また、新たな取組を行うためには、これまで行ってきた取組を減らすなど業務量の総体を考慮する必要があります。

【主な意見】



保育所入所の年齢が早くなることで、子育てひろばとの関わりの期間がかなり短くなっています。ひろばにきてもらうことが日常となり、相談しやすい場所があると認識するまでの関わり方の工夫がより必要になってきました。

イベントを開催しても参加人数が少ない。



業務量として限界に達している中、『目的の共有』を十分にした上で、必ず従前の事業を減らすなどのバランス感覚も必要と考えます。

家庭支援や保護者支援が必要で学校だけでは対応しきれないケースが多い。子育て支援の必要な家庭が見えにくい。また、必要な家庭ほど SOS が出しにくい。



③子どもや保護者が特に求めていると感じている支援

<こども>

○遊び場・体験の場、安心して過ごせる居場所、食事の確保、家庭内での精神的な安定、雨天時でも遊べる場所、部活動の活性化、安心・安全な学校、大人が自分のことを見ているという安心感

<保護者>

○一時保育や預かりの場、病児保育、親同士交流できる場所、経済的な支援、土曜保育の時間の延長、日曜日の保育、保育の可視化、学力向上、体力向上、給食費の無償化、家庭内で解決することが難しい課題の相談

【主な意見】



保護者は、こども同士遊ばせられるところ、親同士交流できる場所がほしい。

保護者は一時保育や預かりの場を求めています。



こどもは、大人が自分のことを見ているという安心感。特に家庭でそれが充足されていない場合は、教員との関わりでその安心感を求めているように見受けられる。
保護者は、家庭内で解決することが難しい課題の相談や、他機関に繋がる際の窓口。

保護者はいつでも気軽にフラ～と訪れ、保護者はボ～としたり、誰かとしゃべったりしたいと思っているのではないかな。居場所(子育て支援センターとは違って)がほしい、こどもはその施設の方にお任せしたいと考えているのではと思う。



保護者は悩みを出したり、リフレッシュできる場やつながりを求めている。

こどもは、学校外(内もですが)の安心して過ごせる居場所を求めている。



こどもの居場所づくり・・・放課後児童クラブが高学年まで利用可など、様々な支援が進んでいるものの、地域で児童が過ごす場所や大人の見守りが少ないのではないかな。

こどもは食事面の確保や、家庭内での精神的な安定を求めているので、それらを保障することが必要に感じる。



④子どもの遊び場について感じる問題点や課題

- ボール遊びなど、自由に遊べる場所が少なくなっています。
- 施設や遊具の老朽化などが指摘されており、身近なところでの遊び場の充実が課題となっています。

【主な意見】



ボールが使える公園が少ないと聞きます。4 町の遊べる場所に地域差がある。

保護者やこどもが集える遊び場がない。園や小学校以外に、こどもが遊べる場がないのが現状である。



室内型プレイルームのような設備がほしい。

夏休みのプールは施設の老朽化により、現在無料で児童が使用できるのは学校プールだけであるが、夏休みのプール開放は学校教員・保護者の負担が多く、回数を減らしている。



遊び場については、充実していると思う。外遊びをすることも減少している中では、これ以上の施設拡大は必要ないとする。

校区内にこどもが安心して遊べる場所が少ない。また、あったとしても遠くにある場合がほとんどで、保護者の送迎が必要である。



家同士が離れているため、共通の遊び場になりにくい。

休日の過ごし方を考えると市内には乳幼児が雨天時でも屋内で遊ぶ場所がない。保護者は大型商業施設のような遊び場やサンガスタジアム内にあるような遊び場を求められていると思う。



公園はあちこちにあるが、魅力的な遊具がない。丹波自然運動公園まで行く必要がある。公園の多くは高齢者が使っておられ、こどもがあまり利用していない様子がある。

⑤市の子育て支援で今後取り組んでもらいたいこと

○こどもの居場所や保護者や関係者の交流場所など、集える場所についての要望が多くなっています。

○子育て支援について、さらなる充実も期待されています。

【主な意見】



今も行っているが、養育支援分野での充実を望みます。家庭の養育力・教育力が低下している状況の中で、指導的な立場で支援が必要と考えています。

親子・家族参加型の取組が必要。保護者同士・関係機関の垣根を感じることなく意見交流できる場が必要だと考えます。



こどもの権利条約、意見表明権に力を入れておられる団体もあるので、是非、子育て事業にも参画していただき、子育て支援と併せてこどもに権利があることを周知してもらうことをお願いしたい。

こどもまんなか社会ということを分かりやすく広く市民にアピールする必要がある。教育委員会の中に保育所や妊産婦から義務教育終了までの縦のつながりがせつかくできたので広く周知することも含めお願いしたい。



保育所に預かってもらえないことを心配して0歳児のこどもを預けて早く働こうとする保護者がある。貴重な0・1歳児の時に十分に親子のかかわりがもてるよう、保育所の受け入れ態勢を整える必要がある。

子育て支援センター等が町単位であると更に活用がしやすくなり、そこからPTA活動などの活性化につながると感じる。



金銭面以外の子育て支援の充実(居場所づくり、遊び場の提供、イベントの開催等)が必要。交通面の改善が必要。

民間誘致で保育受け入れ人数が増えたが、保育希望も増えている。財政面の課題はあるが、市の多くのこどもが長時間利用する保育所を良くしてほしい。



不登校の親子が安心して過ごせる居場所づくりの拡充が必要。児童にあったそれぞれの居場所づくりの拡充や保護者同士・関係機関の垣根を感じることなく意見交流できる場が必要。

(2)子どものひきこもり・不登校・居場所等支援団体等ヒアリング調査結果

①経済的に困窮している家庭や子どもの状況等

1)子どもの状況・課題

- 生きづらさを抱えているこどもへの支援が届いていない状況です。また、周囲の理解が得られない場合があります。
- 虐待による転居での転入生が増えています。
- 学校卒業後の支援の途切れ、居場所が問題となっています。

【主な意見】



優しく、まじめな子ほど親や友達に嫌な思いをさせないように気をつけています。自分の気持ちを押し殺して、意思を伝えず我慢をしています。つらい気持ちを伝えたとときに相談しても、気持ちに寄り添えない相談者にあたっていることが多いようです。

妊娠期から学童期において、様々な家庭が南丹市で生活していますが課題のある家庭については行政がいち早く支援をされています。気になる家族が関わりの中であった場合については包括会議にて共有案件として報告させていただいています。



不登校・貧困・発達障がい・過剰適応等に伴う生きづらさや、生活・就学上の課題が、中学3年の進路選択の時(2学期)に顕在化しやすい。高等教育を安定して就学するために必要なストレス耐性・自己理解・セルフケアスキル・セーフティーネット等の基盤を中学在学中に整備することが困難なこどもや家庭が増加傾向にあり、中学校の対応キャパシティを超えている。

虐待による転居での転入生が増えている。虐待による傷つきによって不適応状態が起こっている可能性もあり、保護者もこどもと同様に傷を負っている。転入してきた一家を、心理的、経済的にも支えることが必要だと感じる。繊細な児童生徒が増えており、大人が遅くさせようとして厳しく当たったり突き放すことが本人の苦痛を増す。周囲の目も厳しくなることもあり、孤立しがち。



家庭生活の中で質的・量的に十分に甘えきれていないこどもが学校生活の中で、自分を認めてもらえる場所を求めるため、学校でも個別の対応を求め、集団生活に参加しにくく教室へ入れないこどもが増えてきているように感じる。

ひきこもり等による自立困難。自己肯定感が低く、将来展望が描けない。社会適応や生活能力の支障(障がい・特性による、親の育児やしつけ状況による)。学校卒業や施設退所による支援の途切れ。中学校を卒業した後、進学せず、働いても続かない若者への支援、居場所がない。



2) 家庭の状況・課題

- 保護者が生きづらさを抱えていることが多い。
- 両親や祖父母などの近親者の理解不足による影響が大きく、自己否定感・居場所感の喪失の強化につながっています。

【主な意見】



こどもが素直に話してくれたことでも、気持ちに寄り添ってあげられていない親が多いです。
こどもの変化に気づかず、話を聞いた初動でもゆっくりこどもの気持ちを聴いてあげられていない。傷ついているこどもに自分の考えを押し付ける言葉がけをしている。

親の経済的支援が無かったり、自身のアルバイト代を親に振り込み、自身の生活が困窮している学生がいる。



保護者の不登校児童生徒の将来への不安(学習面)。
保護者に対して、不登校児童生徒の状況に応じた心のケアを行う必要がある。

ひとり親には、収入や育児の制限がかかる状況がある。
こどもに障がい等ある場合の親の障がい受容の乏しさ。
ひとり親でもなく、非課税でもない世帯だが、多子を核家族で育てている世帯への経済的な支援が不足している。
外国人の親が日本語や日本の文化観の理解ができず、学校や地域との意思疎通ができない場合があり、こどもにも影響がでている。外国人の親へのサポートが乏しい。



保護者も精一杯でこどもを見守る時間的、心理的ゆとりがない、と感じる。こどもはそれを察して、しんどさを伝えないことも多い。また、保護者に生きづらさを抱えている人が多く、養育能力が低下している状態を見聞きする。また、関わりを切っていく保護者もおられ、支援者が入りにくいことがある。

家庭生活において人間関係も複雑であり経済的にも厳しい家庭があり、毎日の生活に余裕がなく、規則正しいこどもの生活が守られていない。



②「子ども・子育て支援」に関連する活動を行う上での問題点や課題等

- ひきこもりや不登校の子を持つ家庭は、知られたくない思いから、相談を躊躇し、潜在化も懸念されます。
- 精神疾患を抱えている保護者が、医療的支援を適切に受けていないことがこどもに影響します。保護者の精神状態の不安定さが養育不安やネグレクトに直結しています。
- 相談しづらいこどものSOSに早く気づく取組、こどもが直接相談できる仕組みの構築が必要です。

【主な意見】



家庭で関わる大人が笑顔で接することができるように、相談や癒しの場の提供などをしていますが、ひきこもりや不登校の子を持つ家庭は、誰にも知られたくないと思っています。大人もこどもまわりの視線を気にしながら生活をしています。身近なところでの相談では、隣近所に知られることが嫌で京都市内や京都府南部の方へ相談に行かれています。

ひろばに来てくれる親子や妊婦に関しては、外に出て発散することができるほどの体力や気力があるので、日常の課題に対してのSOSを拾い上げることはできていると思います。潜在的にある課題や問題点を見つけるには、様々な機関との密な連携が必要かと思っています。



こどもの変化(SOS)に早く気づき、関係者が情報を共有し、現状把握、問題解決に取り組むなどチームとして支援をすることが大切です。

18歳では、自立は難しいこどもが多いと感じる。支援を受けていなかった家庭で、こどもが中学を卒業して高校でつまずくと、親身に関わってくれる他人との関係がなくなると感じる。例えば高校に行けなくなったことで、神経発達症が疑われても、医療機関に連れていく保護者はなかなかいない。高校を卒業しても、その先で支援が必要なケースも多いと感じる。



相談内容は様々であるが、相談は両親や家族などからが主であるため、こども自身が困り感や悩みをもっていても直接的な相談にはつながらない。こども自身が違和感や困り感に気付いて、相談できる手段を知って活用できるような仕組みや広報が必要です。

③子育てに関する相談・対応について

- 相談という内容に至るまでの「悩み」や「不安」を伝える術がない保護者に対して、日常的な交流の場の必要性が指摘されています。
- 環境等を含めた複雑な問題を抱えている場合、従来のアセスメントでは限界があり、BPS(Bio-Psycho-Social)モデルによるアセスメントが必要だとの意見もあります。
- 相談においては、こども・家族・関係者の思いが異なり、それぞれに寄り添える相談者が必要です。
- 母親が就労復帰を考える際、働いていないことを理由にこどもを保育所や施設に預けることができず、身動きが取れないケースがあります。

【主な意見】



初回の相談では、相談の真意を十分に聴きだすことは難しいです。
また、対象児と家族や関係者の思いは違います。
それぞれに寄り添える相談者と連携して問題解決に挑まなければならないと思います。

核家族や移住者が増え、子育てに協力してくれる親族が遠い家庭も増えてきている。
夫婦の協力で子育て期を乗り越える方が増えているが、細かなニーズに対する行政サービスの内容の変更がかみ合わない時があり、どう対応したらよいのか悩むときがある。



子育てや家庭問題に関する多様な相談に対応できるように、自らのスキルの幅を広げる。
適切な機関へ繋げられるように支援機関の情報把握に努める。
児童、保護者が気軽に相談できる環境づくりに取り組む。

特別支援教育・発達障がいに関する支援ニーズが増えており、教育の枠組だけでは限界がある。また、貧困の問題を混在しているケースで、従来の特別支援教育のアセスメントでは、こどもの個人の状態に限定され、BPSモデル※に従ったアセスメントがされないことによって、二次的な問題を誘発しているケースが多い。



※BPS(Bio-Psycho-Social)モデル：課題を、生物学的(Biomedical)要因、心理学的(Psychological)要因、社会的(Social)要因の3つの観点から捉えるもの。



小さなこどもを持つ両親、特に母親が就労復帰を考える際、働いていないことを理由にこどもを保育所や施設に預けることができず、身動きが取れない場合がある。

毎日の生活の中で不安に思っていることを、どこの・誰に・どのように伝えていけばいいのかが伝わっていない。
気軽に相談できるサークル的な活動を日常化していくことが必要ではないだろうか。



現状把握は難しく、個人情報でもあり慎重に取り扱わねばなりません。
専門分野、機関等につなげるより方法はないと思います。

④近年の支援ニーズ等の変化について

- 本人の意見の尊重を促した支援、選べる支援を構築することが不可欠です。
- 親が共働きの場合が多く、早期に保育所等にこどもを預けるため、子育てサロンのニーズが減少しています。
- SNS 等利用による交友関係の多様化、ひとり親家庭の増加、社会構造による問題の潜在化が表層的な理解で遷延化、家庭の教育力の低下、家庭関係の希薄・複雑さ、地域社会のつながりの弱さ、親の価値観の多様化、などがニーズとして挙げられています。

【主な意見】



本人の意見の尊重を促した支援、選べる支援を構築することが不可欠だと思います。

こどもの貧困や不登校、ひきこもりは様々な機関と連携して初めてわかることが増えてきていると思います。どのような支援が適切に必要な方に届くのか、実態としてどこまでこどもの貧困や若者の支援が必要なのかを活動の中だけでは分かりづらいと感じます。



近年の変化として、SNS 等利用による人間関係、交友関係の多様化、ひとり親家庭の増加、継父(母)やパートナーとの様々な問題などが挙げられます。

支援を受ける必要性や困り感を感じにくく、本人が何が問題なのか分からないまま、抱えている問題が静かに進行し、長期間にわたって遷延化している状況がある。結果として、こどもの問題として(特に思春期)表面化し教育現場の課題として位置づけられているが、本質的には、家族の生活上のセーフティーネットが機能しない社会構造の潜在的ニーズであって、その隙間から拾えていない課題が顕在化して進行すると、本人の責任として、自己責任論に還元され、SOS すら発信することが恥として追い詰められ、支援ニーズが見えにくくなっている。



保護者の支えがない(他府県から来て、人的援助を頼めない)ケースも多い。親戚や知り合いのいる地元の人たちとの差はあると思う。こどもの側から見ると、守りの薄いところで認めてもらうことも少なく、疲れている印象。保護者自身が医療的支援が必要な場合も増えているように感じる。

SNSの活用は進んでいるが、特に若年層では、直接電話で相談することなど抵抗感がある印象。
親が共働きの場合が多く、早期に保育所等にこどもを預けるため、子育てサロンのニーズが減少している。



母子家庭において、以前小学生を家で預かった事がありますが、現在は母子寡婦福祉会の会員も少なく、ニーズが少なくなっているように思います。

⑤市に今後取り組んでもらいたいこと

- 適材の人事配置、研修・スキルの向上、専門職の採用など人材育成、人材確保などが課題となっています。
- こども食堂への支援、心配な家庭への定期訪問、障がいへの理解促進、情報提供などが挙げられています。

【主な意見】



取り組む内容に適した人事配置。(人の話を聞ける人)
南丹市内の資源(適した人材・もの・事)を知ること。

今後とも様々な環境で生活しているこどもたちにとって住みよい南丹市であるための在り方を、行政と民間が協力して行動していけるように考える機会を設けて頂けたらありがたいです。



貧困、虐待、障がい、家庭など問題がある場合、すみやかに市へ引き継ぐためスクールカウンセラーへの研修が必要。

支援者のスキルの向上。逆境体験をもつこどもへのトラウマインフォームドケア※、虐待をしている保護者へのペアレンツ・プログラム※、(性事案の)被害者回復支援・加害者更生支援、依存症等にわたる知識・スキル・経験を研鑽する研修を行政・地域の対人支援者全般に実施することで、支援に関する共通認識を形成することが急務(共通認識の欠如が縦割り支援の弊害となっている)。
専門職採用の充実。特に生活保護行政ケースワーカー。貧困の最終的な砦であるため、理念に基づいた高度なケースワークを展開できる人材育成に務めてほしい。



※トラウマインフォームドケア:こころのケガを経験したこどもとその支援者が、トラウマとその影響について理解しながら、その知識や情報に基づいた関心・配慮・注意を向けて関わっていくこと。

※ペアレンツ・プログラム:こどもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、こどもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。



早期発見とそのため、こども食堂のような活動(その支援)。

ファミリーサポートのサービスの拡充(低額で、気軽に利用できるようになる)
心配な家庭の定期訪問
障がいへの理解を促進する活動
こどもの第三の居場所の増設
児童の緊急的な保護施設
地域の方がこども食堂が気軽に開催できるような環境づくり
資金面や企画に際しての情報提供など



もう少し情報提供をしてもらって、一緒に取り組んでいけたらと思います。

4. こども・若者の意見聴取の概要

本市では、「こども基本法」の理念に基づき、「こどもまんなか社会」の実現のためこども・若者の意見表明と聴取、意見の尊重、社会的活動への参画に取り組みます。

持続可能な南丹市を創造するため、こども・若者・子育て世代の意見を取り入れるプロセスを通して当事者意識を高め、これからの南丹市をつくる市民を育んでいきたいと考えています。そのため今回、こども・若者の意見や思いを聴く機会を次の①から④の4つの活動に分け様々な声を集めました。また、「なんたん未来会議」「市長と語ろう私たちのまちづくり」それぞれの取組に参加させていただき、出た意見を記載しました。

しかし、「こども・若者の意見聴取」の取組が初めてであり、今回の取組には制約があり必ずしも十分ではないことから、アンケートを補完する形としています。

今後も継続して「こども・若者の意見聴取」の取組を進めます。

今回のワークショップ等で出された、こども・若者の意見はすべて掲載しています。

①学校の主体的教育活動

分 類	対 象	テーマ	場 所
まちづくり	園部小学校 6年生	まちづくりを考えよう「南丹市をよりよくするために」	園部小学校
学校	美山小学校 5.6年生と 教員	「こどもが生き生きとする学校」 「先生が生き生きとする学校」	美山小学校
まちづくり	殿田中学校 生徒会役員 と教員 地域の方	「10年後の日吉に残したいもの」 「そのために今、私たちにできることは何か」	殿田中学校

②ワークショップ

分 類		対 象	人 数	テーマ	場 所	主 催
こどもトークルーム	居場所	小学4年から 6年生	18人	みんなで作ろう！ こどもの居場所	南丹市国際交 流会館	こども家庭課・ ここたす
	自分の思 いを伝え る	小学4年から 6年生	12人	楽しかったを語ろ う！	こむぎ山健康 学園	こども家庭課・ ここたす・南丹 市社会福祉協 議会
	まちづく り	市内在住・在 学の中学生・ 高校生	12人	南丹市 推活プロジ ェクト！	南丹市国際交 流会館	こども家庭課・ ここたす
まちづくり 子育て環境		京都中部総 合医療セン ター看護専 門学校 2年生	40人	・南丹市から若者が 出ていくのはなぜ だろう？ ・なぜ「子育ては大 変」というイメージ がつくのだろうか？	市役所	京都中部総合 医療センター 看護専門学校・ NPO 法人グ ローアップ・こ ども家庭課

分 類	対 象	人 数	テーマ	場 所	主 催
地域共生	明治国際医療大学看護学部 1年生	25人	『考えよう、地域共生社会』	明治国際医療大学	明治国際医療大学・南丹市社会福祉協議会・こども家庭課

③ヒアリング

分 類	対象団体・機関等	テーマ	場 所	主 催
市の施策	関係機関へのヒアリング調査	子ども・子育て支援、ひきこもり、居場所等について	調 査 票 の 配 布	こども家庭課
ひきこもり支援	み ん な の TERAKOYA おおいがわ	ひきこもりの支援の現状と行政に求めるもの	み ん な の TERAKOYA おおいがわ	こども家庭課
居場所	うずまき	こどもの居場所の活動、こどもの意見聴取	うずまき	こども家庭課

④アンケート

分 類	対 象	テーマ	場 所	主 催
生活状況	小学5年生 中学2年生	生活状況アンケート	学 校 で 配 布 ・ 記 入	こども家庭課
少子化	京都中部総合医療センター看護専門学校	少子化が進んでいる原因・こんな子育て支援があったらいいな	交 流 後 の 感 想	京都中部総合医療センター看護専門学校・NPO 法人グローアップ

◎なんたん未来会議

対 象	人 数	テーマ	場 所	主 催
16歳から22歳の市内在住・通勤通学者	16人	あなたのアイデアでまちを動かす	市役所	南丹市議会

◎市長と語ろう私たちのまちづくり

対 象	人 数	テーマ	場 所	主 催
小学生 (各校代表)	7人	地域について学んだこと	市役所	南丹市 南丹市議会 南丹市教育委員会
中学生 (各校代表)	4人	地域について学んだことで、将来の南丹市政に大切にしてほしいこと		

(1)「こどもトークルーム」の概要

持続可能な南丹市を創造するため、こども・若者・子育て世代の意見を取り入れるプロセスを通して当事者意識を高め、これからの南丹市をつくる市民をはぐくむことを目的に、地域の子育て団体、ボランティア、南丹市社会福祉協議会と共催し、夏休みに小中高校生向けのワークショップを実施しました。

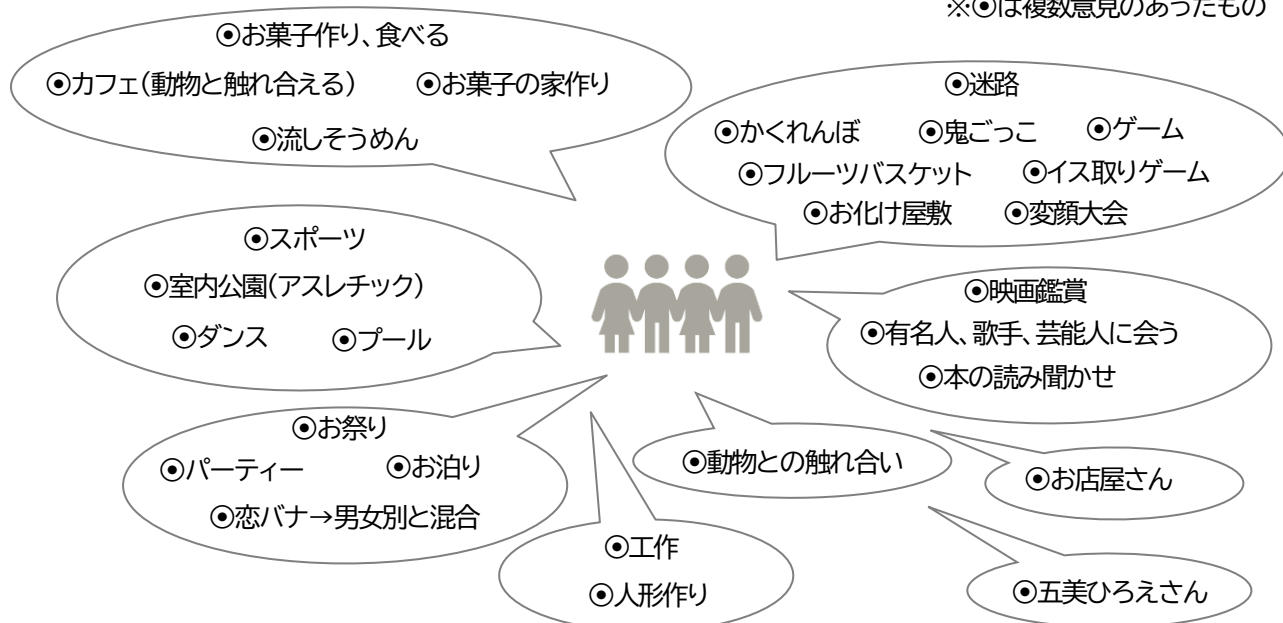
■開催概要

日 程	7月24日(水)	8月8日(木)	8月21日(水)
場 所	南丹市国際交流会館 コスモホール前	こむぎ山健康学園 2階和室	南丹市国際交流会館 コスモホール前
タイトル	みんなで作ろう！ こどもの居場所	楽しかったことを語ろう！	南丹市 推活プロジェクト！
具体的に話すテーマ	①居場所でどんなことがしたい？ ②居場所の名前はなにしよう？	①最近楽しかったことって何だろう？ ②親切にしたこと ③親切にされたこと ④大人にこんなことしてほしかったなあ・・	①今までの楽しかったことや南丹市での思い出は？ ②南丹市から若者が出ていくのはなぜだろう？ ③どうしたら若者が戻ってくるだろう？ ④南丹市を推してください
対 象 参加者数	園部小学校・園部第二小学校区の小学4年生から6年生 18名	市内在住の小学4年生から6年生 12名	市内在住、在学の中学生、高校生 12名
広 報	チラシ配布 保護者向け連絡アプリ 市の HP、SNS ここたすの SNS	チラシ配布 保護者向け連絡アプリ 市の HP、SNS ここたすの SNS	チラシ配布 保護者向け連絡アプリ 高校からの広報 市の HP、SNS

【タイトル:みんなで作ろう！こどもの居場所 7月24日(水)】

■居場所でどんなことがしたい？

※◎は複数意見のあったもの



※個別の意見

【ゲーム・遊び】

・トランプ ・カードゲーム ・ボードゲーム ・オセロ ・だるまさんがころんだ ・腕相撲大会
・スクリーンでゲーム ・自然の遊び ・釣り、金魚すくい

【スポーツ・体を動かす】

・ドッチボール ・ボルダリング ・ヨガ ・室内プール ・空気で膨らむ滑り台 ・ボールプール
・室内ジェットコースター

【イベント・パーティー】

・お誕生日会 ・室内キャンプファイヤー ・クリスマスパーティー ・母の日、父の日イベント
・笑ってはいけないシリーズ

【創作・ものづくり】

・駄菓子屋をつくる(おかえり屋) ・みんなで作った物を販売 ・裁縫

【学び・勉強】

・やる人だけ勉強 ・みんなで宿題をする ・研究室

【その他】

・ライブ ・テレビを見る ・京都府出身の有名人に会う ・京都サンガFCの選手に会う
・みんなで楽しめる場所 ・遊園地

(こどもトークルームの風景)



(ワークショップの様子)



(発表の様子)

■居場所の名前は何にしよう？

※【 】内は件数

出た意見	
・遊び場【3】	・集まれ友達(あつ友)【2】
・わくわく広場【2】	・おいでやあ〜【2】
・おかえり屋2【2】	
<その他> ・ようこそニコニコ(ようニコ) ・おかえり広場 ・恋愛話し合い場 ・放課後遊び場 LOVE ・ネコトピア ・スマイルチャージ→スマイルをしてくれたらお菓子あげる ・笑顔のループ ・ユートピア ・仲良し班 ・パクパク楽園 ・恋愛相談所 ・お菓子クラブ ・HAPPY 場 ・南丹市スマイルクラブ ・いっぱい遊ぶ場所 ・わいわいプロジェクト ・仲良し食堂 ・わくわくスマイルネコトピア ・ひろえやあ〜 ・南丹市みんなのスマイル楽園 ・カワウソ室 ・みんなで集まれ友達楽園 ・仲良し屋 ・楽しい南丹ニコニコクラブ ・にゃんたん ・おいしい南丹広場 ・お祭り屋 ・楽しい南丹の世界 ・アスレチック→アスエル園部 part2 ・お菓子広場 ・遊園地→ひらかたパーク part2 ・わくわく友達広場 ・カラオケ→ホエール part2 ・何でも広場 ・図書館 part2 ・楽しみ会 ・カフェ→店長はかりなちゃん ・幸せホール ・カフェリング ・笑顔広場 ・キッズ ・友達触れ合い場 ・チルドレン	

(こどもトークルームの風景)



(工作の様子)

ここたす×こども家庭センターsui

みんなの思い聞かせて！

ワークショップ

こどもトークルーム

みんなでお話したり、工作をして過ごしませんか？夏休みの思い出を作ろう♪

参加費無料

南丹市のすべての小学校の4年生から6年生が対象です

トークテーマ

楽しかったことを話そう！

作ってみよう

米袋でエコバッグを作ろう！

● 日時 8/8(木)

午後2時から午後4時まで

● 場所 こむぎ山健康学園 2階 和室

(京都府南丹市園部町小椋町61-5)

保護者の方は、

会場でお待ちいただいても

退出していただいても構いません。

申し込み方法

下記のいずれかの連絡先に

①お名前(ふりがな)、②学校名、③学年、

④当日連絡が取れる保護者の連絡先をお知らせください。

連絡先 ご質問・お問い合わせは電話をお願いします。

- ・電話 こども家庭課 0771-68-0028 (平日8:30~17:15)
- ・メール be-kodomo@city.nantan.lg.jp
- ・インスタグラムのDM

申し込み締め切り

8/2(金)

までに申し込んでください！



SUINANTAN

主催 南丹市教育委員会 こども家庭センター

ここたす

(これはすは、南丹市の子どもたちが地域で元気に育ち、
心がゆよく子育てができるよう変革をする団体です。)

コラム

☆活動団体:特定非営利活動法人ここたす「こどもの居場所」

令和6(2024)年7月24日(水)実施の「こどもトークルーム」で出た意見をもとに、令和6(2024)年9月から南丹市国際交流会館地階フリースペースにて「こどもの居場所」が開設されました。
こどもたちの意見が地域のNPO 法人の活動で「かたちあるもの」になりました。



(居場所の様子)



コラム

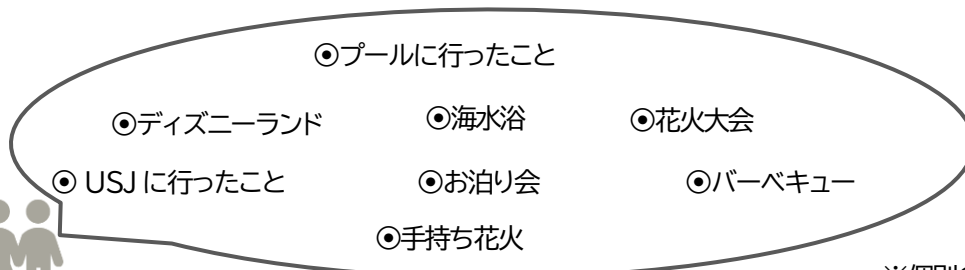
開設時間等はチラシのとおり。



【タイトル:楽しかったことを語ろう! 8月8日(木)】

■最近楽しかったことって何だろう?

※◎は複数意見のあったもの



※個別の意見

【旅行・外出】

・芝政ワールドに行ったこと ・長崎県の動物園 ・沖縄旅行 ・タイに行ったこと ・修学旅行 ・家族旅行
・工場見学 ・キャンプ

【食べ物関連】

・たこ焼きパーティー ・夜食のラーメン(22時) ・バァバの家でアイス爆食 ・ホテルのご飯が美味しかった
・アイスを食べたこと ・ホームパーティー

【遊び】

・新しい漫画を買えたこと ・マイクラで遊んだ
・自分の家の犬と遊んだ ・タンポポで遊んだ
・キッザニア ・人生ゲームをしたこと ・マリオパーティ

【交流】

・勉強会 ・恋バナ ・雑談



■親切にしたこと

※◎は複数意見のあったもの

◎おつかいに行った

◎道案内をした

◎食器洗いをした



※個別の意見

- ・友達にプレゼントをあげたこと
- ・落とし物を渡した
- ・飲食店でドアを開けた
- ・家族にプレゼントをあげたこと
- ・友達の消しゴムを拾ってあげたこと
- ・お手伝いをして褒めてもらったこと
- ・犬を撫でたら懐いてくれたこと
- ・弟と遊んだ
- ・人の話を聞いた
- ・友達が風邪をひいたときに「大丈夫？」とメールをした
- ・TVの録画をした
- ・道の草引きをした
- ・海で帽子の落とし物を拾った
- ・お風呂掃除をした
- ・浮き輪が流れてきたときに拾ってあげられたこと
- ・電車でお婆ちゃんに席を譲った
- ・コロナ渦、友達にお弁当を届けた

■親切にされたこと

※◎は複数意見のあったもの

◎友達からお土産をもらったこと

◎友達からプレゼントをもらったこと



※個別の意見

- ・飲食店でドアを開けてもらい「先にどうぞ」と言われたこと
- ・友達がお菓子を沢山くれた
- ・可愛いキーホルダーをもらった
- ・自分のカバンをもってくれたこと
- ・お婆ちゃんがお菓子をくれた
- ・お年玉をもらった
- ・間違ったことをしても怒られなかった
- ・しんどくなった時に友達が保健室まで連れて行ってくれた
- ・家族が自分が体調不良の時に冷たい物とかをくれた(アイス)
- ・分からない時に友達が教えてくれた
- ・友達が励ましてくれた

■大人にこんなことしてほしかったなあ・・

※◎は複数意見のあったもの

◎ゲームを買ってほしかった



※個別の意見

【物・プレゼント】

- ・服を買ってほしかった ・誕生日に欲しい物を言わずに適当に選ばれた
- ・ピンクの犬の人の形がほしかったけど、サンタさんが紫をもってきたこと
- ・サンタさんに欲しい物を書いていたのに違う物が届いたとき

【習い事・趣味】

- ・習い事をさせてもらえない(体操) ・習字とそろばん辞めたい ・ボルダリング辞めたい
- ・ピアノを辞めさせてほしかった

【家族・兄弟姉妹】

- ・お兄ちゃんのお下がり嫌だった ・お姉ちゃんには怒らないのに自分だけ怒られていたのが嫌だった
- ・妹だけじゃなく自分も見えてほしかった ・お姉ちゃんが暴力的だから直してほしい
- ・上靴再利用されてひいた

【怒らない】

- ・めっちゃ酔っぱらって、何もしてないのに怒られた ・今やろうとしたことを言ってこないでほしい
- ・何もしてないのに自分だけ怒られる(他の人には怒らない)
- ・外でボール遊びをしても怒らないでほしかった
- ・お姉ちゃんには怒らないのに自分だけ怒られていたのが嫌だった

【親の行動】

- ・時々思い切り酔っぱらうから、酔っぱらいすぎないでほしい
- ・お母さんの友達が来て、後から用事があるのに喋りすぎで遅れないでほしい
- ・もっとオシャレにしよと言わないでほしい
- ・友達に言ってほしくないことをママが言うのが嫌だった

【学校・先生】

- ・1年生の参観日、しりとりで「石」と答えたら、もっとかわいいの言えよと言われて傷ついた
- ・嫌な子とクラスを別にほしかった
- ・先生に嫌な子のことを言ってもあんまり怒ってくれなかった(その子はしてないと言った)

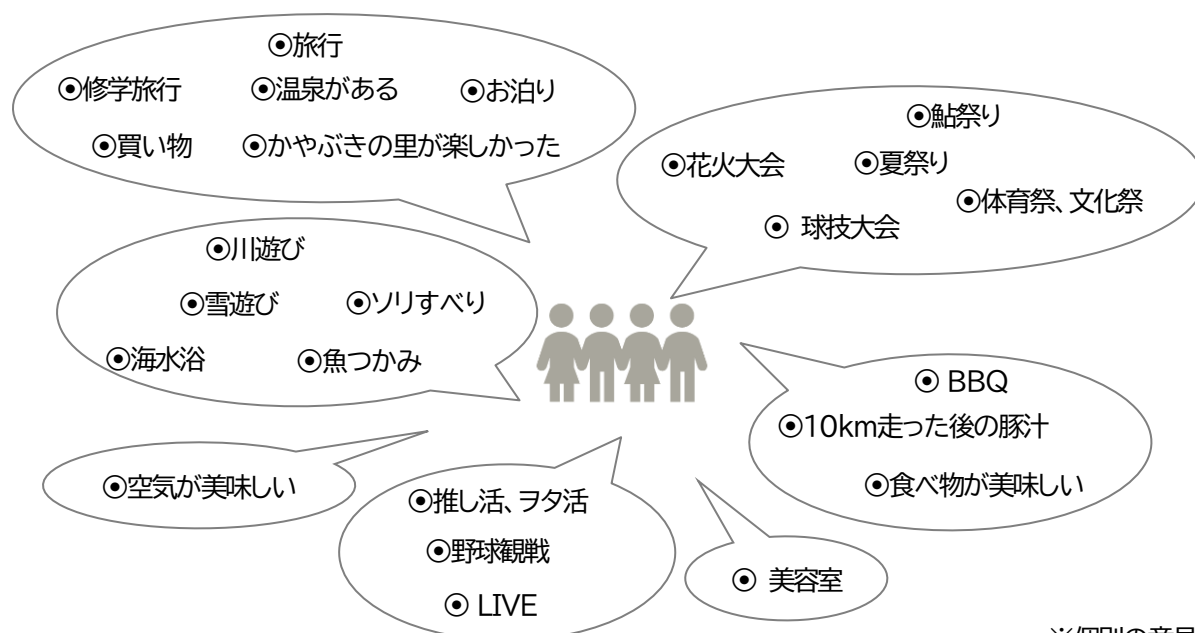
【その他】

- ・ハムスターを1匹もらったとき、もう1匹もらってほしかった ・犬がもっと懐いてほしい
- ・家の隣のおっちゃん、勝手にうちに入ってこないでほしい ・夜までゲームをしたかった
- ・もっとお金がほしかった ・旅行がしたかった ・お出かけしたかった

【タイトル:南丹市 推活プロジェクト！ 8月21日(水)】

■今までの楽しかったことや南丹市での思い出は？

※◎は複数意見のあったもの



※個別の意見

【旅行・観光・外出】

・小浜の花火大会 ・岡崎公園 ・熱海 ・韓国旅行 ・美味しいカフェに行ったこと ・綺麗な海を見た時
・日本最古のお城 ・国際交流会館のお城がすごい ・足湯が気持ちよさそう ・スプリングス日吉の BBQ
・古民家がある ・電車の快速の終点 ・遠足 ・車でドライブ ・国際交流会館が涼しい

【アウトドア・自然】

・キャンプ ・魚釣り ・クワガタ虫 ・ツーリング ・大堰川でカヌー ・山が綺麗 ・川が綺麗 ・田植え
・自然豊か

【お祭り・イベント】

・生身天満宮の祭り ・地元の夏祭り ・園部城祭り ・上げ松 ・ふるさと祭り ・れんげ祭り

【地域の特徴・施設】

・電車の開閉ボタンが面白い ・ドッグランがある ・横断歩道で車が止まってくれる
・赤いポストがオシャレ ・駅に落とし物をしても返ってくる ・治安が良い ・学校からお城が見える
・コンビニがある ・駅前のローソン ・軽トラ市 ・大きい病院がある(京都中部総合医療センター) ・田舎が写真に映える

【学校・交流】

・合宿 ・聖カタリナ高校がある ・シスターに手を振る ・友達が増えた ・遠足
・市役所の職員さんみんな優しい

【日常生活・身の周り】

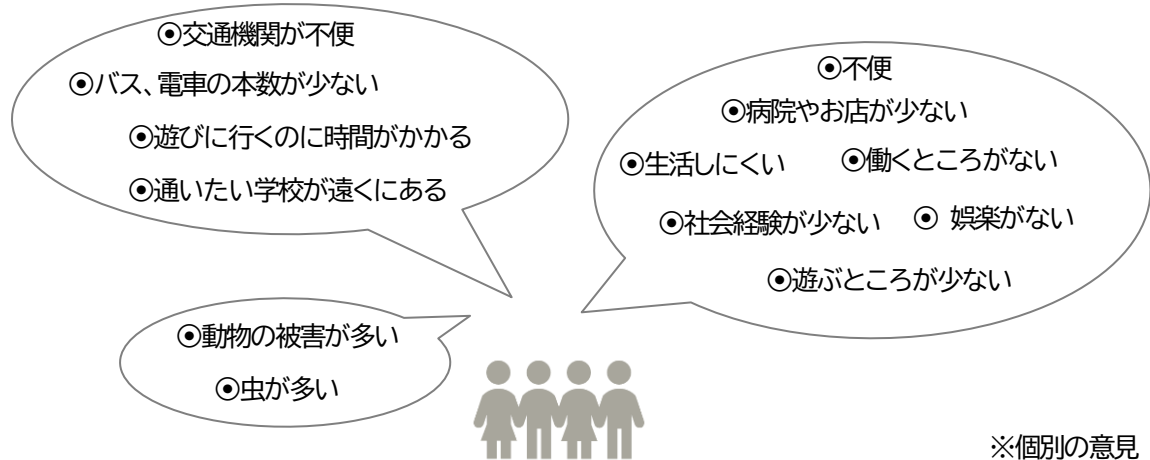
・駅前のローソンで友達と買い物 ・ジェラート ・芦生→唐揚げ弁当 ・テスト終わりのエルデ(パン)
・桃を1人で1個食べたこと

【その他】

・バレーボール ・カラオケ ・スーパーマリオ ・バイクで行ってみたい

■南丹市から若者が出ていくのはなぜだろう？

※◎は複数意見のあったもの



【インフラの不足】

・コンビニがない ・建物が少ない ・道が少ない ・駅に何もない ・交通手段が少ない

【交通・移動の不便さ】

・移動の自由がない ・自転車で片付く範囲がない ・電車がすぐ止まる

【地域の特性・環境】

・山しかない ・雪が降る ・圏外の所がある

【その他】

・田舎なのに土地が高い ・有名なところが少ない ・バイトするところがない ・発展していない

■どうしたら若者が戻ってくるだろう？

※◎は複数意見のあったもの



【インフラの整備】

・広い場所をつくる ・駅を増やす ・病院送迎してくれるバス ・日用品だけでも買えるところを増やす
・駅にお店を増やす ・交通を便利にする

【地域の活性化】

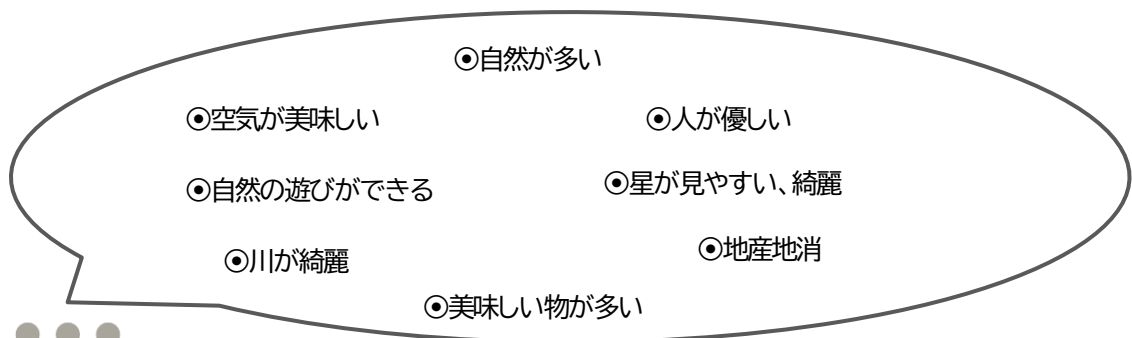
・働く場所を増やす ・定住者の仕事、住居 ・移住者を増やし、呼び込む ・有名人誰かに来てほしい
・物ではなく人をアピール ・ベリーファーム ・クワガタ取りツアーを泊まりで企画 ・猫カフェをつくる

【その他】

・自然の中で子育て ・進学校をつくる、アピールする ・虫の駆除 ・コミュニケーションを取る

■南丹市を推してください

※◎は複数意見のあったもの



※個別の意見

【自然・環境の魅力】

・緑が綺麗 ・生き物が多い ・日吉町のバス釣り ・蛍がいっぱい ・雪が降らない地域出身の人は楽しめる
・ゆっくり、のんびりできる ・道が広い ・土地が安い ・ツーリングができる ・遊べるところもある

【人の交流・文化】

・すぐに集まる所がある ・人と人の交流が盛ん ・受け継がれてきた伝統、芸術
・「ならでは」がたくさんつまっている ・子育てしやすい

【学校】

・特殊な学校がある ・学校が少ないからずっと同じ人といれる



(2) 京都中部総合医療センター看護専門学校 ワークショップの概要

特定非営利活動法人グローアップ・京都中部総合医療センター看護専門学校と共催し、京都中部総合医療センター看護専門学校の看護学生とワークショップを実施しました。南丹市出身ではない学生たちも多く、ほかの自治体で育った学生からみた「南丹市」について多くの意見をいただきました。また、「子育て」についての意見も聴取しました。

■開催概要

日 程	令和6(2024)年7月5日(火)
場 所	南丹市役所4号庁舎2階会議室
テーマ	①南丹市から若者が出ていくのはなぜだろう？(魅力あるまちづくりとは) ②なぜ「子育ては大変」というイメージがつくのだろう？(子育て環境について)
対 象 参加者数	京都中部総合医療センター看護専門学校2年生 40名
共 催	・京都中部総合医療センター看護専門学校 ・特定非営利活動法人グローアップ ・南丹市教育委員会こども家庭センターこども家庭課

■南丹市のいいところ

出た意見	
・落ち着いてて住みやすい	・空気が都会より綺麗
・花火大会が素晴らしい	・水が飲める、美味しい
・景色が綺麗、自然が多い	・子育てがしやすい
・山登りスポットがある	・犯罪が少ない、治安が良い
・人混みがない	・コンビニ、スーパーが多い
・道路がそこそこ綺麗	・地産地消ができる
・大堰川が綺麗	・優しい人が多い
・食べ物が美味しい	・蛍が見れる
・地域交流が多い	

■南丹市から若者が出ていくのはなぜだろう？

○交通の便が悪い、商業施設や遊び場が少ないなど、マイナスイメージが多い。
○利便性やにぎやかさなどが基本的に求められている。

※○は複数意見のあったもの



※個別の意見

<その他>

【インフラ・交通】

・JR の料金が安い ・JR 線がよく止まる ・国道が狭い ・駅が少ない

【生活環境】

・人が少ない ・住みにくいイメージ
・近所付き合い、集会の頻度が多い(地域行事や飲み会の影響で若者が出ていく)
・道が近いお店が多い ・気軽に行ける場所がない ・実用品が揃わない ・ゴミ袋が高い
・家賃が高い ・土地が意外と高い ・危険が多い(溝、車など)

【施設・設備】

・公園でボールが使えない ・公園がない ・トイレが汚い

【住民構成・人口】

・高齢者がどの地域よりも多いイメージ ・若い人が少ない

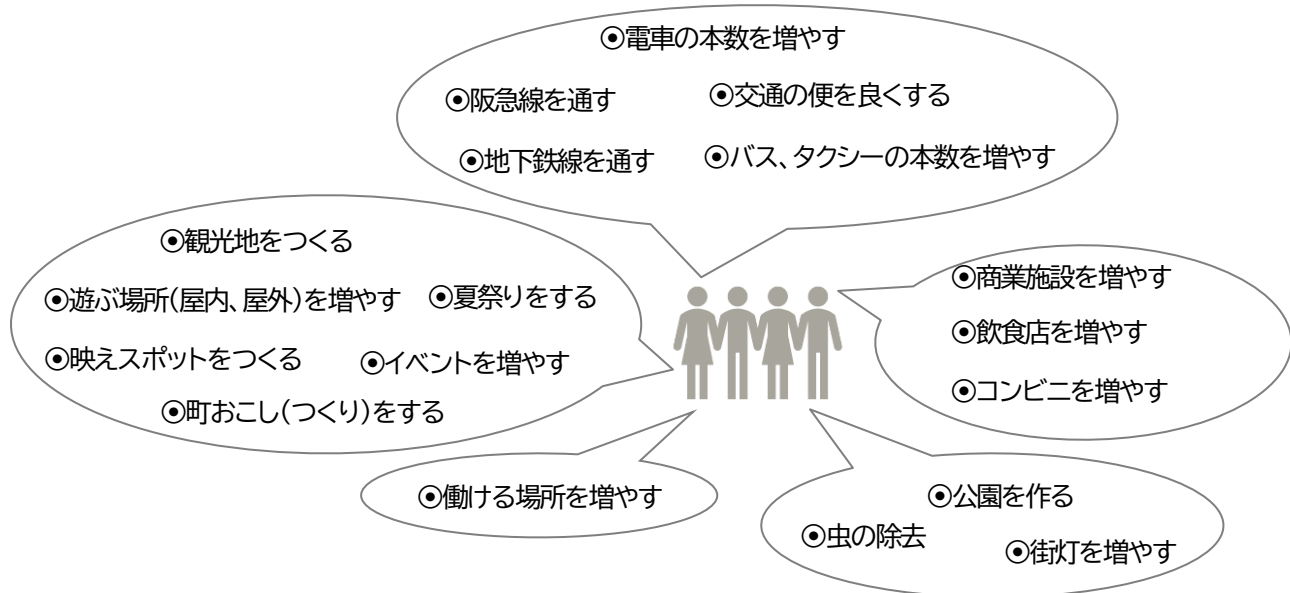
【魅力・外見に関するイメージ】

・魚がおいしくない ・キラキラしていない(橋) ・知名度がない ・オシャレじゃない、映えない
・夜が静かすぎる

■どうすればいいだろう？

○南丹市のマイナス面をどう改善すればいいかについては、交通の利便性や商業施設等の増加が多く挙げられている。

※○は複数意見のあったもの



※個別の意見

<その他>

【インフラ整備】

- ・道を広げる、道の整備をする ・南丹市～京都駅まで電車で 20 分 ・病院を増やす
- ・どの駅を降りても商業施設があるようにする ・駅近に商業施設を造る ・車のレンタルをする
- ・マンション、家を増やして学校を増やす ・学校を増やす

【商業・観光施設の拡充】

- ・商店街を作る ・駅近に商業施設を造る ・オシャレなお店を作る ・魅力的な場所をつくる
- ・広い土地を活かした施設をつくる ・大きな図書館を建てる
- ・道の駅でトリックアート展があれば楽しい ・徒歩で行ける遊び場等を増やす
- ・いろんな企画やサービスを作る ・自然豊かなキャンプ場を増やす
- ・畑を利用して華やかで大きな花畑を作る ・人が集まる場所を増やす ・魅力的な場所をつくる
- ・ゴミ袋を安くする

【地域活性化・PR】

- ・南丹市の良い所を PR する→例:美山牛乳 ・若者に必要とされる施設をつくる
- ・半導体バブルで町を活性化 ・かっこいい人を呼んでくる ・芸能人を呼ぶ ・改名 ・京都市を近づける

【福祉・教育支援】

- ・若者の助成金をつくる(子育て) ・高校の学費の無償化
- ・こどもを短時間で何時でも預けられる場所を作る ・こどもと一緒にストレスなく行ける場所がある
- ・お金をかけず気軽に行ける場所がある ・若者に必要とされる施設をつくる

【自然・環境整備】

- ・草木を減らす ・畑を利用して華やかで大きな花畑を作る ・危険を減らし、外に出ても不安がない

【その他】

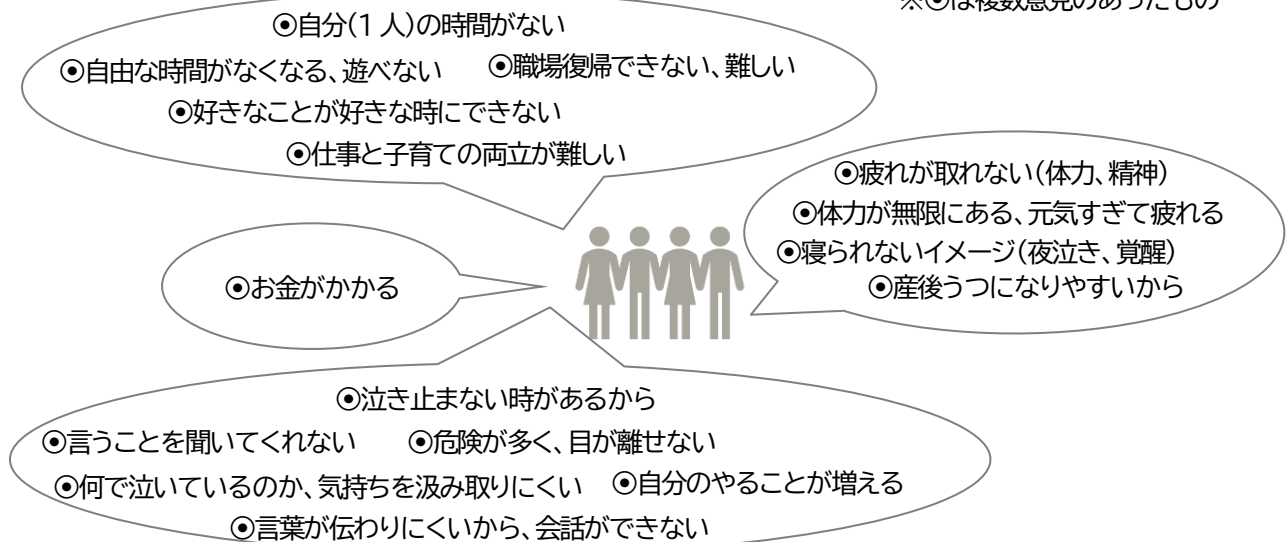
- ・交通費を安くする ・無料で車をもらう ・地元の畑で採れた作物で売れる食べ物を作る

■なぜ「子育ては大変」というイメージがつくのだろう？

○なぜ「子育ては大変」というイメージなのかについては、子育てにかかるお金と時間についての指摘が多い。

○子育ての難しさについての話題も多く、「産後うつになりやすい」「感情への対応が難しい」「夫婦の育児の方針のすれ違い」など子育てにまつわる様々な困難情報が広く認識されている様子がうかがえる。

※◎は複数意見のあったもの



※個別の意見

【経済的負担】

・お金がない ・経済的な大変さ ・貯金がない、お金の不安 ・自己満以外の出費が多い
・お世話が大変なうえ、お金と成長するまでに長い時間がかかるから ・経済的にも大変

【自由・時間の制約】

・こどものことが優先的になる ・リフレッシュできるタイミングが少なくなるから ・全てが面倒臭い
・余裕がなく、自分だけで精一杯 ・数分毎に手を取られて、家事や自分のことが何もできない
・仕事を休まないといけない ・出かけるとき荷物が多い

【肉体的・精神的負担】

・自分の余裕がなくなる ・感情への対応が難しい ・成長と共に食事作りが大変 ・晩婚化からの高齢出産
・怒ることが増える ・親が大変そうな顔をしているから ・育てるのも大変だけど、産むのも大変

【子育て・教育における悩み】

・こどもにも個性があり、子育てに正解がないから ・反抗期への対応が難しい ・あやし方が難しい
・こどもを1人の人間として育てないといけないから ・教育や礼儀を身に付けさせないといけない
・何歳になっても手がかかる ・周りに遅れないように教育や礼儀を身に付けさせないといけないため

【サポート不足・孤立感】

・相談できる場所、人が少ない ・集える場所が少ない ・子育て世帯への必要な情報が少ない
・支援が表に出ておらず、出産後のイメージができない ・誰も手伝ってくれない、ワンオペ育児
・お父さん、お母さんの分担が難しい ・育休が取りづらい

【社会的なプレッシャー・イメージ】

・子育てをしているママに寄り添うために、TV や SNS で子育ての文句を取り上げているから、子育てをしていない人に辛いイメージがつく為
・子育ての幸せな瞬間はささやかなこととか、人から見えないことも多いかもしれないから、大変そうにしている場面が印象に残る
・お姉ちゃんの子育てが大変そうだから ・こどもを出産した人が大変と言っているから

【家族・夫婦関係の課題】

・旦那との喧嘩のタネになる ・夫婦の育児の方針のすれ違い ・お父さん、お母さんの分担が難しい

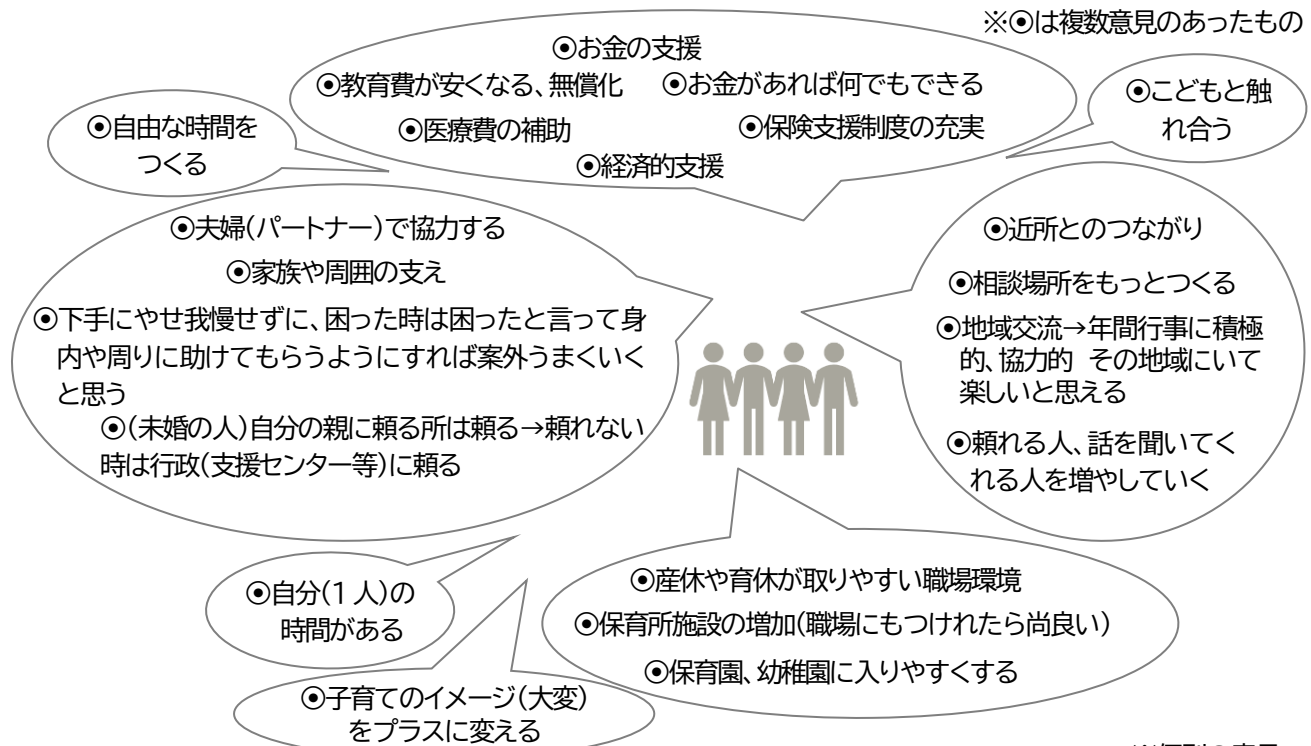
【キャリア・仕事への影響】

・仕事ができないから周りとは比べてしまう ・仕事を優先したい人が増えた ・ちゃんとした仕事に就けない

■どうすれば「子育ては大変」というイメージがなくなるか？

○最も目立つのは経済的な支援で、教育費や医療費などの金銭的な援助についての意見が多い。

○「家族や周囲の支え」「産休や育休が取りやすい職場環境」「子育て支援を強くする」など労力の負担軽減についての意見もある。



※個別の意見

【経済的支援・負担軽減】

・出産したら 200 万円、誕生日を迎える度に 50 万円、小学校入学→ランドセル、中学高校入学→制服、大学入学→1,000 万円支給する・税金を安くしてほしい・全てにおいてお金が安くなればいい・小学校～大学生まで何かしらの補助(お金)

・母子、父子家庭になっても十分に暮らせるくらいの補助・子育てしている人が集える場所・移住支援・給付型の子育て支援をつくる

【仕事と子育ての両立支援】

・仕事と子育てを両立できる環境をつくる・仕事の休みが取りやすい環境をつくる・こどもが塾出た時にすぐに帰れる・家に帰りやすい職場・父親も休みが取りやすい職場・子育て支援を強くする・預けられる施設を増やす・仕事も子育てでもできるような制度にする

【育児環境の整備・サポート】

・お金と時間があり、手助けしてくれる家族や制度が気軽に利用できる
・自分が大変な時にサポートしてくれる人や制度が沢山あったら安心できる環境づくり
・カウンセリングを受けられる窓口をつくる・子育てをしている人が集える場所・ストレス解消の場をつくる
・こどもを預けられる場所を増やす(看護師常駐)

【子育てのポジティブなイメージの醸成】

・デメリットではなく、メリットがみえる・子育てのイメージ(大変)をプラスに変える
・支援がたくさんあることを知ってもらう・こどもとの楽しい思い出を振り返れるホームビデオを撮っておく
・こどもの笑顔を大切に・こどもの癒しの動画を見る・子育ての幸せな瞬間が伝わるようにする

【教育・福祉の充実】

・学校でこどもの成長過程を教える・自給自足・こども食堂をつくる・こどもクリニックなど専門病院が多くある
・小さいこどもと関われる機会をつくって可愛さを知る・ボランティア活動・虐待を減らす
・親がたくさん休める場所をつくる・近所のおばちゃんに話しに行けるような役所のサポート
・親参加の学校行事を減らす

【社会的意識改革】

・公共の場で泣いたりすることはこどもにとって必要なことだと理解する・お母さんに子育てについて話を聞く
・公共交通機関で赤ちゃんが泣いていても怒らないでほしい・地域社会が子育てを理解する
・大変を大変と感じないこと・周りの人を大切にする・こどもを 1 人の人間として育てる大切さを理解する

【その他】

・父親主体の育児が当たり前になる・赤ちゃんの気持ちがわかる機械をつくる
・赤ちゃんが泣かないベッドをつくる→泣いたら揺れる・お酒を飲みに行く

(3) 明治国際医療大学看護学部看護学科 ワークショップ

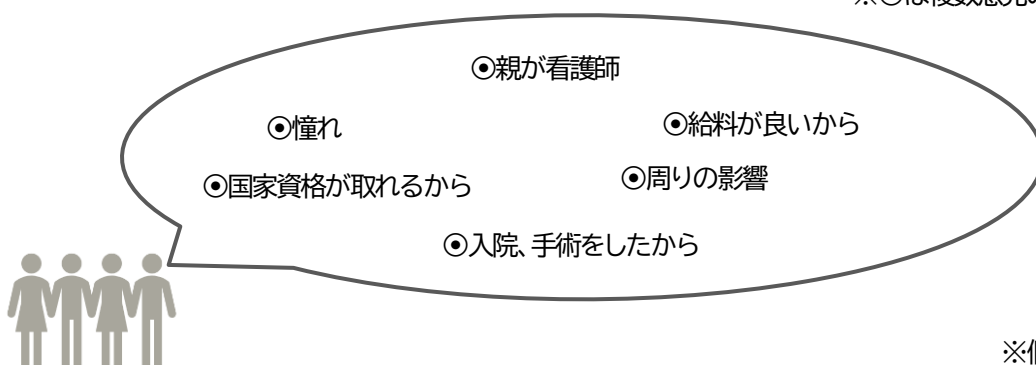
南丹市社会福祉協議会・明治国際医療大学と共催し、明治国際医療大学看護学部看護学科の看護学生と「地域共生社会」について考えるワークショップを実施しました。

■開催概要

日 程	令和6(2024)年7月29日(月)
場 所	明治国際医療大学
テーマ	『考えよう、地域共生社会』 ①看護師を目指したきっかけは？ ②看護師になった未来の自分はどんな風にシアワセ？ ③看護師になった自分は誰をシアワセにしている？ ④役に立ちそうにない自分の特技は？ ⑤地域で見かけた困っている人の状況ってある？ ⑥地域の「困った」と役に立ちそうにない「特技」をつなげてみよう！
対 象 参加者数	明治国際医療大学看護学部看護学科 1年生 25 名
共 催	・明治国際医療大学看護学部看護学科 ・南丹市社会福祉協議会 ・南丹市教育委員会こども家庭センターこども家庭課

① 看護師を目指したきっかけは？

※◎は複数意見のあったもの



※個別の意見

【実体験に基づく理由】

・看護師さんにお世話になったから ・入院したときの看護師さんの対応が良かったから
・入院しているときに母に看てもらった ・母の立ち合い出産 ・親が放射線技師

【テレビなどの影響】

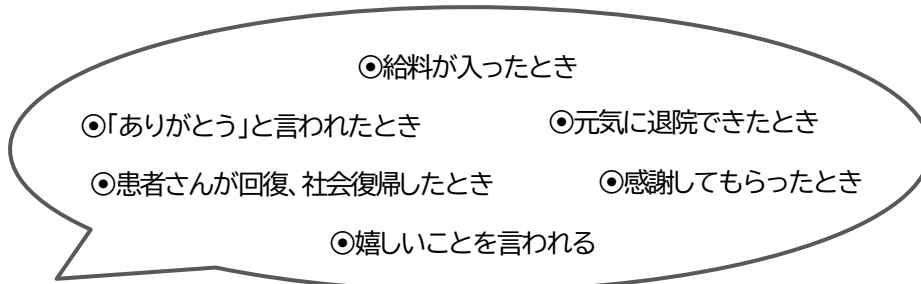
・ドラマを見て憧れた ・医療番組 ・「愛してるよカズ」という動画を観た
・学校の先生に勧められた

【その他】

・安定している ・医療職に就きたかった ・なりたかったから

②看護師になった未来の自分はどんな風にシアワセ？

※◎は複数意見のあったもの



※個別の意見

【患者さんに関する喜びややりがい】

- ・患者さんが嬉しそうとき ・患者さんの笑顔が見られたとき ・患者さんが元気に喋ってくれる
- ・包帯や管を付けていた患者さんが自立して退院できたとき ・受け持ちの患者さんが退院できたとき
- ・患者さんが治ったときに感謝されたとき ・患者さんが安定した生活に戻れるとき
- ・患者さんと楽しく話をしているとき

【仕事の成果や満足感】

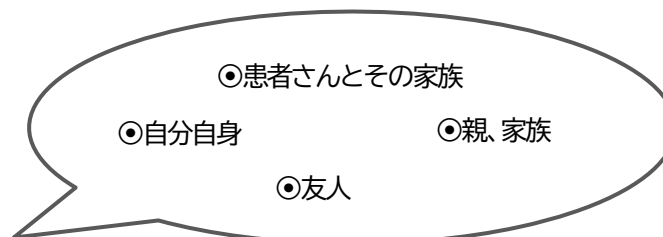
- ・出来なかった仕事ができるようになったとき ・やりがい ・ボーナスが入ったとき
- ・昇給したとき ・好きなものを買えたとき

【その他】

- ・1人時間がある ・月1で旅行 ・趣味の共感 ・親孝行

③看護師になった自分は誰をシアワセにしている？

※◎は複数意見のあったもの



※個別の意見

- ・お世話になった人 ・ブラジルのこども達 ・治療をした医療従事者 ・周りの医療関係者
- ・アフリカのこども達 ・たくさんの人

(4)なんたん未来会議の概要

令和6(2024)年8月20日、南丹市役所において、南丹市議会主催『あなたのアイデアでまちを動かす』をテーマに、園部高校3名、京都聖カタリナ高校8名、農芸高校4名、社会人1名、議員20名によるなんたん未来会議が開催されました。3つの委員会を設定して、6つのグループに分かれて意見が出し合われました。

■発表その1 (①魅力創造特別委員会)

【発表の概要】

- 地元産野菜を使った料理の提供、農芸高校と連携した販売
- 各校の学生が SNS で若い世代に魅力を発信
- 「観光名所の人気ランキング」や「星がきれいに見えるところランキング」の作成
- 看護学科が充実した南丹市を「看護師資格の聖地」に

■発表その2 (①魅力創造特別委員会)

【発表の概要】

- 若者世代をターゲットにインフルエンサーに南丹市の魅力を発信してもらう(神社や自然環境のよいところに招待する)
- 学生に家賃や食費の補助金を(1万円でも効果あり)
- 他のまちとの差別化を
- 人が集まってくるような核となる施設が必要
- 京丹波町役場のラウンジのような自習室がほしい

■発表その3 (②暮らし向上特別委員会)

【発表の概要】

- 生身天満宮や園部城など歴史的な建物がある南丹市の魅力発信
- 豊かな自然を守るためのポイ捨て禁止条例制定
- JR の待ち時間対策として、園部駅に「みんなの居場所」をつくる
(ウォーターサーバー、カラオケ、机イス、冷暖房、無料 Wi-Fi、保護猫、保護犬)

■発表その4 (②暮らし向上特別委員会)

【発表の概要】

- 「目指せ日本一！高齢者が輝くまち」をテーマに福祉サービスを充実させ、働く場を増やし、交通インフラを改善する
- 若い介護士の給料を高く設定する
- 若い人と高齢者の交流を図る

■発表その5 (②暮らし向上特別委員会)

【発表の概要】

- 道路路面の改良
- ボランティアによる水路の清掃
- JR 園部駅周辺への店舗出店

■発表その6 (③みらい創造特別委員会)

【発表の概要】

- 若者向けの生活環境の改善(コストコ等の大型店舗、コンビニ等)
- 在来種の魚の保護「ぎょぎょたん市プロジェクト」
- 鮎を守るため日吉ダムにブラックバス専用の釣り堀を設置

(5)「市長と語ろう私たちのまちづくり」の概要

市長との対話を通じて、人権が尊重されるぬくもりのある地域社会の一員として、自然と文化の薫り高い「ふるさと南丹市」を愛し、生涯にわたって主体的で心豊かに学び続け、共に生きようとする市民の実現を目指すとともにまちづくりの当事者意識を養うことを目的に各小中学校の児童生徒が意見を発表しました。

(小学生)



自宅近くの川で魚が釣れ、自宅に持ち帰って父が塩焼きにしてくれる。川を守るとこんな経験ができる人がもっと増える。川の環境を守ると魚も守られるが、川だけでなく山も守る必要がある。



全校ウォークラリーで地域でのミッションに取り組んだり、家庭科のミシンの授業で教えてもらったりして地域の方の温かさを感じた。地域の方々の温かさ、地域の豊かな自然が魅力であると感じた。

登下校時に地域の方が見守り、声をかけてくださっている。これはこの地域の魅力であり、今後も進んで地域の方とつながりたい。



6年生のキャリア教育で、福祉の仕事について学んだ。高齢者が多い南丹市では、介護タクシーや買い物支援があれば高齢者の喜びや楽しみにもつながると思う。またマルシェ等交流できる場があれば、高齢者もこどもも大人も交流の輪が広がる。

南丹市の魅力は、豊かな自然、文化(園部城、生身天満宮)、食(米、野菜)、交通の利便性がよいこと。市の課題は、観光客(特に府外から)が少ないことと、人口減少。



小学校では学校と地域が協力して防災イベントをし、けむり体験、水中歩行体験を学んだ。この取組を南丹市のイベントとすれば市民の防災意識が高まるのではないかな。

景色がよくて空気がきれいなこの地域では、地域の方がボランティアで花を植え、清掃されている。地域の方とのつながり。ボランティアやイベントでお世話になった地域の方に見守られていると感じている。

(中学生)



地域に出向いて行う地域清掃、また学校で行う不用品回収やバザー等を通じて、自分たちがこの町の一員だという意識を持つことができた。学校がベースとなって地域とつながりを深めることが大切。人が出会い、繋がり、元気が出て町が活性化すると思う。

今年度、「地域との繋がりを強くすること」に挑戦している。今年度は全校生徒にボランティアを募りゴミ拾いを通じて地域を大切にする気持ちを持ちたい。挨拶運動も全校で取り組み、地域に広げるきっかけにしたい。他に、人手が足りないところへお手伝いに行き、地域の方の役に立つなど、自ら進んで何事にも挑戦できるようになりたい。



地域清掃を行うことで、自分たちの地域がきれいになり、公衆衛生の意識を高めることができる。また助け合うことによって、住み心地のいい街になり、地域の方とのコミュニケーションも増える。この取組が八木町だけでなく、南丹市に広がれば、南丹市に住みたい人が増えると思う。

中学生にとって特に不便なのは、市営バスの本数が少ないこと。ほとんどの生徒は市営バスで通学しているが、登下校の時間帯でも1本しかなく、朝早くから登校したり、放課後には生徒会活動をする時間がない。部活動の練習の際には、親の送迎が必要になる。そこで、自家用車を代用する「ライドシェア」を導入してはどうか。タクシーのように好きな時に呼んで利用できる仕組みがあれば便利だ考える。



〈市長からのメッセージ〉

あらためて、みなさんの発表、提案を思い返していました。

発表では、授業で学んだこと、それをもとに考えた南丹市の未来像や、その未来を実現するためのアイデアについて、堂々と、また丁寧に語ってくれた姿はとても印象的でした。

みなさんが感じている南丹市の魅力は、山、川、空気といったきれいで豊かな自然環境と、心あたったかい人々、そして人々との関わりやつながりでした。

私も同じ思いです。南丹市の自然、人が大好きです。私たちの「まち」の基本となる「自然」と「人」をみなさんと一緒に守っていきたいと思います。みなさんが大人になったとき、今の気持ちのまま南丹市に住んでもらえているように、まちづくりに取り組んでいきたいと思っています。

最後に、考えていること、思っていることを文字や言葉で誰かに伝えることは大切なことであり、伝えられた側はしっかり聴くということが大切だと思っています。

みなさんには、伝え合うこと、聴き合うこと、意見し合うことをこれからの生活で大切にしてほしいと思います。

南丹市では、これからもみなさんの思いを聴く取り組みを進めようと思います。

5. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保状況

「第2期子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の各事業の状況です。

(1)教育・保育施設

【参考】教育・保育認定とは

保護者が、幼稚園や保育所、認定こども園を利用するための教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について、国が定める基準に基づいた市の認定を受ける必要があります。教育・保育認定の区分は、次の3つの区分となります。

区分	対象となるこども		教育・保育提供施設
1号認定	3歳児から5歳児	幼児期の学校教育を希望 (保育を必要としない)	幼稚園、認定こども園 幼児学園(短時部)
2号認定	3歳児から5歳児	保護者の就労等で保育を 必要とする	保育所、認定こども園 幼児学園(長時部)、幼稚園
3号認定	0歳児から2歳児	保護者の就労等で保育を 必要とする	保育所、認定こども園 幼児学園(長時部)

①1号認定〔3歳児から5歳児で幼児期の学校教育を希望〕

1号認定(3歳児から5歳児で幼児期の学校教育を希望)の第2期計画の量の見込みに対する実績値をみると、各年度共に量の見込みを下回っています。1号認定については、量の見込みも減少傾向で見込んでいましたが、それ以上の減少となっています。

		単位	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	令和6 年度 (2024 年度)	
計画値	量の見込み①	人	199	190	186	180	181	
	内訳	1号認定	人	158	151	149	143	143
		2号認定	人	41	39	37	37	38
	確保の方策	人	380	380	380	380	380	
	内訳	特定教育・保育施設	人	380	380	380	380	380
実績値	利用者②	人	141	124	101	76	58	
	1号認定	人	124	112	92	61	47	
	2号認定	人	17	12	9	15	11	
差異 (②-①)	利用者	人	▲58	▲66	▲85	▲104	▲123	
	1号認定	人	▲34	▲39	▲57	▲82	▲96	
	2号認定	人	▲24	▲27	▲28	▲22	▲27	

②2号認定〔3歳児から5歳児で保育を必要とする〕

2号認定（3歳児から5歳児で保育を必要とする）の実績値をみると、令和4（2022）年度までは増加傾向にありましたが、令和5（2023）年度は減少に転じています。令和6（2024）年度は67人見込みを上回っています。

		単位	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	令和6 年度 (2024 年度)
計画値	量の見込み①	人	362	353	348	344	346
	確保の方策	人	561	633	618	603	588
実績値	利用者②	人	404	409	420	410	413
差異 (②-①)	利用者	人	42	56	72	66	67

③3号認定〔0歳児から2歳児で保育を必要とする〕

3号認定の0歳児については増加傾向、1・2歳児については、令和3（2021）年度以降減少傾向で見込んでいましたが、実績値は0歳児・1・2歳児ともにほぼ横ばいで推移しています。

		単位	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	令和6 年度 (2024 年度)
計画値	量の見込み①	人	212	222	216	215	220
	内 訳	0歳児	10	12	16	19	25
		1・2歳児	202	210	200	196	195
	確保の方策（0歳児） 内 訳	人	33	50	49	47	45
		特定教育・保育施設	33	50	49	47	45
		地域型保育	0	0	0	0	0
	確保の方策（1・2歳児） 内 訳	人	212	250	243	236	229
		特定教育・保育施設	212	250	243	236	229
		地域型保育	0	0	0	0	0
実績値	利用者②	人	207	228	226	203	191
	0歳児	人	12	11	16	10	11
	1・2歳児	人	195	217	210	193	180
差異 (②-①)	利用者	人	▲5	6	10	▲12	▲29
	0歳児	人	2	▲1	0	▲9	▲14
	1・2歳児	人	▲7	7	10	▲3	▲15

(2)地域子ども・子育て支援事業

※「地域子ども・子育て支援事業」の各事業の概要はP124～138を参照

①利用者支援事業

「基本型」は地域子育て支援拠点事業を実施している「子育てすこやかセンター」と「ぽこぽこくらぶ」において、子育て中の親子を対象として相談対応等を行っています。「母子保健型」は保健師等の専門職が妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進における包括的な支援を行っています。また、すべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない相談支援を行っています。

		単位	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	令和6 年度 (2024 年度)
計画値①	基本型・特定型	箇所	2	2	2	2	2
	母子保健型	箇所	1	1	1	1	1
実績値②	基本型・特定型	箇所	2	2	2	2	
	母子保健型	箇所	1	1	1	1	
差異 (②-①)	基本型・特定型	箇所	0	0	0	0	
	母子保健型	箇所	0	0	0	0	

②延長保育事業

令和元(2019)年度から利用料の考え方を整理したことで利用が増加し、令和2(2020)、3(2021)年度実績が量の見込みを大きく上回っていることから、計画の中間見直し(令和4(2022)年度中)で令和5(2023)年度以降の量の見込みを修正しています。

		単位	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	令和6 年度 (2024 年度)
計画値	量の見込み①	人	33	33	33	111	112
	確保の方策	人	33	33	33	111	112
		箇所	8	9	9	8	8
実績値	利用者②	人	115	116	96	120	
差異 (②-①)	利用者	人	82	83	63	9	

※人は年度の実人数

③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

低学年はやや減少傾向、高学年はほぼ横ばいで推移すると見込んでいましたが、実績値は、低学年はほぼ横ばい、高学年については令和4(2022)年度以降増加傾向で推移しています。

			単位	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	令和6 年度 (2024 年度)
計画値	量の見込み①		人	480	477	480	475	462
		低学年	人	344	333	338	336	329
		1年生	人	129	124	133	128	121
		2年生	人	111	112	109	117	113
		3年生	人	104	97	96	91	95
		高学年	人	136	144	142	139	133
		4年生	人	80	86	80	79	75
		5年生	人	36	37	40	37	37
		6年生	人	20	21	22	23	21
	確保の方策		人	480	477	480	475	462
実績値	登録者数②		人	524	447	440	479	501
		低学年	人	367	325	327	348	346
		1年生	人	139	120	125	130	122
		2年生	人	121	116	105	114	123
		3年生	人	107	89	97	104	101
		高学年	人	157	122	113	131	155
		4年生	人	79	73	61	76	87
		5年生	人	60	34	33	38	47
		6年生	人	18	15	19	17	21
差異 (②-①)	利用者		人	44	▲30	▲40	4	39
		低学年	人	23	▲8	▲11	12	17
		1年生	人	10	▲4	▲8	2	1
		2年生	人	10	4	▲4	▲3	10
		3年生	人	3	▲8	1	13	6
		高学年	人	21	▲22	▲29	▲8	22
		4年生	人	▲1	▲13	▲19	▲3	12
		5年生	人	24	▲3	▲7	1	10
		6年生	人	▲2	▲6	▲3	▲6	0

④子育て短期支援事業

令和4(2022)年度までは利用希望はありましたが、感染症の流行により施設側の受け入れ体制が難しい状況でした。令和5(2023)年度に延べ6人の利用がありました。利用実績は少ないですが、一定のニーズは見込まれます。

		単位	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	令和6 年度 (2024 年度)
計画値	量の見込み①	人/年	28	28	28	28	28
	確保の方策	人/年	28	28	28	28	28
実績値	利用者②	人/年	0	0	0	6	
差異 (②-①)	利用者	人/年	▲28	▲28	▲28	▲22	

※人/年は延べ利用人数

⑤地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、直営・委託共に減少傾向で量の見込み量を設定していましたが、直営については令和5(2023)年度に大きく増加して延べ5,213 人が利用しました。委託については、令和2(2020)年度以降増加傾向にあり、令和5(2023)年度で延べ4,900 人が利用となっています。

			単位	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	令和6 年度 (2024 年度)
計画値	量の見込み①	直営	回/年	7,480	7,357	7,136	7,001	6,927
		委託	回/年	3,463	3,406	3,304	3,241	3,207
	確保の方策		箇所	2	2	2	2	2
実績値	利用者②	直営	回/年	3,852	3,062	3,041	5,213	
		委託	回/年	3,068	3,414	4,474	4,900	
差異 (②-①)	利用者	直営	回/年	▲3,628	▲4,295	▲4,095	▲1,788	
		委託	回/年	▲395	8	1,170	1,659	

※回/年は延べ利用回数

⑥一時預かり事業

1)一時預かり事業(幼稚園在園児)

令和2(2020)、3(2021)年度実績が量の見込みを上回っていることから、計画の中間見直し(令和4(2022)年度中)で令和5(2023)年度以降の量の見込みを修正しています。

			単位	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	令和6 年度 (2024 年度)
計画値	量の見込み①	公立	人/年	1,774	1,695	1,673	1,605	1,605
		私立	人/年	4,119	3,937	3,885	5,410	5,410
	確保の方策	利用者数	人/年	5,893	5,632	5,558	7,015	7,015
		施設数	箇所	3	3	3	3	3
実績値	利用者②	公立	人/年	1,138	1,382	817	917	
		私立	人/年	4,686	6,483	4,788	4,080	
差異 (②-①)	利用者	公立	人/年	▲636	▲313	▲856	▲688	
		私立	人/年	567	2,546	903	▲1,330	

※人/年は年間延べ人数

2)一時預かり事業(幼稚園以外)

一時保育は年 600 人ほどを見込んでいましたが、実績値は令和3(2021)年度以降 100 人未満で推移しており、量の見込みを下回っています。

八木中央保育所の一時保育について、保育人材の確保ができず利用希望はありますが受け入れができていない状況です。

			単位	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	令和6 年度 (2024 年度)
計画値	量の見込み ①	一時保育	人/年	656	645	625	614	607
		ファミリー・サポ ート・センター	人/年	165	162	157	155	153
	確保の方策	一時保育	人/年	656	645	625	614	607
		ファミリー・サポ ート・センター	箇所	165	162	157	155	153
実績値	利用者 ②	一時保育	人/年	277	96	85	83	
		ファミリー・サポ ート・センター	人/年	141	155	159	168	
差異 (②-①)	利用者	一時保育	人/年	▲379	▲549	▲540	▲531	
		ファミリー・サポ ート・センター	人/年	▲24	▲7	2	13	

※人/年は年間延べ人数

⑦病児・病後児保育事業

令和3(2021)年度から病児対応型で事業を実施しましたが、実績値は量の見込みを大きく下回っています。

			単位	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	令和6 年度 (2024 年度)
計画値	量の見込み①		人/年	807	798	786	770	746
	確保の 方策	利用者数	人/年	0	798	786	770	746
		実施個所数	箇所	0	1	1	1	1
実績値	利用者②		人/年		27	66	69	
差異 (②-①)	利用者		人/年		▲771	▲720	▲701	

※人/年は年間延べ人数

⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

ファミリー・サポート・センター事業については、利用を見込んでいませんでしたが、令和5(2023)年度で延べ99人の利用となっています。

			単位	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	令和6 年度 (2024 年度)
計画値	量の見込み①		人/年	0	0	0	0	0
	確保の方策		箇所	1	1	1	1	1
実績値	利用者②		人/年	146	35	29	99	
差異 (②-①)	利用者		人/年	146	35	29	99	

※人/年は年間延べ人数

⑨乳児家庭全戸訪問事業

対象児童者数の実績値が量の見込みをやや下回っています。訪問率は100%を見込んでいましたが各年度とも100%に届かない状況となっています。

			単位	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	令和6 年度 (2024 年度)
計画値①	対象児童数		人	183	179	174	172	166
	量の見込み		人	183	179	174	172	166
	訪問率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実績値②	対象児童数		人	167	137	159	139	
	訪問数		人	151	122	140	135	
	訪問率		%	90.4	89.1	88.1	97.1	
差異 (②-①)	対象児童数		人	▲16	▲42	▲15	▲33	
	訪問数		人	▲32	▲57	▲34	▲37	
	訪問率		%	▲9.6	▲10.9	▲11.9	▲2.9	

⑩妊婦健康診査

妊婦健康診査の利用者数は、0歳児人口推計より多く推移しており、令和5(2023)年度では量の見込みに対して39人上回っています。

		単位	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	令和6 年度 (2024 年度)
0歳児人口推計		人	183	179	174	172	166
一人当たりの健診回数		回	14	14	14	14	14
計画値①	量の見込み	人	183	179	174	172	166
	健診回数	回	2,562	2,506	2,436	2,408	2,324
実績値②	利用者数	人	230	231	223	211	
	健診回数	回	3,870	3,640	3,496	3,419	
差異 (②-①)	利用者数	人	47	52	49	39	
	健診回数	回	1,308	1,134	1,060	1,011	

⑪養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は年度による変動が大きく、令和4(2022)年度は育児・家事支援、専門的相談支援ともに大幅な減少となっています。

育児・家事支援については、令和2(2020)、3(2021)年度実績が量の見込みを上回っていることから、計画の中間見直し(令和4(2022)年度中)で令和5(2023)年度以降の量の見込みを修正しています。専門的相談支援は、各年度ともに量の見込みを下回っています。

			単位	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	令和6 年度 (2024 年度)
計画値①	量の見込み	育児・家事支援	人/年	1	1	1	10	10
		専門的相談支援	人/年	45	44	43	42	42
実績値②	実人数	育児・家事支援	人/年	11	21	1	0	
		専門的相談支援	人/年	25	13	5	24	
差異 (②-①)	実人数	育児・家事支援	人/年	10	20	0	▲10	
		専門的相談支援	人/年	▲20	▲31	▲38	▲18	

※人/年は年間延べ人数

6. 子ども・子育て支援事業計画及び子どもの貧困対策推進計画の取組状況

「第2期子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの貧困対策推進計画」における各事業の取組状況です。

(1) 評価の基準

各事業の進捗状況、達成度評価、今後の方向性について、以下の評価基準で担当課による評価を実施しました。事業において担当課が複数ある場合は、複数課の評価結果を勘案して評価を行いました。

【進捗状況】

評価	事業の進捗状況
A	100%（予定通り）
B	80-100%（概ね予定通り）
C	60-80%（やや満たない）
D	40-60%（予定の半分程度）
E	40%未満（あまり進んでない）

【達成度評価】

評価	事業の達成度評価
1	十分な成果があった
2	ある程度の成果があった
3	あまり成果はなかった
4	成果はなかった

【今後の方向性】

評価	事業の方向性
1	内容を拡大して継続
2	これまで通りに継続
3	内容を改善して継続
4	縮小
5	廃止

(2)子ども・子育て支援事業計画

■進捗状況

計画事業の進捗状況は、「A. 100%(予定通り)」が全 119 事業中 69 事業の 58.0%となっています。「B. 80-100%(概ね予定通り)」は 39 事業の 32.8%となっています。

「C. 60-80%(やや満たない)」が最も多かったのは「基本目標1 子育て・子育てを支える仕組みづくり」で4事業 14.8%となっています。

基本目標項目		進捗状況分類		A 100%		B 80-100%		C 60-80%		E 40%		計
		該当事業数・割合										
基本目標1		14	51.9%	9	33.3%	4	14.8%	0	0.0%	27		
	(1)家庭と地域における子育て力の向上	3	50.0%	3	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	6		
	(2)子育て支援サービスの提供	8	66.7%	3	25.0%	1	8.3%	0	0.0%	12		
	(3)仕事と生活の調和の実現	0	0.0%	2	40.0%	3	60.0%	0	0.0%	5		
	(4)子育てに関する情報提供と相談体制の充実	3	75.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	4		
基本目標2		15	62.5%	7	29.2%	2	8.3%	0	0.0%	24		
	(1)就学前教育・保育の充実	4	80.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	5		
	(2)学校教育の充実	5	62.5%	3	37.5%	0	0.0%	0	0.0%	8		
	(3)いじめ・不登校・非行への対応	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4		
	(4)児童の健全育成	2	28.6%	3	42.9%	2	28.6%	0	0.0%	7		
基本目標3		11	52.4%	9	42.9%	0	0.0%	1	4.8%	21		
	(1)母子保健事業の充実	6	85.7%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	7		
	(2)小児医療機関との連携	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2		
	(3)食育の推進	3	42.9%	3	42.9%	0	0.0%	1	14.3%	7		
	(4)思春期における保健教育の推進	0	0.0%	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	5		
基本目標4		24	77.4%	6	19.4%	1	3.2%	0	0.0%	31		
	(1)子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策	4	66.7%	2	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	6		
	(2)ひとり親家庭への支援	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	3		
	(3)障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援	7	70.0%	2	20.0%	1	10.0%	0	0.0%	10		
	(4)子育て家庭への経済的負担の軽減	10	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	10		
	(5)家庭生活を支援する体制づくりの推進	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	2		
基本目標5		5	31.3%	8	50.0%	2	12.5%	1	6.3%	16		
	(1)子どもの遊び場の確保	0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	3		
	(2)交通安全対策の充実	2	50.0%	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	4		
	(3)子どもの安全対策の充実	1	25.0%	3	75.0%	0	0.0%	0	0.0%	4		
	(4)子育てにやさしい住環境・生活環境の整備	2	40.0%	0	0.0%	2	40.0%	1	20.0%	5		
総計		69	58.0%	39	32.8%	9	7.6%	2	1.7%	119		

■達成度評価

計画事業の達成度については、「1. 十分な成果があった」が全 119 事業中 56 事業の 47.1%、「2. ある程度の成果があった」が 60 事業の 50.4%となっています。

「4. 成果はなかった」事業はなく、「1. 十分な成果があった」が最も多かったのは「基本目標4 きめ細やかな配慮を要する児童等への支援の充実」で 20 事業 64.5%となっています。

基本目標項目		達成度分類	1. 十分な成果があった		2. ある程度の成果があった		3. あまり成果はなかった		計
			該当事業数・割合						
基本目標1		10	37.0%	17	63.0%	0	0.0%	27	
	(1)家庭と地域における子育て力の向上	1	16.7%	5	83.3%	0	0.0%	6	
	(2)子育て支援サービスの提供	7	58.3%	5	41.7%	0	0.0%	12	
	(3)仕事と生活の調和の実現	0	0.0%	5	100.0%	0	0.0%	5	
	(4)子育てに関する情報提供と相談体制の充実	2	50.0%	2	50.0%	0	0.0%	4	
基本目標2		11	45.8%	13	54.2%	0	0.0%	24	
	(1)就学前教育・保育の充実	1	20.0%	4	80.0%	0	0.0%	5	
	(2)学校教育の充実	5	62.5%	3	37.5%	0	0.0%	8	
	(3)いじめ・不登校・非行への対応	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	
	(4)児童の健全育成	1	14.3%	6	85.7%	0	0.0%	7	
基本目標3		9	42.9%	11	52.4%	1	4.8%	21	
	(1)母子保健事業の充実	5	71.4%	2	28.6%	0	0.0%	7	
	(2)小児医療機関との連携	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	2	
	(3)食育の推進	2	28.6%	4	57.1%	1	14.3%	7	
	(4)思春期における保健教育の推進	1	20.0%	4	80.0%	0	0.0%	5	
基本目標4		20	64.5%	10	32.3%	1	3.2%	31	
	(1)子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策	4	66.7%	2	33.3%	0	0.0%	6	
	(2)ひとり親家庭への支援	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	3	
	(3)障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援	6	60.0%	3	30.0%	1	10.0%	10	
	(4)子育て家庭への経済的負担の軽減	8	80.0%	2	20.0%	0	0.0%	10	
	(5)家庭生活を支援する体制づくりの推進	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	2	
基本目標5		6	37.5%	9	56.3%	1	6.3%	16	
	(1)子どもの遊び場の確保	0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	3	
	(2)交通安全対策の充実	2	50.0%	2	50.0%	0	0.0%	4	
	(3)子どもの安全対策の充実	2	50.0%	2	50.0%	0	0.0%	4	
	(4)子育てにやさしい住環境・生活環境の整備	2	40.0%	2	40.0%	1	20.0%	5	
総計		56	47.1%	60	50.4%	3	2.5%	119	

■事業の方向性

今後の事業の方向性については、「2. これまで通りに継続」とする事業が 85 事業と全体の 71.4%となっています。

「1. 内容を拡大して継続」とする事業は 17 事業、「3. 内容を改善して継続」とする事業は 10 事業、「4. 縮小」が2事業となっています。

方向性の分類 基本目標項目		1. 内容を拡大し て継続		2. これまで通り に継続		3. 内容を改善 して継続		4. 縮小		未 評 価	計
		該当事業数・割合									
基本目標1		2	7.4%	21	77.8%	4	14.8%	0	0.0%	0	27
	(1)家庭と地域における子育て 力の向上	0	0.0%	4	66.7%	2	33.3%	0	0.0%	0	6
	(2)子育て支援サービスの提供	1	8.3%	9	75.0%	2	16.7%	0	0.0%	0	12
	(3)仕事と生活の調和の実現	0	0.0%	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	5
	(4)子育てに関する情報提供と 相談体制の充実	1	25.0%	3	75.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	4
基本目標2		4	16.7%	18	75.0%	1	4.2%	1	4.2%	0	24
	(1)就学前教育・保育の充実	1	20.0%	3	60.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	5
	(2)学校教育の充実	1	12.5%	7	87.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	8
	(3)いじめ・不登校・非行への対 応	2	50.0%	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	4
	(4)児童の健全育成	0	0.0%	6	85.7%	0	0.0%	1	14.3%	0	7
基本目標3		6	28.6%	12	57.1%	2	9.5%	0	0.0%	1	21
	(1)母子保健事業の充実	2	28.6%	4	57.1%	1	14.3%	0	0.0%	0	7
	(2)小児医療機関との連携	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	2
	(3)食育の推進	1	14.3%	4	57.1%	1	14.3%	0	0.0%	1	7
	(4)思春期における保健教育の 推進	3	60.0%	2	40.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	5
基本目標4		3	9.7%	22	71.0%	1	3.2%	1	3.2%	4	31
	(1)子どもの人権の確保と子ども への虐待防止対策	0	0.0%	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	6
	(2)ひとり親家庭への支援	0	0.0%	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	0	3
	(3)障がい等で支援が必要な子 どもの家庭支援	1	10.0%	8	80.0%	0	0.0%	1	10.0%	0	10
	(4)子育て家庭への経済的負担 の軽減	0	0.0%	6	60.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	10
	(5)家庭生活を支援する体制づ くりの推進	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	2
基本目標5		2	12.5%	12	75.0%	2	12.5%	0	0.0%	0	16
	(1)子どもの遊び場の確保	0	0.0%	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	0	3
	(2)交通安全対策の充実	0	0.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	4
	(3)子どもの安全対策の充実	2	50.0%	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	4
	(4)子育てにやさしい住環境・生 活環境の整備	0	0.0%	4	80.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	5
総計		17	14.3%	85	71.4%	10	8.4%	2	1.7%	5	119

(3)子どもの貧困対策推進計画

■進捗状況

計画事業の進捗状況は、「A. 100% (予定通り)」が全 30 事業中 5 事業の 16.7%となっています。「B. 80-100% (概ね予定通り)」は 17 事業の 56.7%となっています。

「E. 40%未満 (あまり進んでない)」は、「基本目標1 子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援」で4事業、「基本目標3 社会全体での気づきの醸成と支援への仕組みづくり」で2事業となっています。

進捗状況分類 基本目標項目		A 100%		B 80-100%		C 60-80%		E 40%		計
		該当事業数・割合								
基本目標1		1	7.1%	7	50.0%	2	14.3%	4	28.6%	14
	(1)子どもの健やかな育ちの支援	0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	2
	(2)子どもの居場所づくり・交流や体験機会の充実	0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
	(3)子どもの学びの支援	1	33.3%	1	33.3%	0	0.0%	1	33.3%	3
	(4)将来の自立に向けた若者への支援	0	0.0%	2	33.3%	1	16.7%	3	50.0%	6
基本目標2		2	22.2%	7	77.8%	0	0.0%	0	0.0%	9
	(1)保護者への生活支援	1	16.7%	5	83.3%	0	0.0%	0	0.0%	6
	(2)保護者への就労支援	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
	(3)経済的支援	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
基本目標3		2	28.6%	3	42.9%	0	0.0%	2	28.6%	7
	(1)連携体制の構築	1	33.3%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	3
	(2)気づき・つなげる人材の育成	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
	(3)社会全体での子どもの支援	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%	3
総計		5	16.7%	17	56.7%	2	6.7%	6	20.0%	30

■達成度評価

計画事業の達成度については、「1. 十分な成果があった」が全 30 事業中 5 事業の 16.7%、「2. ある程度の成果があった」が 18 事業の 60.0%となっています。

「4. 成果はなかった」は2事業で、「基本目標3 社会全体での気づきの醸成と支援への仕組みづくり」の「(3)社会全体での子どもの支援」となっています。

基本目標項目		達成度分類		1. 十分な成果があった		2. ある程度の成果があった		3. あまり成果はなかった		4. 成果はなかった		計
		該当事業数・割合										
基本目標1		2	14.3%	7	50.0%	5	35.7%	0	0.0%	14		
	(1)子どもの健やかな育ちの支援	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	2		
	(2)子どもの居場所づくり・交流や体験機会の充実	1	33.3%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	3		
	(3)子どもの学びの支援	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%	0	0.0%	3		
	(4)将来の自立に向けた若者への支援	0	0.0%	2	33.3%	4	66.7%	0	0.0%	6		
基本目標2		3	33.3%	6	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	9		
	(1)保護者への生活支援	1	16.7%	5	83.3%	0	0.0%	0	0.0%	6		
	(2)保護者への就労支援	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	2		
	(3)経済的支援	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1		
基本目標3		0	0.0%	5	71.4%	0	0.0%	2	28.6%	7		
	(1)連携体制の構築	0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	3		
	(2)気づき・つなげる人材の育成	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1		
	(3)社会全体での子どもの支援	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%	3		
総計		5	16.7%	18	60.0%	5	16.7%	2	6.7%	30		

■事業の方向性

今後の事業の方向性については、「2. これまで通りに継続」とする事業が 27 事業と全体の 90.0%となっています。

「1. 内容を拡大して継続」とする事業は2事業、「3. 内容を改善して継続」とする事業は1事業、「4. 縮小」「5. 廃止」はありません。

基本目標項目	方向性の分類	1. 内容を拡大して継続		2. これまで通りに継続		3. 内容を改善して継続		計
		該当事業数・割合						
基本目標1		2	14.3%	11	78.6%	1	7.1%	14
(1)子どもの健やかな育ちの支援		0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	2
(2)子どもの居場所づくり・交流や体験機会の充実		2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	3
(3)子どもの学びの支援		0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	3
(4)将来の自立に向けた若者への支援		0	0.0%	6	100.0%	0	0.0%	6
基本目標2		0	0.0%	9	100.0%	0	0.0%	9
(1)保護者への生活支援		0	0.0%	6	100.0%	0	0.0%	6
(2)保護者への就労支援		0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	2
(3)経済的支援		0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1
基本目標3		0	0.0%	7	100.0%	0	0.0%	7
(1)連携体制の構築		0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	3
(2)気づき・つなげる人材の育成		0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1
(3)社会全体での子どもの支援		0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	3
総計		2	6.7%	27	90.0%	1	3.3%	30

第3章 計画の基本的な考え方

1. 「南丹市こども計画」の基本理念の検討にあたって

こども基本法においては、次代の社会を担う全てのこどもが心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られること、年齢及び発達に応じて自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを理念としています。

「南丹市こども計画」の基本理念においても、こども・若者の意見を可能な限り反映し設定します。

こども・若者の意見【調査・ワークショップ】からのキーワード	
◆「子どもの生活状況調査」 (令和5(2023)年度実施)	◎自分の将来・夢・未来への楽しみ ◎自己肯定感
◆「園部小学校 6 年まちづくりゲーム(南丹市をよりよくするために「提案書」)」 (令和6(2024)年3月実施)	*南丹市の豊かな自然を守る *子育て家庭への経済的支援
◆「美山小学校高学年ワークショップ」 (令和6(2024)年4月実施)	◎自分らしく ◎元気で楽しく
◆「京都中部総合医療センター看護専門学校ワークショップ」 (令和6(2024)年7月実施)	*生活の利便性 *就労場所の確保 *自然を守る、活かす *まちアピール *ワーク・ライフ・バランス *経済的支援 *つながり ☆こども主体の考え
◆「南丹市推し活プロジェクト」 (令和6(2024)年8月実施)	◎自然:自然を活かした「遊び」、「子育て」 *人:集まる場所、優しい、交流、顔なじみ *もの:伝統、芸術、美味しいもの、地産地消
◆【こどもトークルーム】 (令和6(2024)年8月実施)	☆自分の気持ちに気づく ☆目を向ける ☆自分の気持ちを大切にする ☆身近な大人には言えない本音を、こどもが言ってもいい ☆聞いてもらえる場の提供



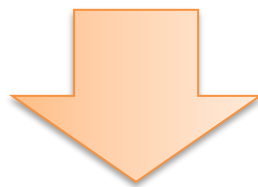
【キーワードのマークについて】

調査・ワークショップから出てきたキーワードを以下の3つに分類しています。

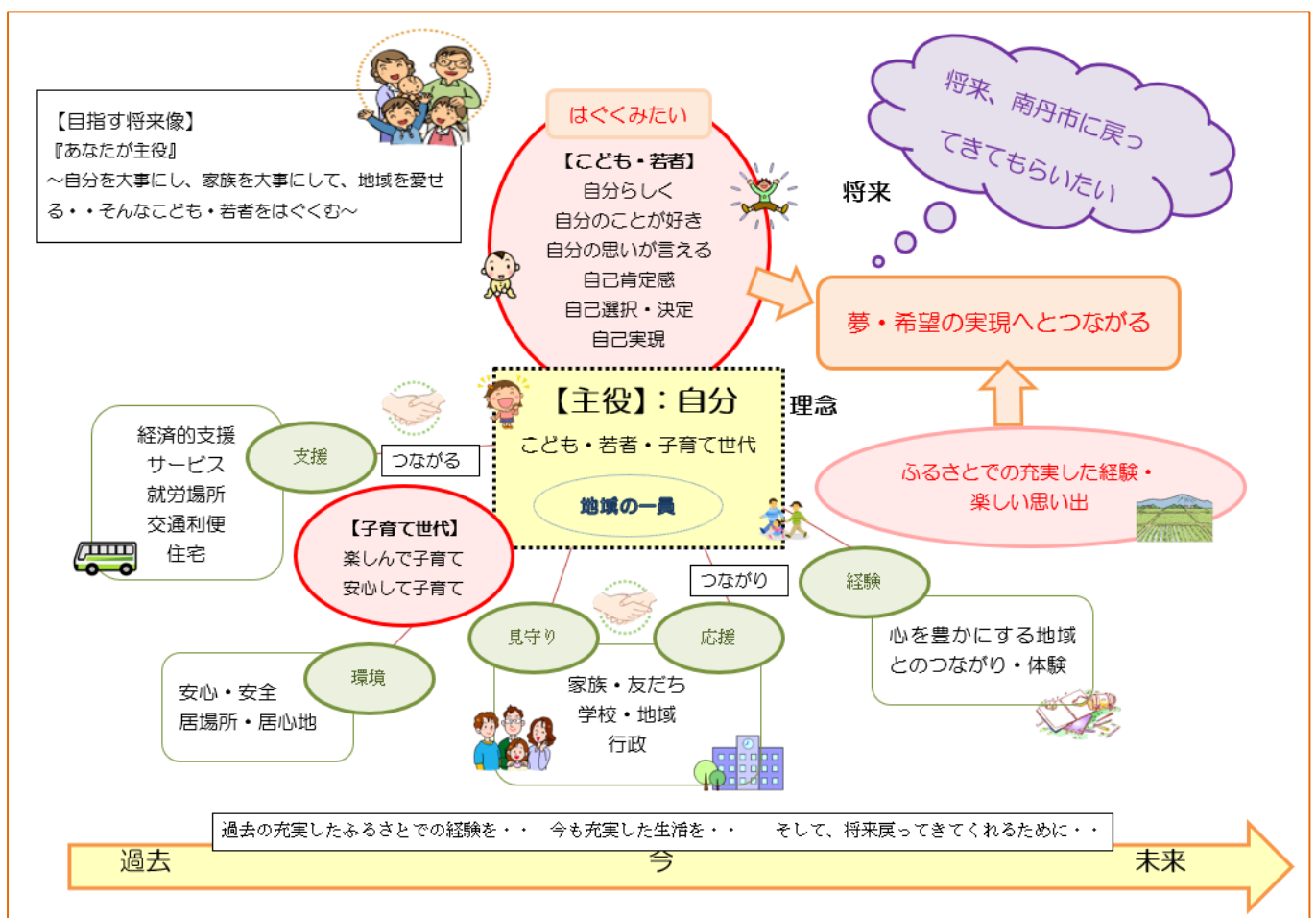
☆:こどもの権利・主体性 ◎:自分らしさ・自己肯定感 *:子育て・生活環境

子育て世代の意見【調査・ヒアリング】からのキーワード

◆「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」 (令和5(2023)年度実施)	*経済的支援 *つながり *楽しんで子育て *安心して子育て *安全な環境・過ごす場所
◆「ヒアリング調査」(支援団体、関係機関) (令和6(2024)年度実施)	*相談しやすい *つながり ◎自分らしく ☆意見尊重 ◎切れ目のない支援



【キーワード関連図】



2. 基本理念

南丹市は自然が豊かな場所でありながら、京都市内や大阪の生活圏内に位置し、子どもと家族が心身ともに健やかに成長できる恵まれた地域です。

また、歴史的背景を反映した文化を感じ、訪れる人々に日本の原風景を感じさせるところです。

誇りをもって「ふるさと」と呼ぶことができるまち、南丹市。長い歴史の中で培われた人とのつながり、人情がまちを守り、まちを育てています。

本計画を策定するにあたり、子どもや若者、子育て世代の思いや意見を聴きました。

子ども・若者の意見からは、自分らしくあること、自分の将来や夢を楽しみにしている思い、自分の意見だけでなく相手の意見も尊重している様子がみられました。

また、ふるさと「南丹市」の良さは知りつつも、いったんは生活の拠点を南丹市外へと移し、将来へはばたきたい思いがあることもわかりました。

子育て世代は、つながりをもって安心して、楽しんで子育てできる環境を求めていることがわかりました。

自らが育ったこの恵まれた環境の中で、子どもを育て次代につなげていく。

そのためには、まちの主役として子ども・若者・子育て世代にスポットをあて、若い世代が自分らしく、自らの思いを発信し、まちづくりに参画でき、夢や希望を語り、叶えられるまちづくりを進めていくことが重要です。

本計画では、国が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、南丹市の特徴を踏まえ、次のとおり南丹市こども計画の理念を掲げます。

【基本理念】

ふるさとを愛し、夢と希望をもって、
自分らしく健やかに育つ
こども・若者をはぐくむまちづくり

3. 計画の目指す基本的目標

基本理念「ふるさとを愛し、夢と希望をもって、自分らしく健やかに育つこども・若者をはぐくむまちづくり」をもとに、全てのこども・若者・子育て世代が自分らしく身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができ、その主役として自らの思いを発信し、まちづくりに参画でき、夢や希望を語り叶えられるまちづくりをすすめるため、以下の3本の柱を計画の基本目標(視点)とします。

I こども・若者の権利を守ります

こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者やおとなに対して、広く周知し、社会全体で共有を図ります。

こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を基盤とした施策を推進していきます。

こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見をこども施策に反映させ、どのように反映されたのか、反映されない場合には理由などをフィードバックし、社会全体に広く発信します。

こども・若者と対等な視点で対話しながら、こども・若者とともに社会課題を解決していくことは、こども・若者の自己実現を後押しするとともに、主体的に社会の形成に参画する態度をはぐくみます。

貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができるまちづくりを推進していきます。

II すべてのこども・若者が自分らしく生き生きと育つよう、切れ目なくサポートします

乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障するとともに、愛着を土台として、こども・若者の良好な成育環境を保障します。様々なあそびや学び、多様な体験活動の機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、ふるさとを愛し、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組みます。

また、保護者・養育者の「子育て」とは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生前から始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、こどもとともに育つ保護者・養育者を支えていきます。

Ⅲ 地域全体で、こども・若者の育ちや子育て世代を支える環境づくりを推進します

若者が主体となって活動する団体、地域でこども・若者や子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する民生委員・児童委員、ボランティアや、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、市など、こどもや若者に関わる様々な関係者が連携し、子育て支援の輪を作って協力・協働しながら、計画を推進していきます。

本市での女性の労働力率は、35歳以上では高くなっていることを踏まえ、子育てと仕事の両立を支援していくことが重要です。

子育て当事者がともに、こどもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、自らのキャリアを犠牲にすることなく、子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図りつつ、それを職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組みます。

4. 目標指標

本計画の基本理念「ふるさとを愛し、夢と希望をもって、自分らしく健やかに育つこども・若者をはぐくむまちづくり」の実現に向けて、5年後の目標指標を設定し、本計画の3つの基本目標に位置づける基本施策等の推進により、その目標値の達成を目指します。

こども

【南丹市子どもの生活状況調査】こどもの調査結果より

項 目	現 状	目標数値	(参考値)
将来の夢について「ある」と回答したこどもの割合	68.6%	70%	67.9%
悩み事を相談できる人が「いる」と回答したこどもの割合	82.7%	84%	83.6%
「自分の将来が楽しみだ」と回答したこどもの割合	72.4%	76%	75.9%
「自分は家族に大事にされている」と回答したこどもの割合	92.1%	現状維持	92.6%
「毎日の生活が楽しい」と回答したこどもの割合	83.2%	85%	85.0%
「自分のことが好きだ」と回答したこどもの割合	57.8%	60%	52.1%

※参考値:平成31(2019)年 実績値

子育て当事者

【市民意識調査】結果より

項 目	令和元 年度 (2019 年度)	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)	目標 数値
安心して子育てのできるまちだと思う人の割合	40.5%	43.1%	46.4%	39.2%	35.3%	57.0%
地域全体で子育てを支援する仕組みづくりができていると思う人の割合	—	—	34.7%	32%	26.6%	46.6%
乳幼児への保育・教育が充実していると思う人の割合	35.5%	39.3%	43.2%	37.3%	34.8%	56.0%

※第2次南丹市総合振興計画(平成30(2018)年度から令和9(2027)年度)における10年後の目標値で設定

【南丹市子ども・子育てに関するニーズ調査】

◇就学前児童の保護者調査結果より

項 目	現 状	目標数値	(参考値)
「子育ては楽しい」と感じる人の割合	73.0%	75%	75.4%
南丹市の子育て環境や支援への満足度	28.8%	38%	37.6%
「子育てに関する相談先の有無」の割合	88.5%	現状維持	88.3%

※参考値:平成 30(2018)年 実績値

◇小学生児童の保護者調査結果より

項 目	現 状	目標数値	(参考値)
「子育ては楽しい」と感じる人の割合	69.9%	73%	73.0%
南丹市の子育て環境や支援への満足度	28.4%	34%	34.0%
「子育てに関する相談先の有無」の割合	83.4%	90%	90.4%

※参考値:平成 30(2018)年 実績値

【南丹市子どもの生活状況調査】保護者の調査結果より

項 目	現 状	目標数値	(参考値)
現在の幸福度	83.6%	現状維持	76.9%

※参考値:平成 31(2019)年 実績値

〈目標指標の設定について〉

「こども計画」においては、実施状況をとりまとめた定性的な目標と、数値を根拠にした定量的な目標を定めることとされています。

本計画において令和 11（2029）年度の目標指標を定めるにあたっては、「子ども・子育て会議」での意見等も踏まえ、現代の社会情勢において、より実現可能な数値を設定しました。

前計画策定時の調査結果を参考値としています。また、「市民意識調査結果」からの目標数値については、第2次南丹市総合振興計画における最終年度、令和9（2027）年度の目標数値を本計画の目標数値としています。

5. 計画の体系

ふるさとを愛し、夢と希望をもって、自分らしく健やかに育つ子ども・若者をはぐくむまちづくり

基本目標Ⅰ こども・若者の権利を守ります

基本
施策

- (1)こども・若者の権利について、社会全体での共有
- (2)こども・若者が当事者として社会参画し、意見を表明する機会の推進
- (3)児童虐待の防止と対応及びヤングケアラーへの支援
- (4)こども・若者の貧困対策の推進
- (5)いじめ・犯罪から守る

基本目標Ⅱ すべてのこども・若者が自分らしく生き生きと育つよう、切れ目なくサポートします

基本
施策

- (1)妊婦から乳幼児までの健やかな育ちのサポート
- (2)生きる力をはぐくむ保育・教育の充実
- (3)ふるさとを大切に、人間性・社会性をはぐくむあそび・体験の充実
- (4)こども・若者の居場所づくりの充実
- (5)きめ細やかな配慮を必要とするこども・若者への切れ目のない支援
- (6)こどもとともに育つ保護者・養育者への支援

基本目標Ⅲ 地域全体で、こども・若者の育ちや子育て世代を支える環境づくりを推進します

基本
施策

- (1)地域全体での支援体制の推進
- (2)経済的な支援
- (3)安心して子育てできる環境の整備

第4章 施策の展開

I. こども・若者の権利を守ります

1. こども・若者の権利について、社会全体での共有

【関連する市民・こども・若者の主な声】



○私が考えるみんなが幸せに暮らせる社会とは、誰もが自己の生きる価値を見出し、平等に生きやすい社会を作ることだと考える。(ワークショップより)

○本人の意見の尊重を促した支援、選べる支援を構築することが不可欠だと思います。(ヒアリング調査より)

■施策の方向性

こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体です。

開催したワークショップでも、自分の気持ちに気づいたり、思いを大切にすることをこどもや学生自身が感じていました。

こども・若者を一人ひとり異なる人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、今とこれからにとっての最善の利益を図っていかねばなりません。このことを、広く市民が理解・認識できるように、意識啓発を進めます。

■取組

	項 目	内 容	担当部署
1	【新規】 こどもの権利に関する学びの確保	○こどもの権利条約やこども基本法の趣旨や内容について、こども・若者のほか広く市民に対し学びの機会を確保し研修や講座を実施します。	こども家庭課
2	【新規】 こどもの権利についての情報発信	○こどもの権利について、こどもなど対象者に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、こども・若者のほか広く市民に情報発信をしていきます。	こども家庭課

2. こども・若者が当事者として社会参画し、意見を表明する機会の推進

【関連する市民・こども・若者の主な声】



○ワークショップを通して、みんなの意見を聞くことができたし、それぞれとても良い意見を持っていることで自分自身の学びを深めることができた。(ワークショップより)

○このアンケートが役立ったらいいなと思った。(小学生アンケートより)

○多くのアンケートを取られていることに対し、市民のことを良く知ろうとされていると思う。現在の少子化から将来的に行政からの恩恵は受けられないと考えている。せめてこのようなアンケート結果がどうだったのかは公表されることを望む。(保護者アンケートより)

■施策の方向性

開催したワークショップでは、お互いの意見を聴いて地域共生社会を考えること、地域活動に参画することなど学生自身が学びを深めていました。

こども・若者は生まれながらにして権利の主体であり、社会の一員です。こども・若者の意見が尊重されながら社会に参加できるよう、こども・若者が意見を表明する機会を確保します。

また、表明した意見については、施策や地域での取組などに反映します。

■取組

	項 目	内 容	担当部署
1	【新規】 こども・若者の意見表明 の仕組みづくり	○様々な場面でこども・若者が当事者として主体的に意見を表明できるよう、学校や地域団体等と連携・協力して意見表明の機会を確保します。	こども家庭課 学校教育課
2	【新規】 こども・若者の社会参画 の促進	○こども・若者の意見が尊重されながら、地域社会の担い手として、地域活動や社会に参画できるよう、地域団体等と連携し参画の機会を確保します。	こども家庭課

3. 児童虐待の防止と対応及びヤングケアラーへの支援

【関連する市民・こども・若者の主な声】



- 児童相談所や子育てを専門とする施設、機関等の連携で安心して情報を受けられたり話しあったり相談を気軽にできる居場所が子育て世代には大事だと思います。（保護者アンケートより）
- 虐待による傷つきによって不適応状態が起こっている可能性もあり、保護者もこどもと同様に傷を負っている。（ヒアリング調査より）

■施策の方向性

これまでのこどもを虐待から守るための知識の普及や啓発活動、地域や関係機関での見守りの推進に加え、相談支援体制や関係機関の連携等について、今後さらなる充実を図ります。

また、ヤングケアラーへの支援については、若者も含め当事者からの SOS が出しにくい状況を踏まえ、高齢者介護や障がい分野など幅広い関係機関が気づき、適切な支援につながるよう連携、支援体制の強化を図ります。

■取組

	項目	内容	担当部署
1	児童虐待防止についての啓発	○児童虐待により「こどもの人権」が侵害されることのないよう、啓発活動を実施します。	こども家庭課
2	関係機関による児童虐待の早期発見と早期対応	○妊娠届出時から、全ライフステージを通して、関係機関が児童虐待の早期発見に努めます。 ○母子保健事業や保育所、認定こども園、幼稚園、学校、地域等のかかわりの中で、虐待のリスクがあると思われる場合は、速やかに連携し早期に対応します。	こども家庭課
3	児童虐待の相談体制の充実	○家庭児童相談員による家庭児童相談窓口をこども家庭センターに設置し、京都府家庭支援総合センターや警察、医療、教育、福祉、民生委員・児童委員等と連携しながら、こどもや家庭の問題に対して適切に支援します。	こども家庭課
4	【新規】ヤングケアラーの支援体制の確立	○当事者は、ヤングケアラーである自覚を持ちにくく、SOS を出しにくい状況であることを踏まえ、関係機関が気づき連携できるよう、こども家庭課を中心に支援体制を構築します。 ○当事者の受け止めを丁寧に捉え、こども・若者の気持ちに寄り添いながら家庭の状況を踏まえ、家族全体を支援する視点を持って、支援します。	こども家庭課

4. こども・若者の貧困対策の推進

【関連する市民・こども・若者の主な声】



○こどもの貧困や不登校、ひきこもりは様々な機関と連携して初めてわかることが増えてきていると思います。どのような支援が適切に必要な方に届くのか、実態としてどこまでこどもの貧困や若者の支援が必要なのかを活動の中だけでは分かりづらいと感じます。（ヒアリング調査より）

○こども4人。両親共働きですが、給料上がらないし、安い。これだけ夜勤しても安い。物価上がり、生活はカツカツです。塾にも行かせてやれない。（保護者アンケートより）

■施策の方向性

こどもの貧困を社会的に重要な課題として認識し、社会全体でこどもの支援を図るための相談体制の整備や学び等への支援を行います。

貧困の連鎖を断ち切り、こどもが自らの将来を切り拓いていくためには、世帯の所得の状況に関わらず、均等に教育を受ける機会が保障されることが不可欠です。しかし、「子どもの生活状況調査」からは、生活困難を抱える世帯では、その他の世帯に比べ、経済的な理由から塾や習い事に通う割合が低い状況がみられます。

生活に困難を抱えるこどもや家庭に早期に気づき、適切な支援につなげていけるよう、こどもや家庭に身近な場において、いつでも相談できる環境の整備に取り組みます。

■取組

	項 目	内 容	担当部署
1	相談体制の充実	○保育所や認定こども園、幼稚園、学校等のこどもの所属機関やこども家庭センター、福祉の総合相談窓口等において、いつでも気軽に相談できることを周知するとともに、こども・若者や広く市民の悩みや不安、健康課題等に寄り添い、支援につなぎます。	こども家庭課 幼児教育・保育推進課 学校教育課 福祉相談課
2	学びへの支援	○家庭的な背景によらず、学びが保障され学習意欲や学習習慣を身につけられるよう、学習支援ができる体制を進めます。	こども家庭課 福祉相談課
3	地域での支援体制の推進	○困難を抱えるこども・若者や家庭に早期に気づき、適切な支援につなげられるよう、行政と地域の支援者とが気づきの視点を共有し、密に連携して支援を実施します。	こども家庭課 福祉相談課
4	【新規】 こども・若者の貧困への理解の促進	○日ごろからこども・若者や家庭とかかわる関係機関や地域の支援者をはじめ、広く市民に対し、困難を抱えるこども・若者の現状や支援等について、関心や理解を深めるため研修等を実施します。	こども家庭課

	項 目	内 容	担当部署
5	若者の自立に向けた支援	○若者が心身ともに健康的な生活を送り、将来の職業的自立ができるよう、健康診査の実施、就労相談や職業訓練、就業機会の紹介等を行います。	健幸まちづくり課 福祉相談課

5. いじめ・犯罪から守る

【関連する市民・子ども・若者の主な声】



○自分たちがこどもの頃は普通だった、どんな時間帯でも地域の誰かの目がある環境を、今のこの時代でも作ることができるなら、児童の興味本位で始まる犯罪やイタズラ行為をエスカレートさせることなく、初動で注意したり親がこどもの犯罪等を認識するきっかけになり、成長した時の非行やひきこもりを少しは減らせるんじゃないかと考える。
(保護者アンケートより)

■施策の方向性

いじめや性に関する問題については、未然防止と起こってしまった後の早期対応と支援の両方が重要です。

また、子ども・若者自身が自分を大切に、相手も大切な存在として人権を尊重できるよう、人権教育や命・性に関する教育を推進していきます。また、起こってしまった後の早期対応についてもスキルの向上とチームで協働しながら組織的に対応していきます。

■取 組

	項 目	内 容	担当部署
1	人権教育の推進	○「南丹市人権を尊重し多様性を認め合うまちづくり条例」に基づき、人権についての正しい知識や人権意識の重要性などの普及啓発を行います。 ○全ての教育活動に人権教育の視点を位置づけ、豊かな感性やものの見方・考え方をほぐくみ、多様性を認め正しい価値観に基づいて行動できる力を育成します。 ○保育・教育活動は人権教育が基盤であることを基本に、こどもの人権の尊重、不適切保育防止などこどもにかかわる全ての大人が正しい知識を理解することを推進します。	人権政策課 社会教育課 学校教育課 幼児教育・保育推進課

	項 目	内 容	担当部署
2	命や性に関する教育の推進	○学校、家庭、地域、関係機関が連携して、子ども・若者へ自他の性や命を守る教育を推進します。また、子どもの変化やサインを早期に察知できるよう、保護者、学校、福祉、地域と連携します。 ○保育所・認定こども園・幼稚園では、日々の生活の中で自分自身を大切にすることを伝えていきます。また、着替えやトイレ等のタイミングで、プライベートゾーンの大切さを伝え、命や性についての教育を推進します。	学校教育課 こども家庭課 幼児教育・保育推進課
3	いじめや問題行動の未然防止と早期対応	○「南丹市いじめ防止基本方針」に基づき、子ども一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進します。 ○いじめや問題行動に対応するための学校の組織強化を図り、いじめや問題行動の未然防止や初期対応に係る教職員のスキルの向上とチームで取り組む仕組みづくりを進めます。 ○問題行動については、その背景を多面的な視点から見立て、こどもの理解を行うとともに、それを基にしたよりよい成長につなぐ指導支援を保護者や関係機関と協働しながら組織的に行います。	学校教育課
4	こどもの安全対策の推進	○園周辺の危険箇所を示したマップを作成し、保護者への啓発を行っています。 ○防犯対策では警察署の協力を得て、園周囲の防犯体制へのアドバイスをいただき、職員、子どもが定期的な訓練を重ねることで安全な園での過ごしとなるよう防犯意識の向上を図ります。 ○通学路安全プログラムを策定し、通学路の危険箇所を、保護者・学校・地域・行政(国、府、市の各道路管理者含む)・警察で点検・共有し、連携して危険箇所の改善や安全対策の取組を進めます。 ○各学校において、防犯対策マニュアルを作成するとともに、こどもや教職員を対象に防犯教室・訓練を実施し、防犯意識の向上を図ります。	幼児教育・保育推進課 学校教育課
5	地域の見守りの強化	○こどもの交通事故を未然に防ぐため、交通マナー教育と登下校時の見守り等、学校・地域と連携して取り組みます。 ○また、南丹船井交通安全協会南丹支部の活動として、街頭啓発活動により、こどもの安全対策を進めます。	総務課

Ⅱ. すべてのこども・若者が自分らしく生き生きと育つよう、切れ目なくサポートします

1. 妊婦から乳幼児までの健やかな育ちのサポート 【妊娠期から乳幼児期】

【関連する市民・こども・若者の主な声】



〇〇歳児保育のある保育所が増えると良いなと思っています。〇歳児の保育がない保育所に上の子が通っている場合、2つの保育所への送迎はとても大変だと思います。（保護者アンケートより）

〇八木町内に妊産婦のコミュニティの場があることを初めて知りました。こどもだけでなく親が妊娠期から産後まで身体面から精神面までサポートしてもらえる場があるのはとても良いことだと思います。（京都中部総合医療センター看護専門学生アンケートより）

■施策の方向性

誰もが安心して、こどもを産み育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、保健・福祉が連携を図りながら地域ぐるみで子育て・子育てを応援する取組を推進します。

☆「はじめの100か月の育ちビジョン」

「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図るために、社会全体の全ての人と共有したい理念と政府の取組を推進するための羅針盤として、令和5(2023)年12月に閣議決定されました。本ビジョンでは、社会の全ての人と共有したい基本的な視点として、こどもの育ちに関わる人々が連携し、こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支えることや、保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をすること、こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増すことなどが掲げられています。

【はじめの100か月の育ちビジョン(5つのビジョン)】

- (1) こどもの権利と尊厳を守る
- (2) 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- (3) 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- (4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- (5) こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

■取組

	項 目	内 容	担当部署
1	安心してこどもを妊娠して出産できるためのサポート	○誰もが安心してこどもを産み育てることができるよう、医療機関や子育て支援団体と連携し、妊娠・出産・子育て期のサービスや情報提供を行い、地域ぐるみで子育てを応援する取組を推進します。	こども家庭課
2	こどもの健康の保持増進のための事業の実施	○健康診査事業を中心として、疾病等の早期発見、予防に努めると共に、こどもの成長発達を保護者と共に確認し、成長の喜びを共有します。	こども家庭課
3	相談事業の実施	○こどもの成長過程で生じる様々な悩みや子育て不安を軽減し、安心して子育てできるよう訪問事業、相談事業や教室を実施します。 ○子育て発達支援センターにおいて、心理士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職による、こどもの発達課題に応じた専門的な相談事業や巡回事業を実施し、個々に合わせた対応方法のアドバイスをを行い、発達の支援や育児不安の軽減に努めます。	こども家庭課 社会福祉課

コラム

☆地域の子育て支援団体のご紹介

①特定非営利活動法人グローアップ



<連絡先>

電話:0771-20-4376

E-mail:growup0808@yahoo.co.jp

②みやま子育てパートナーズ「よっといで」
(ボランティア団体)

<連絡先>

電話: 0771-75-0355

E-mail:fuakd102@kcn.jp

③すくすくやぎっこ(ボランティア団体)



<連絡先>

E-mail:suku8suku@gmail.com

コラム

2. 生きる力をはぐくむ保育・教育の充実

【就園期から学童期】

【関連する市民・子ども・若者の主な声】



○未就学児が通う園等の長期休暇のこどものあずけ先がもう少し充実すれば良いのになあと思います。（保護者アンケートより）

○教育に携わる方（教育や保育士等）の人手不足が気になっている。人手不足になると質が落ちたり、現場に余裕がなくなり、適切な対応ができづらくなる。そのため、人手不足を解消する手立て（給与を上げる、残業手当をつける、もしくは、仕事量を精選するなど）が必要だと思う。（保護者アンケートより）

○こどもが地域（行事）に関わる機会がない。地域の教育力も低下している。（ヒアリング調査より）

■施策の方向性

令和6（2024）年度に改定された「第2次南丹市教育振興基本計画」では、本市の教育が目指す市民像を、「人権が尊重される温もりある地域社会の一員として、自然と文化の薫り高い『ふるさと南丹市』を愛し、生涯にわたって主体的で心豊かに学び続け、共に生きようとする市民」としています。

その実現に向けて、家庭や保育現場・教育現場・地域社会がそれぞれの教育機能を発揮しながら相互に連携し、地域とのかかわりの中で生きる力をはぐくむことができるよう充実を図ります。

■取組

	項 目	内 容	担当部署
1	未就園親子の支援の実施	○こどもの心身の健全な成長や発達を促すとともに、親同士が子育てを学びあったり、子育ての不安や悩みを気軽に子育て経験者や保育士等に相談できるよう、未就園の親子が集う場（施設含む）の提供や講座を実施します。	こども家庭課 幼児教育・保育推進課
2	多様な保育サービスの提供	○保護者の多様な働き方の中で、こどもと過ごす時間や自身のキャリア形成、家庭内の役割の考え方等家庭ごとに求められる保育の形は多様化しています。通常教育・保育サービスに加え、一時的な保育利用や延長保育の利用等、家庭に合うサービスの提供に努めます。	幼児教育・保育推進課

	項 目	内 容	担当部署
3	幼児教育・保育の質の向上	○平成 29(2017)年に改正された各指針(保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領)に基づき、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿をベースに心情・意欲・態度が毎日の保育で身に付くよう保育を行っています。保育士や幼稚園教諭といった資格を持つ職員だけでなく、補助者、給食調理に従事する職員も含め、こどもと接する全ての職員が同じ視点でこどもの生活と学ぶ力を支援します。	幼児教育・保育推進課
4	校種間連携教育の推進	○保育所・認定こども園・幼稚園では、こどもたち自らが入学する小学校に興味を持ち、「自分も行ってみたい」と気持ちを高められるよう努めています。就学前の過ごす環境を小・中学校の教員が理解し、こどもがスムーズに新しい環境に入れるよう連携を推進します。 ○保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校の職員が、こどもの豊かな育ちや学びの連続性を重視した教育を共有するため、「中学校ブロック校種間連携推進協議会」を設置し、職員による定期的な授業交流や公開授業、保育参観等の実施によって、こどもに対する理解と発達段階に応じた指導について研究を推進します。	学校教育課 学校教育課
5	「主体的・対話的で深い学び」の実現	○こども一人ひとりが未来を切り拓くための資質・能力を最大限引き出し、生きる力(=知・徳・体のバランスのとれた力)をはぐくむ教育を推進します。 ○遊びや生活を通じ、こども主体の保育を進める中で、主体性や心情・意欲・態度、人間力の基盤を培う保育・教育を推進します。	学校教育課 幼児教育・保育推進課
6	主体的に取り組むキャリア教育の推進	○一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、キャリアパスポート※を活用して、「人間関係・社会形成能力」「自己理解・管理能力」「課題対応能力」といった基礎的・汎用的能力の育成を図ります。 ○職場体験学習や様々な体験活動、講話等から、そこにかかわる方々の多様な生き方・考え方に触れることを通して、働くことの意味や目標や夢に向かって努力することの意義について理解を深めます。 ※キャリアパスポート:小学校から高等学校までの学びや活動の様子を自分で記録し、将来の職業選択などに役立てる児童生徒の学習成果物をまとめたもの。	学校教育課

	項 目	内 容	担当部署
7	健康教育の充実	○保育所・認定こども園・幼稚園では養護担当職員の連携会議を通して健康診断の結果の考察等を行い、こどもの年齢や地域による分析を行い、保護者へ向けた啓発を行います。 ○小児科医と常に連携を図り、集団生活をするこどもへの最新の医療情報や感染症対策へのアドバイスを園での過ごしへの充実を図ります。 ○健康の大切さに気づき、自律的な健康づくりができるよう健康教育を充実するとともに、学校保健委員会を効果的に運用しながら、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等との連携を深め、学校保健の推進を図ります。	幼児教育・保育推進課 学校教育課
8	食育の推進	○保育所・認定こども園・幼稚園では、こどもの成長過程に合わせて、栄養の基礎知識の普及や望ましい食習慣の獲得、「楽しく食べること」の大切さなど、食育を推進します。 ○地域の産物について学べるよう、給食素材の地産地消に努めます。また、生産者との交流や栽培体験をしたり、和食や伝統食、行事食を給食に取り入れたりすることで、こどもの食文化に対する興味・関心を高め、郷土愛や食べ物を大切に作る心、感謝の心を育成します。 ○こどもが自らバランスの良い食事について考え、実践する力を身につけるため、生活の中でメニューの作成や調理をする機会を作り、食に対する興味・関心、自己肯定感を高められるよう取り組みます。	幼児教育・保育推進課 学校教育課 健幸まちづくり課

3. ふるさとを大切にし、人間性・社会性をはぐくむあそび・体験の充実 【乳幼児期から学童期】

【関連する市民・子ども・若者の主な声】



○南丹市の魅力の一つに、豊かな自然があり、川遊びや山登り等のイベントを開催して多くの人に自然に触れあってもらえるのがよいと思う。（「市長と語ろう私たちのまちづくり」より）

○社会や、子どもをはぐくむ環境が大きく変わり、子どもが育ちにくい環境になってきている。具体的には、幼少期から多くの子に与えられざるを得ないモバイル端末に育てられている環境や、自由に外で遊びにくい社会への変化、少子化による子ども社会の欠如など。（ヒアリング調査より）

■施策の方向性

ワークショップや学校の主体的活動では、自然豊かな南丹市の良さ、地域の人々の温かさを感じている意見や、幼いころの自然の中での遊びや体験が、今につながることなどの意見が聞かれました。

家庭や学校、地域におけるふるさとでの充実した遊びや生活経験が子ども・若者の人間性や社会性をはぐくみ、ふるさと愛へもつながると考えます。

保健や教育、地域での活動を通して、充実した過ごしができるよう進めてまいります。

■取組

	項 目	内 容	担当部署
1	親子関係の醸成	○南丹市の自然に触れながら身体を使った遊びや親子遊びの実践を通じて、豊かな情緒と親子関係をはぐくみます。	子ども家庭課
2	【新規】 非認知能力の育成	○こどもが成長した時に、自らの人生を切り拓くための「生きる力」「人間力」を育てるため『こども主体の保育』を実践します。	幼児教育・保育推進課
3	地域連携等による体験活動の充実	○こどもの社会性や豊かな人間性をはぐくみ、社会の一員として自覚を促すために、学校と地域社会の連携協働のもと、市内の様々な教育資源を活用した自然体験活動、文化芸術体験活動、ボランティア体験活動等の充実を図ります。	学校教育課
4	自然体験活動を通じた環境教育の推進	○地域と学校、社会教育施設等との協働により、自然体験活動等の学習機会を充実させ、豊かな体験を通して南丹市の自然環境や環境問題について考える機会を創出します。	学校教育課 社会教育課

	項 目	内 容	担当部署
5	社会教育施設を活用した体験活動の充実	○文化博物館や生涯学習施設等の社会教育施設を活用して、家族で一緒に参加できたり、異年齢の子どもたちが一緒に取り組むことができる、社会教育の特色を生かした多様な体験活動の場や機会を提供するよう努めます。	社会教育課
6	地域資源に触れる機会の充実	○地域資源に触れる機会を提供し、地域資源を活かした学習資源の開発や地域資源を有効利用した学習プログラムの構築など、地域の特徴や資源についての理解を深める取組を推進します。	社会教育課
7	読書の機会と環境の充実	○図書館が子どもたちの「つどう・むすぶ・まなぶ」場になるよう、他の部署の催しと関連した特別展示を企画し、本を介した知識の拡充と情報発信を行います。また、本への関心や読書に興味を抱くおはなし会や講座を開催します。 ○親子が絵本を通じてふれあいを深め、絵本に親しむきっかけづくりとなるよう、ブックスタート事業を推進します。 ○保育所・認定こども園・幼稚園においても絵本を手に取りやすい環境づくりを推進します。ゆっくと心地よく過ごせる、絵本に親しむ空間づくりに努めます。	社会教育課 こども家庭課 幼児教育・保育推進課

4. こども・若者の居場所づくりの充実

【学童期・思春期・青年期】

【関連する市民・こども・若者の主な声】



- みんなが幸せに暮らせる社会とは、自分の所属する場所があることだと思う。誰かと話したり、行動したりすることは自分の気持ちを打ち明けられる人に出会えると思う。(ワークショップより)
- 自由な大きな家みたいな施設があってもいいなと思います。預けるのではなく、あそびに行きたがる場所。そしてこどもたち自身に何かあった時に、こどもが頼って逃げてこれる場所。こどもの居場所あってもいいな。(保護者アンケートより)

■施策の方向性

ヒアリング調査において、こどもたちが安心して過ごせる場所の提供を求める意見があること、また、ワークショップでも若者から社会の中で自分の居場所があることが大切だという意見が聞かれました。

自宅や学校以外でのこども・若者の居場所について、行政や地域、団体等と一緒に、それぞれが連携して、こども・若者が安心して過ごせるよう、居場所づくりを進めます。

■取組

	項目	内容	担当部署
1	放課後児童クラブの運営	○市内7か所で放課後児童クラブを開設し、家庭に代わる生活の場を確保し、該当児童の健全な育成を図ります。	社会教育課
2	放課後におけるこどもの居場所づくり	○行政(子ども家庭サポートセンター、放課後こども教室等)や地域団体等とが一緒になって、こどもが安心して過ごせるよう、それぞれが連携して放課後の居場所づくりに努めます。	こども家庭課 社会教育課
3	【新規】 若者の居場所づくり	○若者支援にかかわる団体や市民と連携・協働し、若者の居場所づくりや若者の自主的な活動を支援します。	こども家庭課
4	【新規】 こども・若者への情報発信	○SNS等を通じて、居場所や進学等、こども・若者にかかわる南丹市の情報について発信していきます。	こども家庭課

コラム

☆園部文化観光協会の取組 「ナイモノツクロ」プロジェクト

学生たちの「このまちには何も無い」という声から始まりました。

園部駅ビル 1 階のテナントオフィスと西口前の広場の活用のデザイン案を学生たちから募り、「HACO(ハコ)」でつながる 4 つのしかけです。

学生たちの声が、園部文化観光協会の活動により「かたち」になっています。



コラム

5. きめ細やかな配慮を必要とするこども・若者への切れ目のない支援 【全ライフステージ】

【関連する市民・こども・若者の主な声】



- 障がいも一つの個性として捉え、年齢差別、性差別などの差別を無くしていくことが大切であり、それぞれの個性を尊重する関わりを行う必要があると考える。（ワークショップより）
- 少子化の進む田舎のへき地でも発達障がいのある子を育てやすい環境であって欲しいです。特に放課後等デイサービスが近くにあれば仕事の面でも助かります（保護者アンケートより）
- 特別支援教育・発達障がいに関する支援ニーズが増えており、教育の枠組だけでは限界がある。（ヒアリング調査より）

■施策の方向性

障がいや多様な性、外国とのつながり、不登校やひきこもりなど、人によって抱えている背景は様々であり、求められる支援も異なります。きめ細やかな配慮を必要とするこども・若者のそれぞれの状況に応じた相談支援を実施します。

■取組

	項目	内容	担当部署
1	障がいの早期発見と療育の実施	○発達の遅れや、その疑いへの気づきの場であるという認識のもとで乳幼児健診を行い、関係機関と連携し、保護者の気持ちに寄り添いながら、必要に応じて子育て発達支援センターの相談や医療機関、療育につなげます。 ○子育て発達支援センター内の「つくし園」（南丹市社会福祉協議会へ事業委託）で、親子療育と単独療育を実施します。 ○集団の中での気になる様子を園内で共有し、関係機関と連携を図り、障がいの早期発見・支援に努めます。	こども家庭課 社会福祉課 幼児教育・保育推進課
2	障がいに対する正しい理解の促進	○教職員が個々のこどもを見る目を養い、発達障がい等に関する基礎的な知識・技能を習得し、きめ細やかな指導ができるようになることで、特別な支援を必要とするこどもだけでなく、すべてのこどもが生き生きと学び成長できる園・学校づくりを目指します。	幼児教育・保育推進課 学校教育課

	項 目	内 容	担当部署
3	特別支援教育の充実	○特別な支援を必要とするこどもの「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」「移行支援シート」を作成・活用し、校園内や校種間、関係機関との連携によって、切れ目のない支援の充実を図ります。 ○特別な支援を必要とするこどもの教育的ニーズに応えるよう、通級指導教室(ことばの教室)の運営や特別支援教育支援員の配置を促進し、特別支援教育のより一層の充実を目指します。 ○校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーター等を中心に校内支援委員会を機能させ、組織的に適切な指導支援を行います。	幼児教育・保育推進課 学校教育課
4	医療的ケア児への支援	○医療的ケアが必要なこども及び家庭に対して、退院時から在宅生活がスムーズに移行できるよう、医療機関や関係機関と連携し、サポートします。 ○保育所等で医療的ケアを必要とするこどもの入所希望がある場合、保護者、主治医等と連携を図り、支援のために要する看護師等職員の配置に努めます。	こども家庭課 幼児教育・保育推進課
5	教育支援センター「さくら」の取組の充実	○様々な理由で教室や学校に行きにくいこどもに対して、多面的な視点から支援計画を立て、保護者や関係機関と連携協働を図りながら、社会的自立に向けた適切な支援を包括的にを行います。 ○学校に行きにくいこどもへの個別の支援の在り方や居場所づくり、学習支援への体制づくりのため、学校と実体交流や情報交流を積極的に行い、適切な支援体制の整備を進めます。また、学校内外の機関等で相談・支援等を受けていない、学校に行きにくいこどもを確実に支援につなげられるようにアウトリーチ機能を整備します。	学校教育課
6	【新規】ひきこもりへの相談支援	○ひきこもりの状態にある方やご家族の方の悩みに寄り添いながら、関係機関と連携して適切な支援に努めます。	福祉相談課
7	多様な性のあり方についての理解と対応の推進	○性のあり方は、それぞれの持つ個性としてすべての人に関わることです。見た目ではわからないことも多く、気づきにくいいため、周りに存在することを理解するための情報発信と学習の機会に努めます。	人権政策課

	項 目	内 容	担当部署
8	外国につながるのあるこども・若者への支援	○言葉や習慣の違いのある外国につながるのあるこどもやその保護者が安心して暮らせるよう、母子保健事業や子育て支援サービス、保育、教育等の円滑な利用の推進に努めます。 ○保育所、認定こども園、幼稚園を利用する外国につながるのあるこどもが、集団の中で過ごせるよう翻訳アプリや保護者連携システムの翻訳機能を活用し、必要な情報が届けられるよう、保護者と職員の連携を密にし支援します。 ○南丹市国際交流協会と連携し、「多文化共生」をキーワードに、京都府内の留学生や市内在住の外国人の方々との異文化交流事業を実施します。	こども家庭課 幼保教育・保育推進課 学校教育課 地域振興課
9	ひとり親家庭への経済的支援	○ひとり親家庭の生活の安定、経済的自立に向けた相談支援や経済的支援を実施します。	こども家庭課

コラム

☆活動団体:みんなのTERAKOYA おおいがわ

未来を築くすべての若者たちが、心豊かに自分らしく生きられる社会になるよう、地域資源を活かし、夢や希望を叶える居場所として活動されています。

【活動内容】:ひきこもりを理解する研修 年2回

アドバイザーの相談日 不定期

(電話にてお申込みいただき日程調整をいたします。)

傾聴の研修 2日間 ロールプレイを実施

相談活動・伴走支援



コラム

6. こどもとともに育つ保護者・養育者への支援

【子育て世代】

【関連する市民・こども・若者の主な声】



- 親がたくさん休める場所をつくる。(ワークショップより)
- 保護者は一時保育や預かりの場を求めています。(ヒアリング調査より)
- 保護者はいつでも気軽にフラッと訪れ、ぼーっとしたり、誰かとしゃべったりしたいと思っているのではないか。(ヒアリング調査より)
- 保護者も精一杯でこどもを見守る時間的、心理的ゆとりがないと感じる。こどもはそれを察して、しんどさを伝えないことも多い。また、保護者に生きづらさを抱えている人が多く、養育能力が低下している状態を見聞きする。(ヒアリング調査より)

■施策の方向性

少子化や核家族化が進む中で、育児に対する不安が増え、保護者が孤立してしまうことが心配されています。家族や地域の子育て力を高め、協力を強めることで、地域全体でこどもの成長を見守り、支える環境を整えることが大切です。

子育てに関する情報は、適宜、SNS や市ホームページや広報紙などで発信しており、市役所本庁や支所、地域子育て支援拠点施設でもパンフレットやチラシで情報提供に努めていますが、子育て家庭が必要とする情報やその入手方法の変化を把握し、きめ細やかな情報提供に努めます。

■取組

	項 目	内 容	担当部署
1	家庭の子育て力の向上	○子育て中の保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、こども家庭センターを中心として関係機関が連携し、保護者に寄り添い子育て力の向上を図ります。	こども家庭課
2	家庭における食育の推進	○母子保健事業や育児支援事業を通じて、栄養の基礎知識の普及や食育を行います。 ○保育所、認定こども園では身体測定結果に基づき、発達に必要なエネルギー量を算出し、献立作成をします。また、嗜好調査の結果から、偏りがちな栄養摂取への指導や嗜好食の留意事項を食育たより等を通して保護者へ広報します。毎日の給食献立を施設で展示することにより、送迎時の保護者に見ていただき、こどもと給食のおいしさや食材の豊かさについて話す機会や、調理員への感謝の気持ち、家庭での食事への啓発に努めます。 ○適切な食生活が、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期へと継続されるよう、関係機関と連携し、生涯を通じた望ましい食習慣の基礎が確立できるように、啓発等に取り組みます。	こども家庭課 幼児教育・保育推進課 健幸まちづくり課

	項 目	内 容	担当部署
3	家庭と地域や各団体との交流の推進	○地域がつながりあう子育て支援を目指して、子育てに関するボランティアや団体、サークル、NPO 法人等と協働の視点で情報連携や交流を図り、ネットワークを大切にして地域での子育て支援の活動を推進します。	こども家庭課
4	子育てに関する情報提供	○子育てに関する情報を市民が容易に入手できるよう、ホームページや広報誌、SNS など幅広く情報提供していきます。	こども家庭課
5	相談事業の実施 (再掲)	○こどもの成長過程で生じる様々な悩みや子育て不安を軽減し、安心して子育てできるよう訪問事業、相談事業や教室を実施します。 ○子育て発達支援センターにおいて、心理士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職による、こどもの発達課題に応じた専門的な相談事業や巡回事業を実施し、個々に合わせた対応方法のアドバイスをを行い、発達の支援や育児不安の軽減に努めます。	こども家庭課 社会福祉課

コラム

☆「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める



(こども家庭庁 HP より)

「はじめの100か月の育ちビジョン」では、お母さんがこどもを妊娠してから、小学校1年生までの100か月が、人格の基盤を築く、初めの重要な時期と打ち出して示しています。

乳幼児期の育ちには「安心」と「挑戦」の繰り返しが大切です。

家庭を基盤とし、地域の支援の中で、アタッチメント(愛着)と豊かな遊びと体験を繰り返すことで、「安心」を土台として外の世界への「挑戦」へつな갑니다。

コラム

Ⅲ. 地域全体で、こども・若者の育ちや子育て世代を支える環境づくりを推進します

1. 地域全体での支援体制の推進

【関連する市民・こども・若者の主な声】



- 全校ウォークラリーで地域でのミッションに取り組んだり、家庭科のミシンの授業で教えてもらったりして地域の方の温かさを感じた。地域の方々の温かさ、地域の豊かな自然が魅力であると感じた。（「市長と語ろう私たちのまちづくり」より）
- こどもに関する問題点として、地域内でこども同士が遊ぶ姿があまり見られない。（ヒアリング調査より）
- こどもの医療環境を充実させてほしい。小児科専門のクリニックや、各町に最低1か所は病児保育の制度を設けてほしい。（保護者アンケートより）

■施策の方向性

地域で育つこども・若者の育ちや子育て世代を支えるには、地域とのつながりや地域ぐるみでのこども・若者、家族の見守りや支援が不可欠です。

行政と地域とがそれぞれの立場でできる子育て支援を提供するとともに、行政と地域が連携し一緒に支えるコミュニティづくりを推進します。

また、保護者に対して、こどもの発育などの悩みを気軽に相談できることや、かかりつけ医をもつことの重要性や市内医療機関等の情報を伝えています。今後も継続して医療に関する情報提供を行うとともに、適切な医療が受けられる体制の構築に向けて、地域の医療機関と引き続き連携することが必要です。

■取組

	項 目	内 容	担当部署
1	子育て支援サービスの充実	○すべての子育て家庭が安心して過ごせるよう、子育て中の親子の居場所の提供、育児への不安や悩みへの相談支援、子育て支援サービス事業の充実を図ります。	こども家庭課
2	【新規】コミュニティづくりの推進	○地域の団体や市民などと協働し、こどもや若者、子育て世代から高齢者まで、多世代が地域で交流できる機会の確保や拠点づくりを推進します。	こども家庭課
3	医療体制の確保	○地域医療の充実のため、京都中部総合医療センターや地域の小児医療機関、京都府等の関係機関、団体と連携し医療体制の確保に努めます。	地域医療室

☆uzumaki(うずまき)

園部阿宮町区にある「うずまきカフェ」の駄菓子屋コーナー「うずまき堂」には、たくさんの子どもたちが自然に集まってきます。「こどもの居場所」として運営されているわけではありませんが、自然と子どもたちの『居場所』になっています。

「子どもたちには、それぞれ物理的な居場所がある。ただ、社会背景としての課題を抱えて、この場所にやって来る子どもたちもいる。大人だけでなく子どもたちにも、この場所を自分達の場所と思ってほしい。」との思いで実施されています。



2. 経済的な支援

【関連する市民・子ども・若者の主な声】



- 少子化の原因は、諸外国に比べ国や自治体の経済的な支援や、育児休暇の制度やサポート体制が遅れていると考えます。(ワークショップより)
- ひとり親でもなく、非課税でもない世帯だが、多子を核家族で育てている世帯への経済的な支援が不足している。(ヒアリング調査より)
- 家庭ごとに収入の差があり、収入の少ない家庭においては、子育てに充分なお金がかからないことがあるため、経済的な支援の充実を希望します。(保護者アンケートより)

■施策の方向性

安心して子育てしていくためには、生活基盤が整うことが重要です。保護者へのアンケート調査結果においても、市に一番を求める支援は、「子育てにおける経済的負担の軽減」であり、5年前の調査と比べ割合が増加しています。

医療費助成や保育・教育に係る費用の軽減、ひとり親や経済的に困難を抱える家庭への支援など関係機関とも連携を図りながら支援していきます。

加えて、経済的支援の在り方など、本市全体の少子化対策としての観点から総合的な見直しを進めます。

■取組

	項目	内容	担当部署
1	各種手当の支給	○各種手当を支給します。	こども家庭課
2	医療費の助成	○こども・ひとり親家庭等への医療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。	こども家庭課
3	就園に係る費用の軽減	○保育料について、ひとり親家庭や障がい児(者)がいる家庭に対し減免します。また京都府の制度を利用し多子家庭についても減免します。私立の幼稚園利用者の副食費や生活保護世帯の実費徴収についても給付します。	幼児教育・保育推進課

	項 目	内 容	担当部署
4	就学に係る援助費の支給	○経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、学用品費、給食費等学校で必要な費用の一部を援助します。 ○特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費等学校で必要な費用の一部を援助します。 ○また、これらの制度の趣旨の周知を図り、適正な運用に努めます。	学校教育課
5	経済的に困難を抱える家庭への支援制度の実施	○生活に困難を抱える家庭に対し、家庭の経済的不安定さを和らげるため、家計や収支の見直し、就労について相談・助言等の機会を充実させることにより、生活の安定を図ります。	福祉相談課
6	ひとり親家庭への経済的支援(再掲)	○ひとり親家庭の生活の安定、経済的自立に向けた相談支援や経済的支援を実施します。	こども家庭課

3. 安心して子育てできる環境の整備

【関連する市民・こども・若者の主な声】



- 妊娠中体調が一定であるわけではないし、産んでからもこどもの体調は毎日安定してる訳ではないから、そういう時に男性よりも女性の方が不利になるかなと思うので、不利にならないようなものを作ったらいいのではと思う。(ワークショップより)
- 自分が大変な時にサポートしてくれる人や制度が沢山あったら「何とか育てられるかな」と安心できる環境づくりができそう。(ワークショップより)
- 小学校に入ると、親が就労していると長期休み中や、放課後の問題がとても大きく出てくるので、不安が一気に大きくなった。放課後児童クラブもこどもの人数が多いので、こどものことを考えると、預けることにも不安や迷いがある。安心して預けられる環境づくりをしてほしい。(保護者アンケートより)
- こどもが遊べる公園の整備や、雨が降った時にこどもが遊べる場所の充実を図っていただけることを希望しています。(保護者アンケートより)

■施策の方向性

子育て世帯が定住しやすい環境づくりは、住環境をはじめ、保育・教育の環境、就労支援や雇用の創出など含め総合的な視点が必要です。

「定住促進～住み続けたいまち・住んでみたいまち～」を基本理念とする「定住促進アクションプラン」の方針「子育て世帯などの定住促進」も踏まえ、安心して子育て環境を整えます。

■取組

	項 目	内 容	担当部署
1	仕事と生活の調和の実現	○ワーク・ライフ・バランスへの意識を高めるため、市民や事業者を対象とした啓発を行います。	商工観光課 人権政策課
2	保護者の就労への支援	○就労等で保育が必要な家庭が保育所、認定こども園、幼稚園を安心して利用できるよう運営に努めます。就労時間に合わせて保育サービスが提供できるよう、延長保育事業や預かり保育事業を実施します。 ○就労等でこどもの預かりが必要な場合について、ファミリー・サポート・センター事業のほか地域での預かり事業を紹介するなど支援を行います。	幼儿教育・保育推進課 こども家庭課
3	働く女性への妊娠中・出産後の配慮	○女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起らないよう、啓発を行います。	商工観光課
4	若者定住施策の推進	○子育て世帯、新婚世帯等の住宅に関する支援、引越を支援する事業を実施するなどにより、子育て世帯など若い世代をターゲットとした定住促進施策を推進します。	地域振興課
5	雇用の創出と若者への就職支援	○若者や子育て家庭等の生活基盤の安定定住を促進するため、京都府や民間企業と連携しながら、積極的に企業誘致に努め、新たな雇用の創出を図ります。	商工観光課
6	公園の整備	○こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるように、親同士・地域住民の交流機会の創出とこどもや子育て世帯の目線に立ったこどもの遊び場の確保・整備に努めます。 ○既設公園の出入り口や園路のバリアフリー化に努め、設置遊具の安全性を維持するため、引き続き適切な定期点検を実施し、維持管理を行います。	建設整備課
7	施設の整備	○安心・安全に利用できるよう教育・保育施設及び児童福祉施設の環境改善に努めます。 ※環境改善とは、空調・照明機器、調理場、教室・保育室、トイレ、遊具・園庭、駐車場、防犯・防災対策、バリアフリー対策等をさします。	こども家庭課

コラム

☆子育て世代とのワークショップの様子

令和6(2024)年7月、子育て世代の意見を取り入れ持続可能な南丹市を創造するため「子育てすこやかセンターの休日利用について」のワークショップを実施しました。

「休日の遊び場が少ない」という、子育て世代からの意見に基づき、「子育てすこやかセンター」の休日利用について、どのような形が利用しやすいか、市民・行政目線で意見を出し合いました。



(ワークショップの様子)

コラム

第5章 教育・保育の提供

1. 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法第 61 条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

本市では教育・保育提供区域について、次のように設定します。

第1期の子ども・子育て支援事業計画では市内全域を1区域に設定しましたが、市内における保育の提供区域とニーズの不一致もあり、第2期計画より4つの中学校単位で提供区域を再編しました。

これにより子育て世帯の流入のある園部、八木地域と子育て世帯が減少し続ける日吉、美山地域に特色が分かれ、希望する小学校、中学校区域内の保育所等に入所できない状況を一定解消できましたが、新たな課題として公立保育所等では人材の確保に苦慮し、利用定員に満たない受入れ状況となる施設が生じています。民間保育施設の開設を支援し、公立保育所、幼稚園の認定こども園への再編、移行を目指し、中学校区域内で子育て家庭の実態に応じたきめ細やかな教育・保育の提供を推進します。

なお、地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、前計画と同様の考え方から、市の広域性を考慮し市内全域を1区域と設定しています。

2. 教育・保育の量の見込みと確保の方策

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」と「確保の方策（提供体制）」は以下のとおりです。

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みの考え方

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、教育・保育提供区域ごとに将来のこども人口を推計し、区域ごとの教育・保育の認定の令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間の実績に基づく認定率（年齢人口に対する、認定者数割合）を乗じて量の見込みを算出しています。

1号認定の認定率は、幼稚園利用が急激に減っている状況を鑑み、直近の令和5（2023）年度から6（2024）年度までの2年間を基準値としました。ニーズ調査における保護者の就労意向に基づく潜在的保育ニーズの増減の見込みを幼稚園ニーズの変化と捉え、増加率・減少率として加味し、設定しています。

2・3号認定の認定率は、令和2（2020）年度から6（2024）年度までの5年間の実績に基づく認定率を基準値とし、ニーズ調査における保護者の就労意向に基づく潜在的保育ニーズの増減の見込み等から、増加率・減少率を加味し、設定しています。

①園部地域

【提供体制・確保の方策の考え方】

幼稚園では、今後の量の見込みが利用定員数を大きく下回っており、十分に提供できる体制を確保できていますが、学びにつながる集団での活動が実施できているかという視点からは懸念があります。

保育所は、今後の量の見込みが利用定員数を下回っており、提供体制は確保できていますが、公立施設は狭小、老朽化の課題に対し増築を重ね、施設に合わせた工夫をしながらの運営です。こどもが過ごす環境としては園庭が狭い施設では適切な遊び場所が確保できなかったり、隣接している公園での活動に安全面で不安があります。

子育て世帯の流入により、年度途中での育児休業明けの利用希望があり、低年齢児の人数は減少していくものの、利用ニーズは継続する傾向から、公立施設については認定こども園へ再編し、私立保育施設の開園支援に取り組みます。

また、市内全体の教育・保育サービスの質の向上を図るため、公私の連携を深め、どの施設も同様に保育環境の改善と、こどもの育ちときめ細やかな保護者支援を実施します。

■1号認定(幼稚園及び認定こども園(2号認定の幼稚園の利用希望を含む))

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	1号認定	35	34	33	32	31
	2号認定 (幼稚園等希望)	10	10	10	9	9
	計 ①	45	44	43	41	40
確保の 方策	特定教育・ 保育施設	48	48	48	48	48
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
	計 ②	48	48	48	48	48
差異(②-①)		3	4	5	7	8

■2号認定(保育所及び認定こども園)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		185	179	175	169	164
確保の方策 ②		217	217	215	215	215
差異(②-①)		32	38	40	46	51

■3号認定(0歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		8	8	8	7	7
確保の 方策	特定教育・保育施 設(保育所等)	27	27	27	27	27
	地域型保育	0	0	0	0	0
	計 ②	27	27	27	27	27
差異(②-①)		19	19	19	20	20

■3号認定(1歳児)

(単位:人)

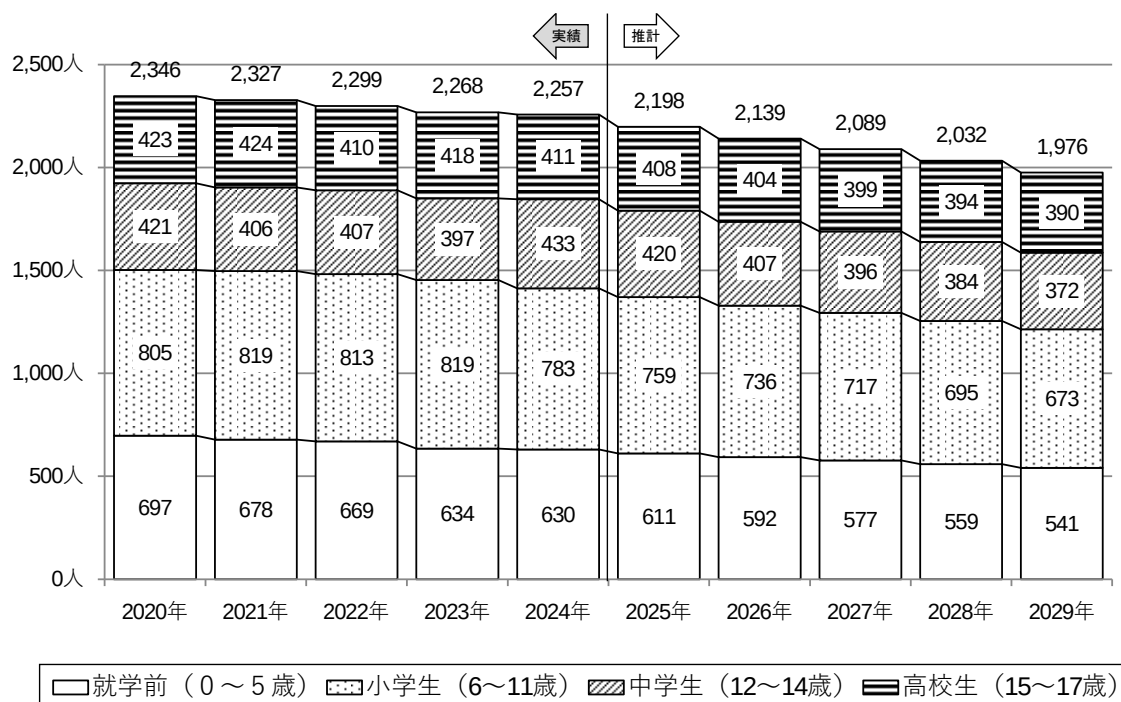
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		44	43	41	40	39
確保の方策	特定教育・保育施設(保育所等)	60	60	61	61	61
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	60	60	61	61	61
差異(②-①)		16	17	20	21	22

■3号認定(2歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		53	51	50	48	47
確保の方策	特定教育・保育施設(保育所等)	68	68	63	63	63
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	68	68	63	63	63
差異(②-①)		15	17	13	15	16

【将来のこども人口】



②八木地域

【提供体制・確保の方策の考え方】

幼稚園、保育所ともに、今後の量の見込みが利用定員数を下回っており、提供できる体制が確保されていますが、施設の老朽化が著しく、毎年改修工事を繰り返す状況が続く、災害などの非常時に安全な保育の提供ができない懸念があります。

子育て世帯の流入や、年度途中での育児休業明けの利用があり、低年齢児の人数は減少していくものの、利用ニーズは継続する傾向が続いています。また、園部地域から通勤経路にあたる方の希望もあり、保育提供区域を超えての利用申込があります。

民間園の参入も検討しながら、公立施設の認定こども園への移行、機能縮小も含めて提供体制を確保します。

■1号認定(幼稚園及び認定こども園(2号認定の幼稚園の利用希望を含む))

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	1号認定	14	14	13	13	12
	2号認定 (幼稚園等希望)	2	2	2	2	2
	計 ①	16	16	15	15	14
確保の 方策	特定教育・ 保育施設	21	21	21	25	25
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
	計 ②	21	21	21	25	25
差異(②-①)		5	5	6	10	11

■2号認定(保育所及び認定こども園)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		86	83	81	78	76
確保の方策 ②		99	99	99	80	80
差異(②-①)		13	16	18	2	4

■3号認定(0歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		2	2	2	2	2
確保の 方策	特定教育・保育施 設(保育所等)	9	9	9	9	9
	地域型保育	0	0	0	0	0
	計 ②	9	9	9	9	9
差異(②-①)		7	7	7	7	7

■3号認定(1歳児)

(単位:人)

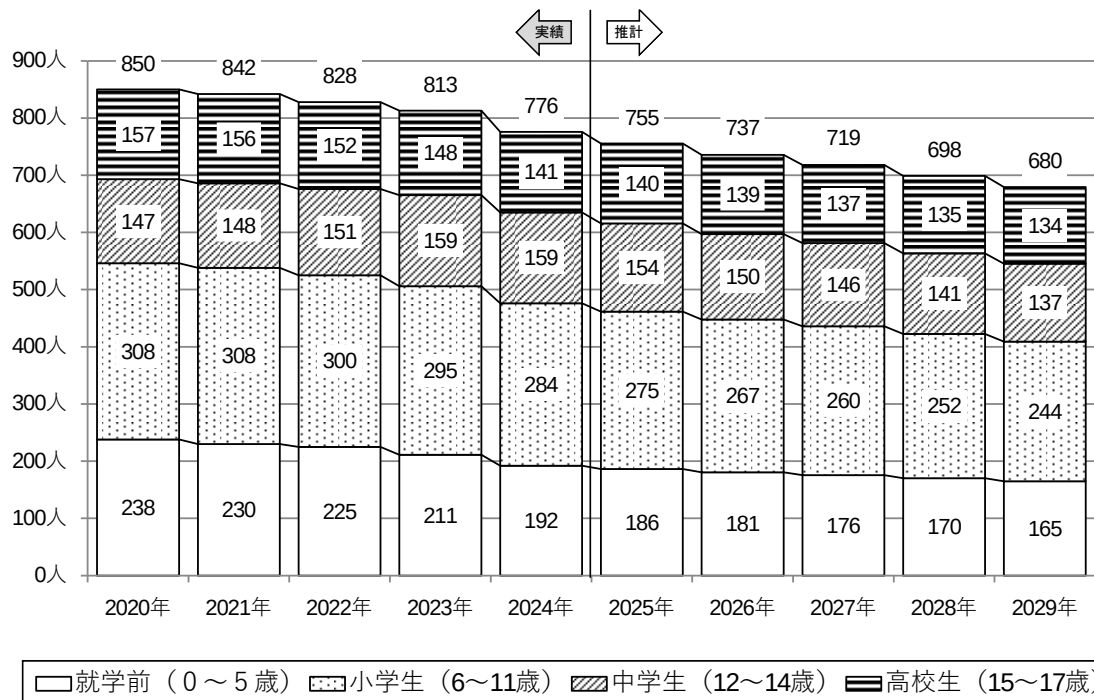
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		16	16	15	15	15
確保の方策	特定教育・保育施設(保育所等)	27	27	27	30	30
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	27	27	27	30	30
差異(②-①)		11	11	12	15	15

■3号認定(2歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		23	22	21	21	20
確保の方策	特定教育・保育施設(保育所等)	35	35	35	30	30
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	35	35	35	30	30
差異(②-①)		12	13	14	9	10

【将来のこども人口】



③日吉地域

【提供体制・確保の方策の考え方】

令和4(2022)年度にひよしこども園として保育所から認可内容を変更し、日吉地域の幼稚園利用を希望される方への体制が整いました。日吉地域のこどもの人数が減少していることもあり、2施設それぞれの利用者数自体が減っています。異年齢保育も含め教育・保育の提供を行いますが、集団の学びを得られる環境には課題があります。

今後は、日吉地域の子育て世帯に応じた教育・保育の提供となるよう、機能の集約や再編について検討が必要になると考えます。

■1号認定(幼稚園及び認定こども園(2号認定の幼稚園の利用希望を含む))

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	1号認定	1	1	1	1	1
	2号認定 (幼稚園等希望)	0	0	0	0	0
	計 ①	1	1	1	1	1
確保の 方策	特定教育・ 保育施設	5	5	5	5	5
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
	計 ②	5	5	5	5	5
差異(②-①)		4	4	4	4	4

■2号認定(保育所及び認定こども園)

(単位:人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	51	50	48	47	45
確保の方策 ②	90	90	50	50	50
差異(②-①)	39	40	2	3	5

■3号認定(0歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		1	1	1	1	1
確保の 方策	特定教育・保育施 設(保育所等)	9	9	6	6	6
	地域型保育	0	0	0	0	0
	計 ②	9	9	6	6	6
差異(②-①)		8	8	5	5	5

■3号認定(1歳児)

(単位:人)

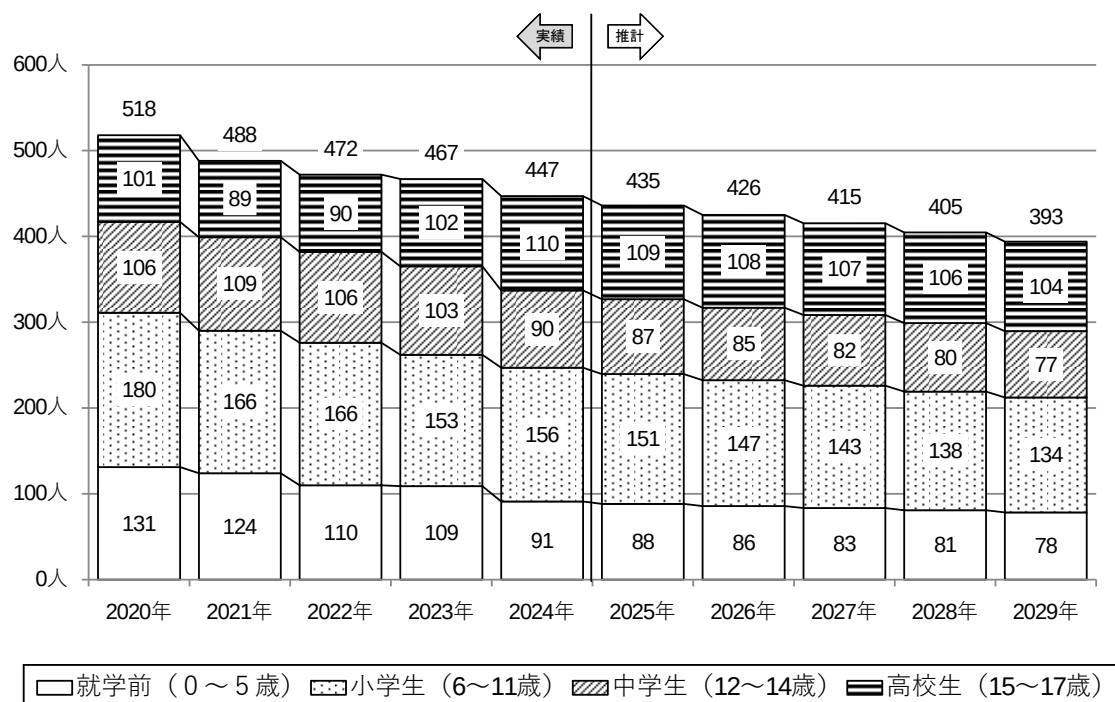
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		11	11	10	10	10
確保の方策	特定教育・保育施設(保育所等)	11	11	12	12	12
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	11	11	12	12	12
差異(②-①)		0	0	2	2	2

■3号認定(2歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		10	9	9	9	9
確保の方策	特定教育・保育施設(保育所等)	20	20	16	16	16
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	20	20	16	16	16
差異(②-①)		10	11	7	7	7

【将来のこども人口】



④美山地域

【提供体制・確保の方策の考え方】

令和4(2022)年度にみやまこども園として保育所から認可内容を変更し、美山地域の幼稚園利用を希望される方への体制が整いました。美山地域のこどもの人数が減少していることもあり、利用者数自体が減っています。異年齢保育も含め教育・保育の提供を行いますが、集団の学びを得られる環境には課題があります。

今後は、広域な範囲にわたる美山地域の子育て世帯のニーズを把握しながら、実状に応じた教育・保育の提供となるよう、機能の集約を含め検討が必要になると考えます。

■1号認定(幼稚園及び認定こども園(2号認定の幼稚園の利用希望を含む))

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定 (幼稚園等希望)	0	0	0	0	0
	計 ①	0	0	0	0	0
確保の 方策	特定教育・ 保育施設	5	5	5	5	5
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
	計 ②	5	5	5	5	5
差異(②-①)		5	5	5	5	5

■2号認定(保育所及び認定こども園)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		43	41	40	39	38
確保の方策 ②		58	58	58	39	39
差異(②-①)		15	17	18	0	1

■3号認定(0歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		0	0	0	0	0
確保の 方策	特定教育・保育施 設(保育所等)	6	6	6	3	3
	地域型保育	0	0	0	0	0
	計 ②	6	6	6	3	3
差異(②-①)		6	6	6	3	3

■3号認定(1歳児)

(単位:人)

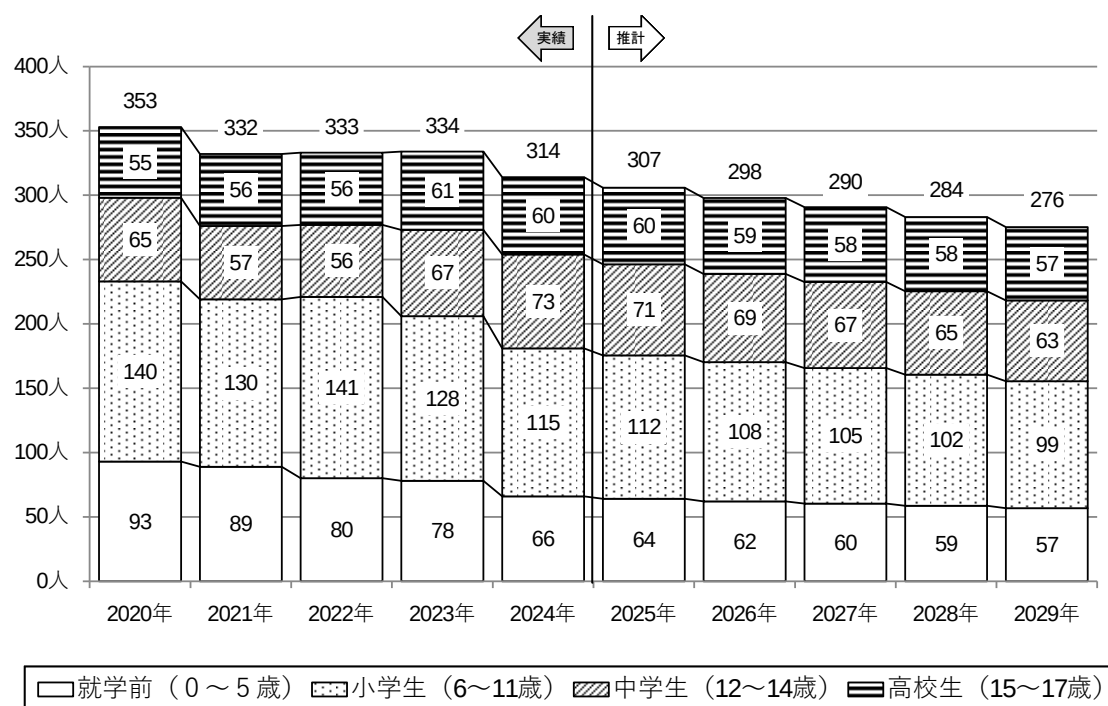
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		7	7	7	7	6
確保の方策	特定教育・保育施設(保育所等)	12	12	12	10	10
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	12	12	12	10	10
差異(②-①)		5	5	5	3	4

■3号認定(2歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		4	4	4	4	3
確保の方策	特定教育・保育施設(保育所等)	24	24	24	10	10
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	24	24	24	10	10
差異(②-①)		20	20	20	6	7

【将来のこども人口】



3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び「確保の方策（提供体制）」は以下のとおりです。

(1)利用者支援事業

【事業概要】

こども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市民に身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し利用者を支援する事業です。

類 型	
〔基本型〕	「利用者支援」とともに「地域連携」を実施。主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用して実施
〔こども家庭センター型〕	こども家庭課に開設され、医療機関や子育てに関わるその他の関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を実施
〔地域子育て相談機関〕	地域住民にとって身近な場所に相談機関を設置し、子育てに関する相談に応じるほか、必要な情報提供や助言を実施
〔特定型〕	主に「利用者支援」を実施。主として行政機関の窓口を活用して実施

【量の見込みの考え方】

現在事業を実施している3か所（ぽこぽこくらぶ園部、ぽこぽこくらぶ八木、こども家庭課）で、今後5年間実施することを想定し、設定しています。

【提供体制・確保の方策の考え方】

「基本型」は地域子育て拠点事業を実施している「ぽこぽこくらぶ園部」と「ぽこぽこくらぶ八木」において、子育て中の親子を対象として相談対応等を行っています。

「こども家庭センター型」は保健師等の専門職が妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進における包括的な支援を行っています。

また、全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない相談支援を行います。

「地域子育て相談機関」は、全ての妊婦及びこどもとその家庭等を対象とし、気軽に相談できる機関として、令和8(2026)年度から設置できるよう検討します。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	箇所	3	5	5	5	5
	基本型	箇所	2	2	2	2
	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	箇所	0	2	2	2
	特定型	箇所	0	0	0	0
確保の方策②	箇所	3	5	5	5	5
	基本型	箇所	2	2	2	2
	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	箇所	0	2	2	2
	特定型	箇所	0	0	0	0
差異(②-①)	箇所	0	0	0	0	0

(2)延長保育事業

【事業概要】

保育の必要性の認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

令和2(2020)年度から令和5(2023)年度の実績に基づく利用率を基準値とし、将来の2・3号認定数を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保の方策の考え方】

今後も継続して、市内の保育施設で実施する体制とします。私立の保育施設では早朝、延長保育時間の設定を公立施設より長く開設しています。保護者の働き方や利用状況を踏まえ対応します。

※人は年度の実人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人	97	94	91	89	86
確保の方策②	人	97	94	91	89	86
	箇所	8	8	9	9	9
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

(3)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

【事業概要】

保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対し、放課後及び長期休暇等に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の実績に基づく登録率を基準値とし、将来の小学生の児童数を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保の方策の考え方】

小学1年生から小学6年生まで全学年を対象に受け入れを実施しているところであり、申込みに対する受け入れ体制の確保に務めます。

※人は年度の実人数

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①		人	454	441	428	415	403
	低学年	人	312	303	294	285	276
	1年生	人	110	106	103	100	97
	2年生	人	109	106	103	100	96
	3年生	人	93	91	88	85	83
	高学年	人	142	138	134	130	127
	4年生	人	76	74	72	70	68
	5年生	人	46	44	43	42	41
	6年生	人	20	20	19	18	18
確保の方策②	登録児童数	人	454	441	428	415	403
	実施箇所数	箇所	7	7	7	7	7
差異(②-①)		人	0	0	0	0	0

(4)子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

第2期子ども・子育て支援事業計画期間中においては、感染症の流行により、施設の受入れが難しい状況にあったため、利用実績は令和2(2020)年度から令和4(2022)年度まではありませんでした。しかし、令和5(2023)年度以降については、受け入れも可能となり利用実績もあることから、第2期子ども・子育て支援事業計画の量の見込みを踏襲し、今後5年間、前計画と同様、28人／年の利用を想定し設定しています。

【提供体制・確保の方策の考え方】

現在2か所の児童養護施設に委託し事業を実施しています。今後もニーズに応じて受入れができるよう、受け入れ施設と調整し確保に努めます。

※人／年は延べ利用人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人／年	28	28	28	28	28
確保の方策②	人／年	28	28	28	28	28
差異(②-①)	人／年	0	0	0	0	0

(5)地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行うことができる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

令和2(2020)年度から令和5(2023)年度の実績に基づく利用率を基準値とし、将来の0～5歳の人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保の方策の考え方】

今後も2か所での実施体制としますが、各地区への出張で市内全域をカバーします。

また、中学校の施設を活用し、子育て家庭が過ごす居場所を設置することで、中学生と子育て家庭の両者が生活の中で自然に交わり、お互いに知る機会を設けます。利用が広がるように、PR 活動を行い、参加を促進するとともに、相談支援や活動内容など質の向上を図り、こどもと子育て家庭に寄り添い支援する活動を促進します。

※回/年は延べ利用回数

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①		回/年	9,606	9,316	9,068	8,790	8,510
	直営	回/年	4,769	4,625	4,502	4,364	4,225
	委託	回/年	4,837	4,691	4,566	4,426	4,285
確保の方策②		回/年	9,606	9,316	9,068	8,790	8,510
	直営	回/年	4,769	4,625	4,502	4,364	4,225
	委託	回/年	4,837	4,691	4,566	4,426	4,285
	箇所数	箇所	2	2	2	2	2
差異(②-①)		回/年	0	0	0	0	0

(6)一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業(幼稚園在園児)

【量の見込みの考え方】

令和2(2020)年度から令和5(2023)年度の実績に基づく利用率を基準値とし、将来の1号認定者数を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保の方策の考え方】

これまでの利用実績を踏まえつつ、就労や緊急時などに育児支援者がいない家庭の児童の増加に留意し、実施体制の確保が必要です。公立幼稚園に加えて、私立幼稚園、私立認定こども園でも事業の実施ができています。

※人/年は年間延べ人数

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	公立	人/年	925	897	873	847	820
	私立	人/年	4,361	4,229	4,117	3,991	3,863
確保の方策②		人/年	5,286	5,126	4,990	4,838	4,683
		箇所	4	4	5	5	5
差異(②-①)		人/年	0	0	0	0	0

②一時預かり事業(幼稚園以外)

【量の見込みの考え方】

令和2(2020)年度から令和5(2023)年度の実績に基づく利用率を基準値とし、将来の0～5歳の人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保の方策の考え方】

ファミリー・サポート・センターも含め、これまでの利用状況を踏まえつつ、就労や緊急時などに育児支援者がいない家庭の増加に留意し、実施体制の確保が必要です。公立保育施設ではすべての施設で実施しており、保護者のリフレッシュ利用にも対応しています。私立の保育施設においても実施され、同様の取扱いです。

※人/年は年間延べ人数

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	一時保育	人/年	115	111	108	105	102
	ファミリー・サポート・センター	人/年	135	131	128	124	120
確保の方策②	一時保育	人/年	115	111	108	105	102
	ファミリー・サポート・センター	人/年	135	131	128	124	120
差異(②-①)	一時保育	人/年	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター	人/年	0	0	0	0	0

(7)病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業で、①病児対応型・病後児対応型 ②体調不良児対応型 ③非施設型（訪問型）の3つの類型があります。

【量の見込みの考え方】

本市における当該事業は令和3(2021)年 11 月より京都中部総合医療センター内に亀岡市、南丹市、京丹波町、国民健康保険南丹病院組合の共同事業として病児対応型の病児保育室を開設して実施しています。令和3(2021)年度からの利用実績から、将来の対象人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保の方策の考え方】

現在開設中の病児保育室は、八木地域に開設のため日吉や美山地域からは距離があり利用しづらいとの声もあります。近くに支援者がいない子育て家庭は、こどもの体調不良時の預かり先があることで、子育ての負担軽減につながります。保育施設に併設する形での新規事業実施の可能性も含めて新たな確保方策の検討が必要と考えます。

※人/年は年間延べ人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人/年	48	47	45	44	43
確保の方策②	人/年	48	47	45	44	43
	箇所	1	1	1	1	1
差異(②-①)	人/年	0	0	0	0	0

(8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業概要】

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整をアドバイザーが行い、会員相互で援助しあう事業です。

【量の見込みの考え方】

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)のうち、小学生の放課後の預かりとしての利用は、過去の利用実績がほぼみられませんが、第2期子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、今後5年間は放課後の預かりを1名と想定し設定しています。

【提供体制・確保の方策の考え方】

小学生の放課後の過ごし方として、サービスの周知を図るとともに、利用していただけの体制の確保に努めます。

※人/年は年間延べ人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人/年	71	69	67	65	63
確保の方策②	人/年	71	69	67	65	63
	箇所	1	1	1	1	1
差異(②-①)	人/年	0	0	0	0	0

(9)乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

将来の0歳児のいる家庭すべてに対して、実施することを見込んでいます。

【提供体制・確保の方策の考え方】

保健師が中心に訪問計画を立て、訪問実施後の結果により、必要に応じて、庁内で連携・調整をし、事後の相談や訪問等、適切な支援につなぎます。

※人は年度の実人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳人口推計	人	134	130	126	122	119
量の見込み①	人	134	130	126	122	119
確保の方策②	人	134	130	126	122	119
訪問率	%	100%	100%	100%	100%	100%

(10)妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に関する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

将来の0歳児の保護者に対し、各14回実施することを想定し、設定しています。

【提供体制・確保の方策の考え方】

医療機関とも連携し、適切な受診を推奨し、妊婦の健康の保持及び増進を図り、妊産期の母子の健康を支援します。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳人口推計	人	134	130	126	122	119
一人当たり健診回数	回	14	14	14	14	14
量の見込み①	回	1,876	1,820	1,764	1,708	1,666
確保の方策②	回	1,876	1,820	1,764	1,708	1,666
差異(②-①)	回	0	0	0	0	0

(11)養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みの考え方】

令和2(2020)年度から令和5(2023)年度の実績に基づく利用率をもとに、将来の0～5歳人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保の方策の考え方】

今後も医療機関等との連携や乳児家庭全戸訪問等を通じて、養育支援が必要な家庭の把握に努め、訪問事業を行います。

※人/年は年間延べ人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人/年	14	14	14	13	13
確保の方策②	人/年	14	14	14	13	13
差異(②-①)	人/年	0	0	0	0	0

【新規】

(12)こども誰でも通園制度

【事業概要】

保護者の就労状況に関係なく、月一定時間まで保育所等にこどもを預けることで、保育所等に通園していないこどもの育ちを支援する新しい通園制度です。

【量の見込みの考え方】

0歳6か月から満3歳未満の未就園のこどもが月の上限時間まで利用する場合の1日あたりの定員を必要量と見込みます。

これから開始する事業のため、利用の見込みも不透明です。

【提供体制・確保の方策の考え方】

試行期間である令和7(2025)年度までに具体的な確保策を確定します。令和8(2026)年度は月の上限時間を3時間、令和9(2027)年度より10時間に引き上げ実施を目指します。

実施事業者は未就園の親子が日頃から利用している地域子育て支援拠点事業施設や、幼稚園の余裕教室、私立保育施設での実施を検討します。

※人/年は年間延べ人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人/年	0	1,080	1,080	1,080	1,080
0歳児	人/年	0	480	480	480	480
1歳児	人/年	0	360	360	360	360
2歳児	人/年	0	240	240	240	240
確保の方策②	人/年	0	1,080	1,080	1,080	1,080
差異(②-①)	人/年	0	0	0	0	0

【新規】

(13)妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

将来の妊婦および妊婦のいる家庭に対し、実施することを見込んでいます。

妊娠届出時の面接、妊娠7か月頃のアンケート、産後の赤ちゃん訪問時の計3回の面接及び子育て支援団体で実施する随時の相談を見込んでいます。

【提供体制・確保の方策の考え方】

保健師等専門職種が妊娠届時の面接、妊娠7か月時のアンケート、産後の赤ちゃん訪問等での面接で実施し、不安軽減を図ると共に、支援が必要であると判断した場合は関係機関に連携し、支援サービスに繋がります。

併せて子育て支援団体と連携し、妊娠中から子育て期の不安や悩みを相談できる窓口を開設し、不安軽減を図ります。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳人口推計	人	134	130	126	122	119
一人当たり相談回数	回	3	3	3	3	3
量の見込み①	回	462	450	438	426	417
こども家庭センター	回	402	390	378	366	357
委託	回	60	60	60	60	60
確保の方策②	回	462	450	438	426	417
差異(②-①)	回	0	0	0	0	0

【新規】

(14)産後ケア

【事業概要】

産後ケアを必要とする人を対象に、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

【量の見込みの考え方】

将来の産婦及び0歳児を育児する産婦のうち、育児手技等に不安等を抱え支援が必要である産婦に対し実施することを見込んでいます。

産後2週間及び4週間目に実施する産婦健診にて、エジンバラ産後うつ病自己評価表にて産後うつ病の可能性が高いと判断される人が平均5回利用することを見込んでいます。

【提供体制・確保の方策の考え方】

産後の身体的回復と授乳等新生児及び乳児の状況に応じた育児手技の習得の支援が必要な母子及びその家族に対し、産院等で実施する宿泊型と助産師が自宅を訪問する訪問型を実施します。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳人口推計	人	134	130	126	122	119
EPDS※が 9 点以上の割合(16%)	人	21	21	20	20	19
平均利用日数	日	5	5	5	5	5
量の見込み①	回	105	105	100	100	95
確保の方策②	回	105	105	100	100	95
差異(②-①)	回	0	0	0	0	0

※EPDSとは、エジンバラ産後うつ病自己評価表

【新規】

(15)子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

支援の対象となる家庭を訪問し、家事支援(食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等)、育児・養育支援(育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等)を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

要保護児童対策地域協議会で管理する要保護児童及び要支援児童において、本事業を必要とする世帯数(対象世帯数)を抽出し、推計児童数、平均利用日数を乗じて見込みを算出しています。

【提供体制・確保の方策の考え方】

要保護児童対策地域協議会でのかかわりや地域の団体等と連携し、必要とする家庭に育児支援・家事支援が十分に届くよう、支援体制の確保に努めます。

※人/年は年間延べ人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人/年	280	273	267	259	252
確保の方策②	人/年	280	273	267	259	252
差異(②-①)	人/年	0	0	0	0	0

【新規】

(16)児童育成支援拠点事業

【事業概要】

支援の対象となるこどもの居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

要保護児童対策地域協議会で管理する要保護児童及び要支援児童において、本事業を必要とする人数(対象児童数)を抽出し、推計児童数を乗じて見込みを算出しています。

【提供体制・確保の方策の考え方】

現在市内で提供できる拠点は1か所(定員20名)であり、量の見込みと比べて確保できていない状況にあります。不足量については、地域で運営されている居場所等と連携し、生活支援や学習支援等必要な児童に支援が行き渡るよう努めます。

※人は年度の実人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人	31	31	30	29	28
確保の方策②	人	20	20	20	20	20
差異(②-①)	人	▲11	▲11	▲10	▲9	▲8

【新規】

(17)親子関係形成支援事業

【事業概要】

支援の対象となる保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

要保護児童対策地域協議会で管理する要保護児童及び要支援児童において、本事業を必要とする世帯数(対象世帯数)を抽出し、推計児童数を乗じて見込みを算出しています。

【提供体制・確保の方策の考え方】

こどもとのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、1グループ10人制による少人数型の講座を2クール実施し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、情報交換ができる場の提供に努めます。

※人は年度の実人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人	15	14	14	14	13
確保の方策②	人	20	20	20	20	20
差異(②-①)	人	5	6	6	6	7

(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設の利用者負担額については、国が定めた上限の範囲で市が設定しますが、日用品、文房具、その他の必要な物品を実費徴収する場合も考えられます。これらの費用負担について、低所得者の負担軽減を図るため、費用を助成する事業です。

令和元(2019)年度から事業を実施しています。今後も対象世帯に対し、事業を実施します。

(19)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設、地域型保育事業について、民間の新規参入事業者に対して、整備・開設していく施設・事業が安定かつ継続的に運営していけるよう、相談、助言を行う事業です。

今後、新規事業者の参入が見込まれれば、対応を検討します。当市の教育・保育の実施状況などをホームページに掲載し、新たに参入を検討する事業者へ情報提供を行います。

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

就学前児童の教育・保育の場として、公立の教育・保育施設のあり方については、今後のこども数の推計人数、地区ごとの教育・保育機能の確保などを踏まえながら、認定こども園への移行についても検討します。また、民間事業者の参入、開設支援に取り組めます。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

幼児期の教育・保育の量的・質的充実を図るため、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し、実施します。

(3) 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や参入意向の把握など連携を図ります。

(4) 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校等との連携

幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取り組みの推進については、これまでも就学後の小学校生活が円滑に行われるよう双方向での交流や合同研修、授業参観などを行ってきました。

令和6（2024）年度より就学前教育・保育を所管する担当部署が教育委員会内に配置され、小学校職員と情報の共有や個別案件の連携について、更なる充実を図っています。保育所等の職員は国が示す保育指針等示される就学までにはぐくみたい資質・能力が身に付くよう、一人ひとりの心身の発達や個人差を踏まえるとともに、全てのこどもの気持ちを受け止めた保育実践に努めています。

中学校ブロック単位での研修や交流においても、共通のテーマを設定し、保育所・幼稚園等から小・中学校での段階を踏まえた見方考え方が共有できるよう進めています。

また、専任の指導主事を配置し、教育・保育の一体的な提供に向けての相互理解に努めることや、定期的・継続的に共通理解を図る等、関係機関に対する指導・助言を行っています。今後も双方向での、幼稚園及び保育所等と小学校との連携を図ります。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

新制度未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育などの無償化は償還払いが基本となっています。利用料をいったん施設などに支払い、市へ給付の申請を行うことで、支払った額の全部または一部が還付されます。

子育てのための施設等利用給付については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、新制度未移行の幼稚園の施設利用費は、事業者による法定代理受領が認められており、認定保護者の経済的負担の軽減から、事業者との協議により法定代理受領を行っています。円滑な支給が継続できるよう利用保護者への制度広報と事業者との細やかな連携に努めます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係課と連携して横断的な施策の推進を図るとともに、毎年度南丹市子ども・子育て会議へ進捗の状況を報告するとともに同会議における検証を踏まえ、着実な推進を図ります。

また、市内の幼稚園、保育所など子ども・子育て支援に携わる事業者、学校、企業、NPO法人、市民が、連携・協働して子育て支援に取り組めるよう計画内容の広報・啓発に努めます。

さらに、庁内の関係課との連携に加え、京都府及び関係機関との連携を強化し、様々な課題の解決に向けて取り組みます。

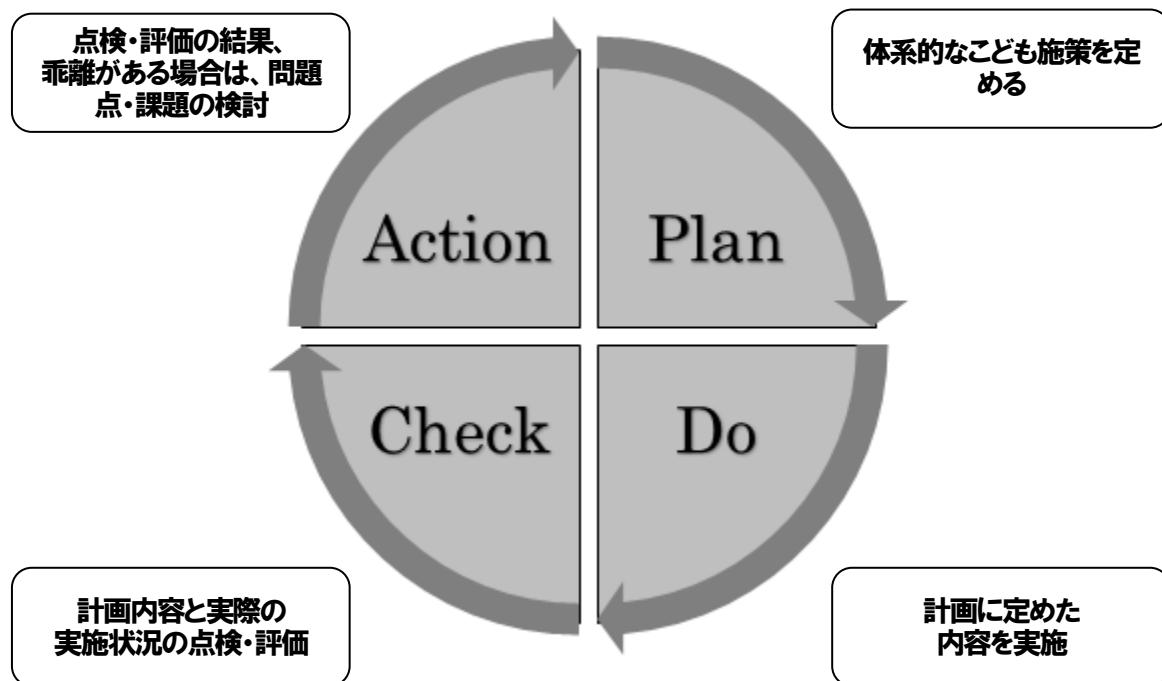
2. 進捗状況の管理

本計画の進捗管理においては、基本目標に紐づく個別の施策・事業の進捗状況（アウトプット）に加え、施策・事業の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要です。

個別の施策・事業については、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方に基つき、関係課の協力を得て定期的に点検を行うとともに、子ども・子育て会議による意見を外部評価として集約し、計画の進捗状況の確認や課題の整理、対応の推進を図ります。

また、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられるといった場合には、中間年度（令和9（2027）年度）を目安として、計画の見直しを検討します。

さらに計画最終年度においては、目標指標の達成状況を評価し、本計画の成果の総合的な検証を行います。



資料編

1. 南丹市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日

条例第 19 号

改正 令和 5 年 12 月 25 日条例第 36 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、南丹市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に規定する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長及び南丹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事項に係る調査審議

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する子どもの保護者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、第3条第2項の規定により最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成30年12月25日条例第34号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月25日条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月25日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2. 南丹市子ども・子育て会議 委員名簿

【令和5(2023)年度】

(順不同・敬称略)

No.	氏 名	団体名等	備 考
1	藤 松 素 子	学校法人佛教教育学園 佛教大学 社会福祉学部	会 長
2	伊 丹 成 嘉	南丹市小学校校長会	副会長
3	山 口 博 之	南丹市PTA連絡協議会	
4	山 下 恵 美	南丹市立園部幼稚園PTA	
5	奥 村 由香利	学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園保護者会	
6	一 谷 有 里	小学生以下の子をもつ保護者	
7	宇 田 慧 吾		
8	田 中 奈穂子		
9	谷 磨 季		
10	山 口 桂 子	特定非営利活動法人グローアップ	
11	高 西 美千代	南丹市立保育所・幼稚園・幼児学園・こども園職員連絡協議会	
12	江 川 由美子	学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園	
13	高 塚 郁 男	社会福祉法人京都ルーテル会 南丹のぞみ園	
14	桂 ひさ子	みやま子育てパートナーズ 「よっといで」	
15	川 勝 絵 梨	すくすくやぎっこ	
16	高 屋 和 志	船井医師会	
17	山 田 顕 充	南丹市社会福祉協議会	
18	村 上 不二子	南丹市民生児童委員協議会	
19	保 城 幹 雄	京都府南丹保健所福祉課	
20	広 田 ゆかり	子育て経験者	R6.1.4 付解属

【令和6(2024)年度】

(順不同・敬称略)

No.	氏 名	団体名等	備 考
1	藤 松 素 子	学校法人佛教教育学園 佛教大学 社会福祉学部	会 長
2	伊 丹 成 嘉	南丹市小学校校長会	副会長
3	山 口 桂 子	南丹市PTA連絡協議会	
4	四 方 真理子	南丹市立園部幼稚園PTA	
5	中 島 麻 衣	学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園保護者会	
6	一 谷 有 里	小学生以下の子をもつ保護者	
7	宇 田 慧 吾		
8	田 中 奈穂子		
9	谷 磨 季		
10	高 橋 寿 子	特定非営利活動法人グローアップ	
11	高 西 美千代	南丹市立保育所・幼稚園・幼児学園・こども園職員連絡協議会	
12	江 川 由美子	学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園	
13	高 塚 郁 男	社会福祉法人京都ルーテル会 南丹のぞみ園	
14	桂 ひさ子	みやま子育てパートナーズ 「よっといで」	
15	川 勝 絵 梨	すくすくやぎっこ	
16	高 屋 和 志	船井医師会	
17	山 田 顕 充	南丹市社会福祉協議会	
18	村 上 不二子	南丹市民生児童委員協議会	
19	原 田 寿 樹	京都府南丹保健所福祉課	

3. 計画の策定経過

日 程	内 容
令和5（2023）年度	
【令和5（2023）年】 9月29日	第1回 南丹市子ども・子育て会議 （こども計画策定スケジュールについて報告）
【令和6（2024）年】 1月12日	第2回 南丹市子ども・子育て会議（アンケート調査の設問等について検討）
2月～3月	就学前児童アンケート ※市内の就学前児童（0～5歳）の保護者
	小学生アンケート ※市内の小学生児童（小学1～6年生）の保護者
	子どもの生活状況アンケート ※南丹市立の小学校5年生、中学校2年生の子どもがいる保護者
	子どもの暮らしの様子アンケート ※南丹市立の小学校5年生、中学校2年生
3月13日	こどもの意見聴取 ※園部小学校6年生
令和6（2024）年度	
4月17日	こどもの意見聴取 ※美山小学校5・6年生と教員
5月	ヒアリング調査 ※子ども・子育てに関する関係機関・団体
	ヒアリング調査 ※こどものひきこもり・不登校・居場所等支援関連団体等
5月17日	第1回 「こどもの意見表明・反映プロジェクト」会議
7月4日	こどもの意見聴取 ※殿田中学校 コミュニティスクール 熟議
7月5日	ワークショップ ※京都中部総合医療センター看護専門学校2年生
7月19日	第1回 南丹市子ども・子育て会議（アンケート調査結果について報告）
7月24日	こどもトークルーム ※園部小学校・園部第二小学校区の小学4年生から6年生
7月29日	ワークショップ ※明治国際医療大学看護学部看護学科
8月8日	こどもトークルーム ※市内在住の小学4年生から6年生
8月21日	こどもトークルーム ※市内在住、在学の中学生、高校生
9月6日	第2回 「こどもの意見表明・反映プロジェクト」会議
11月15日	第2回 南丹市子ども・子育て会議（計画素案について検討）

日 程	内 容
12月4日～ 1月8日	パブリックコメント ※3人から25件の意見
【令和7(2025)年】 2月21日	第3回 南丹市子ども・子育て会議（計画案について検討）

【表紙について】

南丹市内のひろばや居場所を利用しているこども・子育て当事者のご協力を得て、いろんな色や大きさの「手形」を押していただきました。そして、地域おこし協力隊の方がデザインしてくださいました。

市民とともに作り上げたこの計画をもとに施策を展開し、こどもたちや子育て当事者の夢や希望が叶うまちづくりを目指すことを表しています。

南丹市 こども計画

令和7(2025)年3月

発 行:南丹市教育委員会

編 集:南丹市教育委員会こども家庭センターこども家庭課



南丹市
Nantan City